

フランス
知的財産規則

2005年12月30日布告第2005-1756号による改正

目次

第II部 工業所有権

第IV巻 管理及び専門組織

第I編 機関

第I章 工業所有権庁

第I節 工業所有権庁の組織

第R411条1

第R411条2

第R411条3

第R411条4

第R411条5

第R411条6

第R411条7

第R411条8

第R411条9

第R411条10

第R411条11

第R411条12

第R411条13

第R411条14

第R411条15

第R411条16

第II節 工業所有権庁により課される手数料

第R411条17

第R411条18

第III節 工業所有権の付与、拒絶又は維持に関する工業所有権庁長官の決定に対する控訴
院への上訴

第R411条19

第R411条20

第R411条21

第R411条22

第 R411 条 23

第 R411 条 24

第 R411 条 25

第 R411 条 26

第 II 章 植物新品種保護委員会

第 I 節 植物新品種保護委員会の組織及び役割

第 R412 条 1

第 R412 条 2

第 R412 条 3

第 R412 条 4

第 R412 条 5

第 R412 条 6

第 R412 条 7

第 R412 条 8

第 R412 条 9

第 R412 条 10

第 R412 条 11

第 R412 条 12

第 R412 条 13

第 R412 条 14

第 II 節 植物新品種保護委員会の決定に対する上訴

第 R412 条 15

第 R412 条 16

第 R412 条 17

第 R412 条 18

第 R412 条 19

第 R412 条 20

第 R412 条 21

第 III 章 工業所有権審議会

第 R413 条 1

第 R413 条 2

第 R413 条 3

第 R413 条 4

第 R413 条 5

第 II 編 工業所有権に関する資格

第 I 章 工業所有権に関する適格者名簿への登録

第 R421 条 1

第 R421 条 2

第 R421 条 3

第 R421 条 4

第 R421 条 5

第 R421 条 6

第 R421 条 7

第 R421 条 8

第 R421 条 9

第 R421 条 10

第 R421 条 11

第 R421 条 12

第 II 章 工業所有権代理人業を営むための条件

第 I 節 工業所有権代理人名簿への登録

第 R422 条 1

第 R422 条 2

第 R422 条 3

第 R422 条 4

第 R422 条 5

第 R422 条 6

第 R422 条 7

第 I 節の 2 欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国の領域内に営業所を有する工業所有権代理人による役務の自由な提供

第 R422 条 7-1

第 R422 条 7-2

第 II 節 国内工業所有権代理人協会

第 R422 条 8

第 R422 条 9

第 R422 条 10

第 R422 条 11

第 III 節 会社形態での業務遂行

第 1 款 専門職民事会社

第 R422 条 12

第 R422 条 13

第 R422 条 14

第 R422 条 15

第 R422 条 16

第 R422 条 17

第 R422 条 18

第 R422 条 19

第 R422 条 20

第 R422 条 21

第 R422 条 22

第 R422 条 23

第 R422 条 24

第 R422 条 25

第 R422 条 26

第 R422 条 27

第 R422 条 28

第 R422 条 29

第 R422 条 30

第 R422 条 31

第 R422 条 32

第 R422 条 33

第 R422 条 34

第 R422 条 35

第 R422 条 36

第 R422 条 37

第 R422 条 38

第 R422 条 39

第 R422 条 40

第 2 款 専門職パートナーシップ

第 R422 条 41

第 R422 条 42

第 R422 条 43

第 R422 条 44

第 R422 条 45

第 R422 条 46

第 R422 条 47

第 R422 条 48

第 R422 条 49

第 3 款 取引パートナーシップ

第 R422 条 50

第 R422 条 51

第 4 款 工業所有権代理人独立業務金融持株会社

第 R422 条 51-1

第 R422 条 51-2

第 R422 条 51-3

第 R422 条 51-4

第 R422 条 51-5

第 R422 条 51-6

第 R422 条 51-7

第 R422 条 51-8

第 R422 条 51-9

第 R422 条 51-10

第 R422 条 51-11

第 R422 条 51-12

第 R422 条 51-13

第 R422 条 51-14

第 IV 節 職業上の義務

第 R422 条 52

第 R422 条 53

第 R422 条 54

第 V 節 懲戒措置

第 R422 条 56

第 R422 条 57

第 R422 条 58

第 R422 条 59

第 R422 条 60

第 R422 条 61

第 R422 条 62

第 R422 条 63

第 R422 条 64

第 R422 条 65

第 R422 条 66

第 III 章 雑則

第 R423 条 1

第 R423 条 2

第 V 卷 意匠及びひな形

第 I 編 権利の取得

第 I 章 保護される権利及び作品

単一節 一定の産業に係る特定の管理的措置

第 R511 条 1

第 R511 条 2

第 R511 条 3

第 R511 条 4

第 R511 条 5

第 R511 条 6

第 II 章 出願手続

第 R512 条 1

第 R512 条 2

第 R512 条 3

第 R512 条 3-1

第 R512 条 4

第 R512 条 5

第 R512 条 6

第 R512 条 7

第 R512 条 8

第 R512 条 9

第 R512 条 9-1

第 R512 条 10

第 R512 条 11

第 R512 条 12

第 R512 条 13

第 R512 条 14

第 R512 条 15

第 R512 条 16

第 R512 条 17

第 R512 条 18

第 R512 条 19

第 III 章 保護期間

第 R513 条 1

第 R513 条 2

第 R513 条 3

第 IV 章 共通規定

第 I 節 手続

第 R514 条 1

第 R514 条 2

第 R514 条 3

第 R514 条 4

第 R514 条 5

第 II 節 経過規定

第 R514 条 6

第 II 編 紛争

単一章 税関における差押

第 R521 条 1

第 R521 条 1-1

第 VI 卷 発明及び技術的知識の保護

第 I 編 発明特許

第 I 章 適用の範囲

第 II 節 所有権

第 1 款 従業者発明

第 R611 条 1

第 R611 条 2

第 R611 条 3

第 R611 条 4

第 R611 条 5

第 R611 条 6

第 R611 条 7

第 R611 条 8

第 R611 条 9

第 R611 条 10

第 2 款 公務員による発明

第 R611 条 11

第 R611 条 12

第 R611 条 13

第 R611 条 14

第 R611 条 14-1

第 3 款 発明者の指定及び所有権の主張

第 R611 条 15

第 R611 条 16

第 R611 条 17

第 R611 条 18

第 R611 条 19

第 R611 条 20

第 II 章 出願及びその処理

第 I 節 出願

第 R612 条 1

第 R612 条 2

第 R612 条 3

第 R612 条 4

第 R612 条 5

第 R612 条 6

第 R612 条 7

第 R612 条 8

第 R612 条 9

第 R612 条 10

第 R612 条 11

第 R612 条 12

第 R612 条 13

第 R612 条 14

第 R612 条 15

第 R612 条 16

第 R612 条 17

第 R612 条 18

第 R612 条 19

第 R612 条 20

第 R612 条 21

第 R612 条 22

第 R612 条 23

第 R612 条 24

第 R612 条 25

第 II 節 出願の処理

第 1 款 国防に影響する出願

第 R612 条 26

第 R612 条 27

第 R612 条 28

第 R612 条 29

第 R612 条 30

第 R612 条 31

第 R612 条 32

第 2 款 出願の分割

第 R612 条 33

第 R612 条 34

第 R612 条 35

第 3 款 出願の訂正, 取下及び公告

第 R612 条 36

第 R612 条 37

第 R612 条 38

第 R612 条 39

第 R612 条 40

第 R612 条 41

第 R612 条 42

第 R612 条 43

第 R612 条 44

第 4 款 出願の拒絶

第 R612 条 45

第 R612 条 46

第 R612 条 47

第 R612 条 48

第 R612 条 49

第 R612 条 50

第 R612 条 51

第 R612 条 52

第 5 款 調査報告の作成

第 R612 条 53

第 R612 条 54

第 R612 条 55

第 R612 条 56

第 R612 条 57

第 R612 条 58

第 R612 条 59

第 R612 条 60

第 R612 条 61

第 R612 条 62

第 R612 条 63

第 R612 条 64

第 R612 条 65

第 R612 条 66

第 R612 条 67

第 R612 条 68

第 R612 条 69

第 6 款 特許の付与及び公告

第 R612 条 70

第 R612 条 71

第 R612 条 72

第 R612 条 73

第 III 節 発明に関する法定公表

第 R612 条 74

第 R612 条 75

第 R612 条 76

第 III 章 特許に由来する権利

第 I 節 実施の権利

第 1 款 実施許諾用意

第 R613 条 1

第 R613 条 2

第 R613 条 3

第 2 款 強制ライセンス

第 R613 条 4

第 R613 条 5

第 R613 条 6

第 R613 条 7

第 R613 条 8

第 R613 条 9

第 3 款 公衆衛生のための職権によるライセンス

第 R613 条 10

第 R613 条 11

第 R613 条 12

第 R613 条 13

第 R613 条 14

第 R613 条 15

第 R613 条 16

第 R613 条 17

第 R613 条 18

第 R613 条 19

第 R613 条 20

第 R613 条 21

第 R613 条 22

第 R613 条 23

第 R613 条 24

第 R613 条 25

第 4 款 経済発展のための職権によるライセンス

第 R613 条 26

第 R613 条 27

第 R613 条 28

第 R613 条 29

第 R613 条 30

第 R613 条 31

第 R613 条 32

第 R613 条 33

第 5 款 国防のための職権によるライセンス及び収用

第 R613 条 34

第 R613 条 35

第 R613 条 36

第 R613 条 37

第 R613 条 38

第 R613 条 39

第 R613 条 40
第 R613 条 41
第 R613 条 42

第 6 款 雜則
第 R613 条 43
第 R613 条 44

第 II 節 権利の移転及び喪失
第 R613 条 45
第 R613 条 46
第 R613 条 47
第 R613 条 48
第 R613 条 49
第 R613 条 50
第 R613 条 51

第 IV 節 権利回復の申立
第 R613 条 52

第 V 節 国内特許登録簿
第 R613 条 53
第 R613 条 54
第 R613 条 55
第 R613 条 56
第 R613 条 57
第 R613 条 58
第 R613 条 59

第 VI 節 報告書の作成
第 R613 条 60
第 R613 条 61
第 R613 条 62

第 VII 節 手数料の減額及び無償援助
第 R613 条 63
第 R613 条 64
第 R613 条 65

第 IV 章 国際条約の適用

第 I 節 欧州特許

第 R614 条 1

第 R614 条 2

第 R614 条 3

第 R614 条 4

第 R614 条 5

第 R614 条 6

第 R614 条 7

第 R614 条 8

第 R614 条 9

第 R614 条 10

第 R614 条 11

第 R614 条 12

第 R614 条 13

第 R614 条 14

第 R614 条 15

第 R614 条 16

第 R614 条 17

第 R614 条 18

第 R614 条 19

第 R614 条 20

第 II 節 国際出願

第 R614 条 21

第 R614 条 22

第 R614 条 23

第 R614 条 24

第 R614 条 25

第 R614 条 26

第 R614 条 27

第 R614 条 28

第 R614 条 29

第 R614 条 30

第 R614 条 31

第 R614 条 32

第 R614 条 33

第 R614 条 34

第 R614 条 35

第 V 章 訴訟手続

第 I 節 証拠の提出

第 R615 条 1

第 R615 条 2

第 R615 条 3

第 R615 条 4

第 R615 条 5

第 II 節 労使調停委員会

第 R615 条 6

第 R615 条 7

第 R615 条 8

第 R615 条 9

第 R615 条 10

第 R615 条 11

第 R615 条 12

第 R615 条 13

第 R615 条 14

第 R615 条 15

第 R615 条 16

第 R615 条 17

第 R615 条 18

第 R615 条 19

第 R615 条 20

第 R615 条 21

第 R615 条 22

第 R615 条 23

第 R615 条 24

第 R615 条 25

第 R615 条 26

第 R615 条 27

第 R615 条 28

第 R615 条 29

第 R615 条 30

第 R615 条 31

第 VI 章 実用証

第 R616 条 1

第 R616 条 2

第 R616 条 3

第 VII 章 補充的保護証明書

第 R617 条 1

第 R617 条 2

第 VIII 章 共通規定

単一節 手続

第 R618 条 1

第 R618 条 2

第 R618 条 3

第 R618 条 4

第 R618 条 5

第 II 編 技術的知識の保護

第 II 章 半導体製品

第 R622 条 1

第 R622 条 2

第 R622 条 3

第 R622 条 4

第 R622 条 5

第 R622 条 6

第 R622 条 7

第 R622 条 8

第 III 章 植物新品種

第 I 節 植物新品種登録証明書の交付及び更新

第 1 款 植物新品種登録証明書出願

第 R623 条 1

第 R623 条 2

第 R623 条 3

第 R623 条 4

第 R623 条 5

第 R623 条 6

第 R623 条 7

第 R623 条 8

第 R623 条 9

第 R623 条 10

第 R623 条 11

第 R623 条 12

第 R623 条 13

第 R623 条 14

第 R623 条 15

第 2 款 植物新品種登録証明書出願の審査

第 R623 条 16

第 R623 条 17

第 R623 条 18

第 R623 条 19

第 R623 条 20

第 R623 条 21

第 R623 条 22

第 R623 条 23

第 R623 条 24

第 3 款 植物新品種登録証明書の交付

第 R623 条 25

第 R623 条 26

第 R623 条 27

第 R623 条 28

第 R623 条 29

第 R623 条 30

第 4 款 年次手数料

第 R623 条 31

第 R623 条 32

第 R623 条 33

第 R623 条 34

第 R623 条 35

第 5 款 放棄—喪失

第 R623 条 36

第 R623 条 37

第 6 款 国内登録簿

第 R623 条 38

第 R623 条 39

第 R623 条 40

第 R623 条 41

第 R623 条 42

第 7 款 国防に影響する植物新品種登録証明書出願

第 R623 条 43

第 R623 条 44

第 R623 条 45

第 R623 条 46

第 R623 条 47

第 8 款 雑則

第 R623 条 48

第 R623 条 49

第 R623 条 50

第 R623 条 51

第 R623 条 52

第 R623 条 53

第 R623 条 54

第 II 節 植物新品種登録証明書の適用範囲，存続期間及び育成者の権利の範囲

第 R623 条 55

第 R623 条 56

第 R623 条 57

第 R623 条 58

第 IV 章 国際的技術移転

第 R624 条 1

第 R624 条 2

第 R624 条 3

第 R624 条 4

第 R624 条 5

第 R624 条 6

第 R624 条 7

第 III 編 発明及び技術的知識に関する訴訟の審理を管轄する裁判所

単一章

第 R631 条 1

第 R631 条 2

第 VII 卷 商標，サービスマーク及びその他の識別性がある標識

単一編 商標及びサービスマーク

第 II 章 標章権の取得

第 R712 条 1

第 R712 条 2

第 R712 条 3

第 R712 条 4

第 R712 条 5

第 R712 条 6

第 R712 条 7

第 R712 条 8

第 R712 条 9

第 R712 条 10

第 R712 条 11

第 R712 条 12

第 R712 条 13

第 R712 条 14

第 R712 条 15

第 R712 条 16

第 R712 条 17

第 R712 条 18

第 R712 条 19

第 R712 条 20

第 R712 条 21

第 R712 条 22

第 R712 条 23

第 R712 条 24

第 R712 条 25

第 R712 条 26

第 R712 条 27

第 R712 条 28

第 IV 章 標章権の移転及び喪失

第 R714 条 1

第 R714 条 2

第 R714 条 3

第 R714 条 4

第 R714 条 5

第 R714 条 6

第 R714 条 7
第 R714 条 8
第 R714 条 9

第 V 章 団体標章
第 R715 条 1

第 VI 章 紛争
第 R716 条 1
第 R716 条 1-1

第 VII 章 国際標章及び共同体標章

第 I 節 国際標章
第 R717 条 1
第 R717 条 2
第 R717 条 3
第 R717 条 4
第 R717 条 5
第 R717 条 6
第 R717 条 7
第 R717 条 8

第 II 節 共同体標章
第 R717 条 9
第 R717 条 10

第 VIII 章 共通規定

単一節
第 R718 条 1
第 R718 条 2
第 R718 条 3
第 R718 条 4

第 VIII 卷 フランス領ポリネシア，ワリー・エ・フトゥーナ諸島，南半球及び南極のフランス領域，ニューカレドニア及びマヨットにおける適用

単一編
第 R811 条 1
第 R811 条 2

第 R811 条 3

第 II 部 工業所有権

第 IV 卷 管理及び専門組織

第 I 編 機関

第 I 章 工業所有権庁

第 I 節 工業所有権庁の組織

第 R411 条 1

工業所有権庁は、特に次の事項を責務とする。

- (1) 特許出願の審査及び特許の付与並びに関連書類の交付
- (2) 商標及びサービスマークの登録及び公告
- (3) 商標及びサービスマークに関する同一性証明書の交付及び先行行為についての情報の提供
- (4) 特許が付与されている発明に使用された生物学的材料の寄託、保管及び培養体寄託物の公衆による利用への供与の組織化
- (5) 意匠の寄託の集中管理及び保管並びにその公告、また、意匠の創作の立証を容易にすることを目的とする複式封筒の寄託の登録及び保管(1)
- (6) 特許登録簿、商標登録簿及び意匠登録簿の維持管理、特許、商標又はサービスマーク及び意匠の所有権を変更するすべての証書の登録
- (7) 博覧会における工業所有権の一時的保護、産業報奨及び原産地標章に関する法規に含まれる規定の施行
- (8) 工業所有権に関する国際協定の施行、特に工業所有権保護国際事務局及び欧州特許機構との管理上の連携
- (9) 国内商業・会社登録簿及び中央職種登録簿の維持管理
- (10) 商事裁判所又はこれに代わり行為する民事裁判所の書記官に提出された会社の基本定款及び修正証書のファイルの保管
- (11) 商業登録簿及び職種登録簿並びにこれらの登録簿の公報に記載された情報の集中管理
- (12) 工業所有権に関するすべての技術書類及び法律書類の集中管理、保管及び公衆による利用への供与
- (13) 工業所有権公報の管理

工業所有権庁は、その保有する書類を活用するため、必要な場合は、他のファイル又は登録簿と連結して、データベースを設定することができる。その目的で、同庁は、子会社を設立し又は資金参加を行うことができる。

[注 1] 2004 年 2 月 25 日布告第 2004-199 号第 88 条 I：本布告第 2 条(I)の規定は、2005 年 1 月 1 日から施行される。

第 R411 条 2

工業所有権庁長官は、すべての民事行為について同庁を代表する。

同庁の職員は、長官の命令に従わなければならない。

長官は、同庁の運営に必要なすべての措置を講じる。

長官は、予算を作成し、かつ、これを実行する。長官は、収入の項目を定める。長官は、予算割当の範囲内で支出を割り当て、清算し、命じる。

長官は、自ら指名する同庁の1名又は2名以上の職員に対して、署名、特に契約締結に係る署名の権限を委任することができる。

第 R411 条 3

理事会は、12名の構成員から成る。

(1) 国務院又は会計検査院の構成員であって、工業所有権担当大臣の命令により1度限り更新可能な3年の任期につき議長として任命される者1名

(2) 法務省の民事・印章局長又はその常任代理

(3) 経済財務省の予算局長又はその常任代理

(4) 工業所有権担当大臣の代理2名。うち1名は総務局長又はその常任代理

(5) 研究開発庁の長官

(6) 国内工業所有権代理人協会の会長、及び工業所有権担当大臣の命令により1度限り更新可能な3年の任期で任命される企業の工業所有権専門家の代表者1名

(7) 1度限り更新可能な3年の任期で工業所有権担当大臣により任命される産業保護関連の産業界の代表者2名

(8) 工業所有権担当大臣の命令により定められた条件に従って選出される、庁の職員の代表者2名

理事会の構成員にはその職務についての報酬の支払はない。ただし、1990年5月28日布告第90-437号に規定された交通費及び寝食手当の支給を受けることができる。

長官、国家会計検査官及び会計官は、顧問として理事会の会議に参加する。

理事会の議長は、会議に出席させることが有益であると判断する者に対し、顧問としての会議への出席を求めることができる。

理事会事務局の業務は、当該目的のため長官が任命した工業所有権庁の職員によって行われる。

第 R411 条 4

理事会は、監督各大臣が定めた方向付け枠組内で、庁の一般方針を定める。理事会は、特に次の責務を有する。

(1) 予算及びその修正、終了した会計年度の財務報告、並びに成果の割当を承認し、年次業務報告について意見を述べること

(2) 料金政策の方向付け、庁が締結する契約の承認に係る一般的条件、職員の雇用及び報酬に係る一般的条件、庁の手続規則を決定すること

(3) 子会社の設立又は解散、分配金の取得又は移転、建物の購入、売却又は賃貸借について決定すること

(4) 借入を承認し、贈与及び遺産を受け入れること

(5) 訴訟の提起を決定し、和解による解決に合意すること

理事会は、これらの権能を庁長官に委任することができる。

第 R411 条 5

理事会は、少なくとも年 2 回会議を行う。理事会は、議長が定めた議題に関して議長が招集する。

理事会の審議が有効になるためには、少なくとも 7 名の構成員が会議に出席していなければならない。

定足数が満たされない場合は、構成員に対し新たな会議の通知を送付する。その場合は、理事会は、構成員の出席数如何に拘らず有効に審議を行うことができる。

票決が賛否同数となった場合は、議長が決定票を投じるものとする。

第 R411 条 6

工業所有権庁に所属する契約職員の数は、庁の予算割当の範囲内で毎年決定される。

当該職員の地位については、布告によってこれを定める。

第 R411 条 7

会計官は、関係大臣及び財務担当大臣の命令によって任命され、かつ、必要に応じて交替させられ又は解任される。会計官の報酬もまた同様に決定される。

会計官は、長官の支配下に置かれる。ただし、会計官は、自らの管理行為について個人的かつ金銭的に責任を負うものとし、自らの役務の財務的部分の遂行に関しては、財務担当大臣から指令を受けるものとする。

会計官は、その就任に先立って、会計検査院において宣誓を行い、かつ、財務及び経済担当大臣の命令によってその額が定められる保証金の提供を証明しなければならない。会計官による管理行為は、財政監察局及びパリの財務徴税官により検証され、会計検査院により確認される。

会計官は、自らの署名代行として所定の授權書により任命した 1 又は 2 以上の庁の職員に対し、自らの責任において署名を委任することができる。

第 R411 条 8

工業所有権庁の監査、特に予算実行の事後監査は、国の経済及び財務上の監査に関する条文を法典化し、適合させた 1955 年 5 月 26 日布告第 55-733 号(改正)において定められる条件に従って、国家会計検査官がこれを行う。

この監査を実行するに当たっての特別条件は、工業所有権、経済及び予算の各担当大臣の共同命令によって定められる。

第 R411 条 9

工業所有権庁長官は、理事会が次の権限を行使して下した決定について承認を求めるために、これらの決定を、国家会計検査官の意見書がある場合はそれを付して、知的所有権担当大臣及び予算担当大臣に送付する。予算及びその修正、終了した会計年度の財務報告書及び結果の割当の承認、料金政策の方向付け、職員の勤務及び報酬に係る一般的条件の決定、子会社の設立又は解散に係る決定、分配金の取得又は移転、建物の購入、売却又は賃貸借、借入の許可並びに贈与及び遺産の受入。

工業所有権庁の予算案及び会計年度中の予算修正に関する決定は、行政事務に係る一般予算

について規定された期限内に、予算担当大臣の一般書簡によって送付される。
送付された決定は、知的所有権担当大臣及び予算担当大臣による受領から遅くとも1月後に法律上執行可能となる。ただし、当該期限内に反対する者がいないことを条件とする。
予算担当大臣は、本条にいう決定の承認に関して、署名の権限を国家会計検査官に委任することができる。

第 R411 条 10

工業所有権庁の財源は、次のとおりである。

- (1) 工業所有権、商業登録簿及び職種登録簿並びに会社定款の提出に関するすべての公認課徴金収入
- (2) 同庁により役務提供報酬として課されるすべての収入
- (3) 刊行物の販売による収益
- (4) 資産収入及び資産売却益
- (5) フランスが参加している国際工業所有権組織からの払戻金収入
- (6) 公認借入からの資金
- (7) 特に寄付、遺贈、贈与及び援助金等によるその他の資金

第 R411 条 11

工業所有権庁の費用は、次のとおりである。

- (1) 同庁の運営及び設備のための支出
- (2) 国際工業所有権組織体へのフランスの参加に関連する支出

第 R411 条 12

工業所有権庁が発する業務契約及び供給契約については、国の契約に適用される法律及び規則の規定に準拠する。

第 R411 条 13

工業所有権庁長官は、収入証憑の発行、支出に係る割当、清算及び支払命令を記録する。

第 R411 条 14

会計官は、未収債権の回収、及び支払について単独で責任を負う。

会計官はまた、長官から送付された収入証憑について責任を負う。会計官は、その個人的な責任において、庁のあらゆる資金の受領を確保するべく最大限に努力し、未払債務者に対して必要な執行措置を講じ、貸借期間の満了を長官に通知し、あらゆる期限が超過しないようにし、権利、特権及び譲渡抵当権を確実に維持し、また、譲渡抵当権登録簿への適切な権原の記入を請求する義務を負う。

会計官は、未収債権を友好的に回収しなければならない。友好的な回収が不可能である場合は、会計官は、その旨を長官に通知するものとし、長官は、財務省の法律業務及び司法代理業務の運営を改善し促進する 1935 年 10 月 30 日布告第 2 条に従って、当該収入証憑を強制執行可能なものにする。

会計官は、長官の書面による命令によってのみ訴訟を放棄することができる。

会計官は、長官により定期的に命じられる費用の支払について責任を負う。

第 R411 条 15

権限を有する幹部職員は管理報告書を、会計官は運営報告書を、それぞれ毎年理事会に提出しなければならない。

管理報告書は、これに理事会及び国家会計検査官の意見書を添付して、会計年度の終了後 3 月以内に、予算担当大臣及び関係大臣に提出しその承認を得るものとする。

予算担当大臣は、管理報告書の承認に関し、自らの署名権限を国家会計検査官に委任することができる。

第 R411 条 16

会計処理、予算及び計算書の様式、帳簿、並びに権限を有する幹部職員及び会計官による記載に関する規則は、財務担当大臣、予算担当大臣及び関係大臣の署名がある 1 又は 2 以上の命令書において定められる。

第 II 節 工業所有権庁により課される手数料

第 R411 条 17

工業所有権庁は、次の手続に関して手数料を課すものとし、その金額及び施行条件は、知的所有権担当大臣及び予算担当大臣の一般命令により定められる。

(1) 特許、実用証及び補充的保護証明書について

出願

調査報告

11 件目を超えるクレーム

優先権の申立

先の出願の出願日を享受するための申立

追加の調査報告を要する新たなクレーム

誤謬訂正の申立

手続続行の申立

明細書の交付及び印刷

効力の維持

出願手数料又は調査報告手数料の遅延納付に係る追加手数料

調査報告の遅延請求に係る追加手数料

年次手数料の遅延納付に係る追加手数料

回復に係る救済申立

補充的保護証明書

(2) 欧州特許について

欧州特許又は欧州特許出願におけるクレームの翻訳文又は補正翻訳文の告示

欧州特許出願の謄本の作成及び受理国への送付

(3) 国際出願(特許協力条約(PCT))について

国際出願の送付

国の指定の確認

遅延納付に係る追加手数料

追加謄本の作成

(4) 商標及びサービスマークについて

出願

商品又はサービスの類

優先権の主張

不備是正

異議申立

誤記の訂正

更新

更新手数料の遅延納付に係る追加手数料

放棄

国際商標登録簿への登録申請

満了通知

(5) 意匠について

寄託

期間延長

遅延期間延長に係る追加手数料

期間延長手数料の遅延納付に係る追加手数料

延期された公告の放棄

寄託の効果の放棄

不備是正，訂正，満了通知

特殊封筒の登録及び保管

(6) 工業所有権の行使について

半導体製品の回路配置：出願及び保管，並びに権利の修正又は移転に関する証書の登録

産業報奨：結果若しくは報奨の登録，又は移転陳述書若しくは譲渡陳述書の転記

(7) 国内特許・商標・意匠登録簿及び特別国内ソフトウェア登録簿について

登録申請

ソフトウェア利用権の質入の登録更新

(8) 国内商業・会社登録簿について

申立

証書の提出

却下の場合は，次のものに係る手数料は払い戻される。

－特許，実用証及び補足的保護証明書について：出願

－商標及びサービスマークについて：出願，商品又はサービスの類，更新

－意匠について：寄託，期間延長

特許の調査報告に係る手数料も，付与手続中断の場合，又は開示禁止の延長及び調査報告の草案作成手続の開始前に発生する自由な利用の禁止の延長の場合は払い戻される。

第 R411 条 18

工業所有権庁が、その保管に係る書類又は証書の伝達、保管書類の利用及びその刊行物の販売に際して徴収する付随的収入は、理事会の審議によって確定され、理事会は、その徴収条件及び金額を定める。

第 III 節 工業所有権の付与、拒絶又は維持に関する工業所有権庁長官の決定に対する控訴院への上訴

第 R411 条 19

工業所有権の付与、拒絶又は維持に関する工業所有権庁長官の決定に対する上訴を審理するための管轄権を有する控訴院は、当該上訴を提起する者の居所の裁判所であり、次に転記する、司法組織法に添付の表 IV の 2 における分類に従うものとする。

工業所有権の付与、拒絶又は維持に関する工業所有権庁長官の決定に対する上訴を審理するための管轄権を有する控訴院の所在地及び管轄区域

所在地	管轄区域 控訴院及び上級裁判所の管轄境界まで拡大
エクサンプロバンス	エクサンプロバンス、バスティア、ニーム
ボルドー	アジャン、ボルドー、ポワティエ
コルマル	コルマル、メス
ドゥエー	アミアン、ドゥエー
リモージュ	ブルジュ、リモージュ、リオン
リヨン	シャンベリー、リヨン、グルノーブル
ナンシー	ブザンソン、ディジョン、プロワ、ナンシー
パリ	オルレアン、パリ、ランス、ルーアン、ヴェルサイユ、バステール、フォールドフランス、サンドニドラレユニオン、ヌーメア、パペーテ、マムーズー、サンピエールエミクロン
レンヌ	アンジェ、カーン、レンヌ
トゥールーズ	ポー、モンペリエ、トゥールーズ

当該人が外国に居住している場合は、パリ控訴院が管轄裁判所となる。当該裁判所の管轄区域内で住所が選択されるものとする。

第 R411 条 20

工業所有権庁長官の決定に対し控訴院に上訴するための期限は、1 月とする。

ただし、この期限は、適切な場合は、新民事訴訟法第 643 条に従って延期される。

第 R411 条 21

上訴は、裁判所の書記課に訴状を 2 部郵送又は手交することにより行う。訴状には次の事項を記載するものとし、これに違反する上訴は、職権により却下される。

- (1) (a) 上訴人が自然人である場合：その姓名、職業、住所、国籍、出生地及び生年月日
- (b) 上訴人が法人である場合：その形態、名称、登録事務所及びその法律上の代表組織
- (2) 不服とする決定の日付及び主題
- (3) 上訴人が当該工業所有権の所有者又は出願の所有者の何れでもない場合は、これらの所有者の名称及び宛先

訴状には、不服とする決定の写しを添付しなければならない。

訴状に主張の理由を記載した陳述書が含まれない場合は、上訴人は、訴状の提出日から1月以内に当該陳述書を書記課に提出しなければならない、これに違反する上訴は却下される。

第 R411 条 22

控訴院の書記課は、訴状の写し、及び該当する場合は、後に提出された上訴理由陳述書の写しを、受領通知付の書留郵便をもって工業所有権庁長官に転送する。

工業所有権庁長官は、当該訴状の写しを受領したときは、不服とされる決定に係る書類を書記課に送付する。

第 R411 条 23

控訴院は、工業所有権庁長官が書面又は口頭により意見を述べることが可能となった後に判決を下す。

工業所有権庁長官は、意見書2部を当該裁判所の書記課に提出するものとし、書記課は、そのうちの1部を上訴人に送付する。

第 R411 条 24

上訴人が当該工業所有権の所有者又は出願の所有者の何れでもない場合は、控訴院の首席書記官は、配達通知付の書留郵便により当該所有者を召喚する。

異議申立に係る工業所有権庁長官の決定に対する上訴が、異議が申し立てられている標章登録出願の所有者によって提起された場合は、先の標章の所有者が同じ方法で召喚される。

第 R411 条 25

上訴人は、控訴院において弁護士の援助を受け、又は事務弁護士を代理人とすることができる。

第 R411 条 26

書記課は、控訴院の判決を、上訴人、工業所有権庁長官、及び該当する場合は、その他の関係人に通知する。

第 II 章 植物新品種保護委員会

第 I 節 植物新品種保護委員会の組織及び役割

第 R412 条 1

法第 L412 条 1 により創設された植物新品種保護委員会は、次の任務を有する。

法第 L623 条 1 から法第 L623 条 16 までに規定された要件を満たす出願に対応する植物新品種登録証明書並びに当該出願及び登録証明書に関するすべての公式書類を交付すること

法第 L623 条 23 に定められた事情にある育成者の権利喪失を宣言すること

第 R412 条 2

植物新品種保護委員会は、農業大臣に対し、法第 L412 条 1 及び法第 L623 条 1 から法第 L623

条 35 までの適用上必要な規制的規定を提案することができ、かつ、一般的に、植物新品種保護の施行に関するあらゆる提言を行うことができる。

第 R412 条 3

植物新品種保護委員会は、その本部をパリに置く。委員会は、委員長に加えて、農業大臣の命令により任命される 10 名の委員から構成されるものとし、うち 1 名は、法第 L412 条 1 に定められた条件に従って、海外県・領域担当大臣により提案されるものとする。

第 R412 条 4

委員会の委員長を務める司法官は、パリ控訴院又はパリ大審裁判所の司法官であって、司法の少なくとも第 1 級に属するものの中から選任される。

委員長は、国璽保管職、法務大臣及び農業大臣の共同命令によって任命される。

委員長は、委員会の会議を開催してその委員長を務める他、第 R412 条 10 に規定する事務局が円滑に機能するよう取り計らうと共に、事務局の援助を得て委員会の決定の準備及び執行を行うことを職責とする。

第 R412 条 5

委員会の委員長及び委員の任期は 4 年間とし、当該任期は更新することができる。委員会の委員は、その半数が 2 年ごとに交代する。ある委員が死亡その他の理由によりその職務を遂行することができなくなった場合は、2 月以内にその後任を置くものとする。新たに任命された委員は、その前任者の任期が満了するまで在任する。

第 R412 条 6

委員会の委員のうち公務員でない者は、国に対し援助を提供する評議会、委員会、審議会、その他の組織体に参加する国の職員及びその他の者の交通費の払戻に関する条件を定めた 1990 年 5 月 28 日布告第 90-437 号の規定に従うものとする。

第 R412 条 7

委員会の委員長及び委員は、その職務遂行中に知り得た事項に関して守秘義務を負う。更に、委員会の委員は、植物品種に関し、自らがその登録証明書出願の承認又は拒絶について直接的な利害関係を有している場合は、その審議に参加することができない。

第 R412 条 8

委員会は、必要なときはいつでも、委員長が招集して開催される。委員会における審議は、在職委員の過半数の出席がある場合に限り、行うことができる。賛否同数の場合は、委員長が決定票を有する。

第 R412 条 9

委員会に付託された事件に係る準備及び審査を効率化するため、委員会は次を行うことができる。

－委員の中から常任委員となる者を指名すること

- －特定専門家委員会を設置すること
- －その助言が必要と思われる専門家その他の者に援助を求めること

第 R412 条 10

植物新品種保護委員会は、事務局を有する。事務局長は、委員会の提案に基づき、かつ、国立農事研究所所長と協議の後に、農業大臣の命令によって任命される。

事務局長は、国立農事研究所所長が自らの職員に係るものと同じの条件により採用した職員の援助を求めるものとする。当該職員の報酬は、法第 L623 条 16 にいう特別項目の勘定とされる。

当該職員の管理については、国立農事研究所所長の権限の委任により、事務局長がこれを執り行う。

事務局長は、委員会の指令に従い、かつ、委員長の権限の下に、また、法第 L412 条 1 及び法第 L623 条 1 から法第 L623 条 35 までの規定並びにその施行法規の条件内で、次の責務を負う。

- －植物新品種登録証明書出願及び当該登録証明書の交付に対する異議申立を受領し、登録し、審査すること
- －植物新品種の保護に関する種々の登録簿を維持管理すること、登録証明書の所有権に影響を及ぼすすべての行為の登録を確保すること、及び規定された各種の通知を公告すること
- －すべての権限ある機関と連絡を取り合い、また、特に名称の問題に関する限り、工業所有権庁及び植物新品種保護国際同盟事務局並びに植物品種の技術的審査の委託を受ける専門家と連絡を取り合うこと
- －委員会の会議に事務局を提供すること
- －植物新品種登録証明書を作成し、また、公式書類のあらゆる謄本を交付すること
- －登録証明書が交付されたすべての植物新品種の保存状況を監視し又は監視の手配をすること
- －法第 L623 条 16 にいう国立農事研究所の予算における特別項目に関する予算を策定すること

事務局長は、前記規定の施行規則を作成するものとし、委員会は、当該規則を農業大臣に提出する。事務局長は、植物新品種の保護を促進し、かつ、改善するために委員会が農業大臣及び外務大臣に対して締結を提案する国際協定についての交渉を準備し、これに参加する。

第 R412 条 11

植物新品種の保護に関する 1961 年 12 月 2 日のパリの条約第 30 条 (1) (ii) の規定に従い、植物新品種保護委員会及びその事務局は、フランスにおける植物新品種保護に係る管轄当局とみなされる。当該目的のため、委員会の事務局は、植物新品種保護国際同盟と連絡を取り合い、その活動に参加する。

第 R412 条 12

法第 L623 条 16 により設定された国立農事研究所予算の特別項目は、植物新品種保護委員会と協議した後、同研究所の管理審議会により決定される。この特別項目の収支は、植物新品種保護委員会の事務局長が、国立農事研究所所長の権限の委任を受け、かつ、同研究所の収支に適用されるものと同じの条件において、これを管理する。

第 R412 条 13

当該特別項目の収入源は、特に、法第 L623 条 16 に従い植物新品種の保護について徴収が認められているすべての手数料による収入から成る。

第 R412 条 14

当該特別項目の支出は、次のものから成る。

- －委員会及びその事務局の、職員報酬及び交通費を含む運営及び設備支出
- －技術的審査費用及び必要に応じ参考文献の収集に係る費用
- －植物新品種の保護に関する国際組織へのフランスの財政分担金
- －法第 L412 条 1 及び法第 L623 条 1 から法第 L623 条 35 までの規定の適用により生じるその他の費用

第 II 節 植物新品種保護委員会の決定に対する上訴

第 R412 条 15

植物新品種保護委員会の決定に対しパリ控訴院に上訴するための期限は、1 月とする。上訴人がフランス本土以外の場所に居住する場合は、この期限は、欧州に居住する者については 1 月、世界のその他の地域に居住する者については 2 月延期される。

第 R412 条 16

前条に規定された上訴期限は、上訴人が委員会の決定通知を受領した日から起算される。

第 R412 条 17

上訴は、上訴人本人により、又は控訴院において業務を行う代訴人若しくは正規に登録された弁護士を通じて、パリ控訴院の上級首席裁判官宛の書面での請求により提起される。上訴人本人が出廷することができない場合は、第 1 段落に規定されるとおり、代理又は補佐させることができる。

第 R412 条 18

上訴が植物新品種登録証明書の出願の所有者以外の者により行われる場合は、当該所有者は、控訴院の上級書記官より、受領確認付の書留郵便をもってその旨の通知を受ける。

第 R412 条 19

控訴院は、公訴官を聴聞した後に、判決を下すものとする。

第 R412 条 20

植物新品種保護委員会の決定に対して提起された如何なる上訴も、控訴院の書記官により 15 日以内に受領確認付の書留郵便で委員会に伝達される。

控訴院により当該上訴について下された判決に関しては、前記と同様の方法で、書記官が上訴人及び植物新品種保護委員会にこれを通知する。

第 R412 条 21

書記官は、当該判決の写しを植物新品種保護委員会に送付する。
当該判決は、国内植物新品種登録証明書登録簿に職権により登録される。
控訴院の判決は、その通知後 2 月以内に執行される。

第 III 章 工業所有権審議会

第 R413 条 1

工業所有権担当大臣の監督下において工業所有権審議会が設置される。工業所有権審議会は、助言の役割を有し、工業所有権担当大臣より付託された事項についてその意見を述べるものとする。審議会は、少なくとも年 2 回会合する。

第 R413 条 2

工業所有権審議会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 知的所有権担当大臣の常任代理

外務大臣が任命した同大臣の常任代理

法務大臣が任命した同大臣の常任代理

研究担当大臣の常任代理

工業所有権庁長官

(2) 大学教授 2 名

通商産業界の代表者 4 名

研究技術界の代表者 2 名

工業所有権の専門家の代表者 3 名(うち 1 名は国内工業所有権代理人協会の会長)及び弁護士 1 名

独立の発明家の代表者 2 名

知的所有権についての適格者 3 名

(2)に基づいて任命される審議会の構成員は、国内工業所有権代理人協会会長を除き、工業所有権担当大臣の命令により 3 年の任期で任命される。

第 R413 条 3

工業所有権担当大臣は、工業所有権審議会の議長を務めるものとし、かつ、同審議会の構成員の中から副議長を選任する。

第 R413 条 4

工業所有権審議会は、その構成員の中から、特定事項について審議を行う臨時委員会を構成することができる。更に同審議会は、便宜と思われる場合は、その権限内の事項に関して省の代理人を関与させ、また、その作業において適格者の協力を求めることができる。

第 R413 条 5

工業所有権審議会の事務局は、工業所有権庁がこれを提供する。

第 II 編 工業所有権に関する資格

第 I 章 工業所有権に関する適格者名簿への登録

第 R421 条 1

法第 L421 条 1 にいう工業所有権に関する適格者名簿への自然人の登録は、次のすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 1984 年 1 月 26 日法律第 84-52 号にいう科学的、文化的及び専門的な公的組織であって資格付与権限を有するものが発行した法律、科学若しくは技術上の国家第二課程資格免状を有すること、又は国璽保管職、法務大臣、工業所有権担当大臣及び高等教育担当大臣の共同命令により定められた条件に従って同等と認められる資格を有すること
- (2) ストラスブール大学の国際工業所有権研究センター(CEIPI)が発行した資格免状を有すること、又は国璽保管職、法務大臣、工業所有権担当大臣及び高等教育担当大臣の共同命令により定められた条件に従って同等と認められる資格を有すること
- (3) 3 年以上の職務経験があること
- (4) 国璽保管職、法務大臣、工業所有権担当大臣及び高等教育担当大臣の共同命令により各専門分野についてその条件及び課程が決定される適性試験に合格していること。なお、当該試験は、欧州特許庁に対する専門的代理人についても適用される。

第 R421 条 2

次に該当する者は、適格者名簿に登録することができない。

- (1) 名誉、誠実又は道徳に反する行為として刑事上の有罪判決を受けるに至った行為を行った者
- (2) 前記と同種の行為について、解雇、登録抹消、免職、承認又は委任の取消を伴う懲戒的又は行政的制裁を受けた者
- (3) 個人的に支払不能を宣告され、又は司法的清算、資産の清算、個人的支払不能及び破産に関する法律若しくは企業の更生及び司法的清算に関する法律に基づくその他の制裁措置を受けた者

第 R421 条 3

次の事項が、刑事訴訟法第 R79 条に定められている。

[...] 警察記録の第 2 公報は、次の者に交付された。

[...] 24. 工業所有権適格者名簿及び法第 L422 条 5 にいう名簿への登録のため工業所有権庁長官に対して

第 R421 条 4

工業所有権の適格者の登録に伴う専門分野の指定は、職務経験を基盤とし、該当する場合は、資格免状に基づく技師又は弁護士業務により補完される、特許又は商標若しくは意匠の分野とすることができる。

該当する場合は、複数分野を登録することもできる。

工業所有権に関し新しい専門的資格が発生した場合は、工業所有権担当大臣は、その命令に

より専門分野項目を追加設定することができる。

第 R421 条 5

第 R421 条 1(3)にいう職務経験とは、工業所有権、関連する権利及び関連事項に関する権利について研究、助言、援助又は代理活動を主たる職業として遂行することをいう。

職務経験は、求められる専門分野の指定に対応する主題に関し、かつ、当該指定の主体である工業所有権適格者の責任において、フランス国内で修得したものでなければならない。

職務経験が当該人の責任において修得されたものでない場合は、第 R421 条 6 にいう委員会は、書類審査により当該人の経験がその内容、範囲及び関係専門分野の通常基準への準拠性において同等と認められるときは、当該人に試験の受験を許可することができる。

第 R421 条 6

第 R421 条 1(4)にいう試験の監督責任を有する委員会は、司法官 1 名を委員長とし、以下、私法を教える大学教授 1 名、弁護士 1 名及び工業所有権適格者 4 名から構成される。委員会に出席することができない委員については、代行を立てなければならない。

当該委員会の構成員及びその代行の指名条件は、国璽保管職、法務大臣、工業所有権担当大臣及び高等教育担当大臣の共同命令により定められる。

第 R421 条 7

第 R421 条 1 にいう資格免状、教育及び専門的試験に関する条件は、大学、高等教育機関又はこれらと同水準の教育を行う機関において最低 3 年間又は定時制課程においてはこれと同等の期間にわたり一通りの研究課程を無事に修了し、かつ、該当する場合は、当該通常課程の研究に加えて要求される専門課程を履修した者及び次の何れかに該当する者については適用されない。

(1) 欧州連合加盟国において職務を遂行するための資格免状、証明書又はその他の権利書で、次に該当するものを所有する者

(a) 当該加盟国の管轄当局により交付された、主に欧州連合内で受けた教育を保証するもの、又は

(b) それ以外の国の当局により交付されたもの。ただし、この場合は、当該資格免状、証明書又はその他の権利書を承認した加盟国の管轄当局より、これらを所有する者が当該加盟国において少なくとも 3 年間の職務経験を有していることを証明する証明書が発行されていることを条件とする。

(2) 過去 10 年間のうちに、当該職務の就任又は遂行を規制していない加盟国において 2 年以上常勤で当該職務を遂行していた者。ただし、この場合は、当該遂行の事実が当該加盟国の管轄当局により証明されることを条件とする。

第 R421 条 8

次の場合は、第 R421 条 7 にいう取扱は、その課程及び条件が国璽保管職、法務大臣及び工業所有権担当大臣の共同命令により定められる、第 R421 条 6 にいう委員会の適性試験に合格することを条件とする。

(1) 候補者の受けた教育の分野が、第 R421 条 1 にいう資格免状及び専門試験における課程に

含まれるものと実質的に異なる場合、又は

(2) その遂行には当該資格免状の保有若しくは当該試験の合格を条件とする職業活動のうちの1若しくは2以上が、出身地若しくは最後の居所である加盟国において規制を受けていないか、若しくは異なる形で規制されており、その相異が、候補者が提示した資格免状の分野と実質的に異なる事項を対象とする、最初の加盟国で要求された特定の教育であることに起因する場合

工業所有権庁長官は、試験の受験者名簿を作成しなければならない。

第 R421 条 9

登録申請書は、工業所有権庁長官に提出しなければならない。当該申請書には、第 R421 条 1 又は第 R421 条 7 及び第 R421 条 8 に定められた条件が満たされていることの証明書を添付しなければならない。

申請書に対しては、その受領証が発行される。

第 R421 条 10

登録申請に関する工業所有権庁長官の決定は、必要な場合は第 R421 条 5 に従って委員会の決定を経た後に、関係当事者に対して通知される。拒絶の場合は、その理由を付さなければならない。

第 R421 条 11

名簿に登録された者は、随時当該名簿からの抹消を請求することができる。

第 R421 条 2 にいう処置を受けた者は、工業所有権庁長官によって名簿から抹消される。当該抹消は、理由を付したものでなければならず、また関係当事者が意見書を提出することが可能となった後に決定されるものとする。

第 R421 条 12

名簿への登録及び名簿からの抹消は、工業所有権公報に公告される。

最新の適格者名簿は、毎暦年の始めに同公報において公告される。

第 II 章 工業所有権代理人業を営むための条件

第 I 節 工業所有権代理人名簿への登録

第 R422 条 1

工業所有権における資格を有し、かつ、第 R421 条 1 にいう名簿に登録されている者は、同一の専門分野の表示により、法第 L422 条 1 第 3 段落にいう工業所有権代理人名簿への登録を申請することができる。

「特許」の表示により、第 R612 条 2 にいう手続において行為することができる。また、「商標、意匠」の表示により、第 R712 条 2 及び第 R712 条 13 にいう手続において行為することができる。

ただし、工業所有権に係る資格及び専門組織に関する 1992 年 4 月 1 日布告第 36 条(I)に定め

られた手続きに基づき「弁護士」の表示をもって登録された者は、第 R712 条 2 及び第 R712 条 13 において定義される行為を実行することができる。

第 R422 条 2

第 R422 条 1 にいう名簿への登録は、次に従うことを条件とする。

(1) 個々に若しくは他と共同して、又は他の工業所有権代理人若しくは工業所有権代理人会社の従業者として、法第 L422 条 1 にいう役務を公衆に提供するか又は 3 月以内にこれを提供することを約束すること

(2) フランス国籍を有するか、又は他の欧州連合加盟国若しくは他の欧州経済地域協定締約国の国民であること

(3) 居所又は営業所をフランス国内に有していること

(4) 法第 L422 条 8 にいう保険及び保証の証拠を提出するか又は 3 月以内にこれを提出することを約束すること。なお、当該証拠は、登録後毎年提出しなければならない。

第 R422 条 3

登録申請は、工業所有権庁長官に提出する。申請書には、第 R422 条 2 にいう条件が満たされていることを証明する証拠を添付しなければならない。

第 R422 条 4

工業所有権庁長官は、国内工業所有権代理人協会の意見を聞いた後に、登録を行う。長官から意見を求められてから 1 月以内に協会がその意見を表明しない場合は、当該意見は与えられたものとみなされる。

登録の拒絶は、理由を付した決定に基づいて行われ、その旨が関係当事者に通知される。

自然人の登録は、工業所有権代理人の名称で行われ、それに続いて同人がその枠内で職務を遂行する業務の名称を記載するものとし、会社の場合は、その登記上の名称によって登録される。

工業所有権代理人が第 R422 条 2 に定められた条件、特に同条(4)により要求される条件を満たしていることの証拠を提出しない場合は、当該工業所有権代理人は、工業所有権庁長官から、所定の期限内に自らの状況の不備を是正するよう求められる。

当該工業所有権代理人が前段落にいう期限が到来しても自らの状況の不備を是正しない場合は、工業所有権庁長官は、当該代理人に停職を申し渡す。ただし、この停職は、状況の不備が是正された時点で解除される。停職は、第 R422 条 66 に従って公告される。

停職は、法第 L422 条 7 に定められた条件を満たさなくなった会社についてもまた、前段落に定められた条件に従って命じられる。

工業所有権庁長官は、その停職期間が 6 月を超えた工業所有権代理人を、第 R422 条 1 にいう名簿から抹消する。

第 R422 条 5

工業所有権代理人名簿に登録された者は、名簿からの抹消を請求することができる。また工業所有権代理人は、自らが第 R422 条 2 に定められた条件を満たさなくなった場合は、抹消を請求しなければならない。当該請求は、工業所有権庁長官に提出するものとし、長官は、国

内工業所有権代理人協会の意見を聴取した後に、抹消を実行する。
事案が法第 L422 条 10 にいう規律委員会に付託される場合は、当該抹消は保留される。

第 R422 条 6

会社として職務が遂行される場合は、パートナー全員が共同して、法第 L422 条 7 にいう特殊事項欄への会社の登録を申請するものとする。申請書には、商業・会社登録簿への登録に係る申請書を提出したことの証拠を添付する。

工業所有権庁長官は、第 R422 条 4 に定められた登録を行い、かつ、当該登録申請が提出された裁判所において商業・会社登録簿の維持管理を担当する書記官に対して自らの決定を通知する。

会社を抹消する旨の決定は、その日付から 1 月以内に、当該会社が登録されている登録簿を維持管理する書記官に通知しなければならない。

第 R422 条 7

1 の工業所有権代理人は、法第 L422 条 7(b) にいう工業所有権代理人会社の登記資本金を、法第 L423 条 2(e) に従い、当該会社の事業目的が 1 又は 2 以上の工業所有権代理人を次の何れかを主たる事業活動として実行する他の役務提供者と連携させることである場合は、25% に限り保有することができる。

- (1) 原型の制作
- (2) 仲介業務のライセンス許諾
- (3) 商標の創作
- (4) 革新的事項への投資

第 I 節の 2 欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国の領域内に営業所を有する工業所有権代理人による役務の自由な提供

第 R422 条 7-1

欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国に居住する専門家が当該国の中央工業所有権庁において工業所有権の所有者を代理することを認可されているときは、当該専門家は、その職業資格を当該国の 1 又は 2 以上の言語を用いてフランスで行使し、工業所有権庁において他人を代理することができる。ただし、その者の資格が、その者が営業所を有する当該国の管轄当局により認証されている場合に限る。

当事者が営業所を有する国において、その職業の遂行が規制された資格の保有に依存しないときは、その専門家は、過去 10 年のうち少なくとも 2 年間当該資格で慣習的に実務に携わっていることの証拠を、当該国の管轄当局の証明書の形で工業所有権庁に提出しなければならない。

第 R422 条 7-2

第 R422 条 7-1 にいう専門家は、フランスにおいてその活動を行うに際し、法第 L422 条 8 及び第 R422 条 52 から第 R422 条 54 までの規則を守ることを約束しなければならない。その者は、第 R422 条 56 から第 R422 条 66 までの規定に服さなければならず、法第 L422 条 10 の制

裁処分が適用される。

ただし、一時的又は完全禁止の懲戒措置は、その者がフランスで職業活動を実行することを一時的又は完全に禁止する効果を有する制裁処分代替するものとする。規律委員会は、本国の管轄当局に当事者に関する職業上の情報の伝達を求めることができる。

規律委員会は、決定した事項をすべて本国の管轄当局に伝達しなければならない。これらの伝達により、提供された情報の秘密性を損ってはならない。

第 II 節 国内工業所有権代理人協会

第 R422 条 8

工業所有権代理人名簿に登録された自然人は、法第 L422 条 9 にいう国内工業所有権代理人協会の会員となる。

第 R422 条 9

同協会は、その手続規則を制定する。当該規則は、国璽保管職、法務大臣及び工業所有権担当大臣の共同命令による承認を得た後に施行される。

第 R422 条 10

同協会の総会は、会員の中から無記名投票により、2 年間を任期として事務局を構成する 9 名、すなわち、会長 1 名、副会長 3 名、秘書役 1 名、財務係 1 名及び構成員 3 名を選出する。選出は、会長、秘書役及び財務係の役職については各 1 名を記名する投票により行われ、副会長及びその他の構成委員は、複数を記名する投票によって選出される。投票の条件については、手続規則の中で定められる。

手続規則の制定、同協会の年間予算に係る票決、及び該当する場合は、手続規則により総会に委ねられるその他の権限を除き、同協会の運営管理は、事務局がこれを行う。事務局は、総会において採択された決議事項の適用を確実にする。また事務局は、その裁量により常設の秘書課を設けることができる他、常設又は臨時の委員会を設置してその任務を割り当てることができる。

第 R422 条 11

受領した贈与又は遺贈及び各種の費用分配金に加えて、同協会の資金は、年会費から得るものとする。

年会費の基本額は、すべての会員について同額とする。ただし、年会費は、会社が達成した売上等を適宜考慮した上で追加額が課されるものとする。

会費の算定方法及び徴収条件は、同協会の手続規則においてこれを定める。会費の額は、毎年総会において決定される。

第 III 節 会社形態での業務遂行

第 1 款 専門職民事会社

第 R422 条 12

法第 L422 条 1 にいう国内工業所有権代理人名簿に登録された 2 以上の工業所有権代理人により、工業所有権代理人業を共同で営むための専門職民事会社を設立することができる。ただし、会社は、国内工業所有権代理人名簿に登録されていないが、当該名簿への登録要件を満たしている者のみから成るか又はそのような者を含む複数の自然人によってもまた設立可能である。この場合は、未登録の各人が遅くとも当該会社の登記と同時に国内工業所有権代理人名簿への登録を申請することを条件とする。

第 R422 条 13

会社の設立に際しては、国内工業所有権代理人名簿への登録に係る停止条件を満たさなければならない。1966 年 11 月 29 日法律第 66-879 号第 1 条第 3 段落に従い、会社は当該登録によって法人格を享受する。

第 R422 条 14

商業・会社登録簿への会社の登録申請書は、商業・会社登録簿に関する 1984 年 5 月 30 日布告第 84-406 号第 15 条に定められた条件に従って作成しなければならない。

1978 年 7 月 3 日布告第 78-704 号第 22 条、第 24 条及び第 26 条に拘らず、会社は、これらの条項にいう通知を法定告知公報において公告する義務を免除される。

民事・商事告知公報において公告された通知は、1984 年 5 月 30 日布告第 73 条にいう詳細を含むものとするが、ただし、会社の負債について無制限に、かつ、共同して責任を負うパートナーの姓名に関する記載についてはこの限りでない。

第 R422 条 15

簡易契約により定款が定められる場合は、十分な数の原本を作成して各パートナーに各 1 部を交付し、かつ、1978 年 7 月 3 日布告第 78-704 号第 7 条及び本款の規定を満たさなければならない。

第 R422 条 16

1966 年 11 月 29 日法律第 66-879 号第 10 条及び第 11 条に従って定款に含まれるべき規定、それぞれ、持分の分配、管財人、社名、利益分配、会社の負債、会社出資者持分の譲渡及び会社の解散に関する同法律第 8 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条及び第 24 条に基づいて定款に含めることができる規定、並びに第 R422 条 6 及び第 R422 条 7 の規定に拘らず、定款には次の事項を記載しなければならない。

- (1) パートナーの姓名、居所、婚姻関係、及び該当する場合は、第三者に対抗することができる条項、証書、又はその資産の自由処分を制限する決定の存在
- (2) 各パートナーの役職名
- (3) 会社の存在期間

- (4) 登録事務所の宛先
- (5) パートナーが行った各出資の内容及び個別評価
- (6) 会社資本金の額、額面金額、当該資本金により表わされる会社出資者持分の数及び配分
- (7) 会社資本金中に含まれる出資金の全面的又は部分的払込の確認
- (8) 持分を第三者に移転又は譲渡するのに必要な過半数
- (9) 会社の各出資者に対して割り当てられるパートナーシップ持分の金額
- (10) 第 R422 条 20 及び第 R422 条 21 にいう特別規定

第 R422 条 17

次のものは、所有権又は占有の何れであっても、専門職民事会社への出資とすることができる。

- (1) 動産又は不動産の別を問わず、すべての無形の権利、特に、該当する場合は承継人として顧客に対して会社を呈示することができるパートナーの権利
- (2) すべての書類及び保管記録並びに一般に職務上使用するすべての動産
- (3) 職務遂行上使用する建物又は土地
- (4) 現金

パートナーの精励による会社への貢献であって、1966 年 11 月 29 日法律第 10 条により資本構成への寄与に該当しないものは、パートナーシップ持分の割当の対象とすることができる。

第 R422 条 18

会社出資者持分は、これを担保に供してはならない。

それらの額面価額は 152.45 ユーロ以上でなければならない。

出資者に対して割り当てられるパートナーシップ持分は、譲渡不能とする。当該持分は、その所有者が理由の如何を問わずパートナーとしての資格を喪失した時点で無効にされるものとする。

第 R422 条 19

現金出資に相応する会社出資者持分は、申込の時点で、その額面価額の半分以上を払い込まなければならない。

残額については、定款に記載された日か又はパートナー総会で決定される日に、かつ、国内工業所有権代理人名簿に会社が登録された日から遅くとも 2 年以内に、一時払又は分割払で払い込むものとする。

現金の払込による資金は、その受領から 8 日以内に、会社勘定分として寄託供託局、公証人又は銀行に預託される。

当該資金の引出は、正当な権限を有する会社の代表者により、会社が国内名簿に登録されていることを単に立証することによって行われる。

第 R422 条 20

定款は、1966 年 11 月 29 日法律第 11 条の条件に従って、経営陣を記載し、かつ、経営者の権限を定めなければならない。

第 R422 条 21

経営者の権限外の決定は、パートナー総会においてこれを行う。

パートナー総会は、少なくとも年に1回の割合で招集される。またパートナーの半数以上の要請によっても招集されるが、この場合は、要請書には、協議事項を記載しなければならない。

パートナー総会の招集条件は、定款においてこれを定める。

第 R422 条 22

定款により、非常勤でのみ職務を遂行するパートナーに対して、縮小された議決権数を与えることができる。

定款ではまた、自らが保有する会社出資者持分について全額払込を行っていないパートナーに対して、縮小された議決権数を割り当てることもできる。

各パートナーは、委任状を有する他のパートナーを自らの代理人とすることができる。ただし、1のパートナーは、2を超える委任状を有することはできない。

第 R422 条 23

多数決に関して特別条件を課している 1966 年 11 月 29 日法律第 19 条の規定及び本款の規定に従うことを条件として、決定は、本人自ら又は代理人により出席しているパートナーの保有議決権の過半数をもって下される。

ただし、すべての決定又はパートナーが特定する一部の決定について、更に多い議決権又は全員の合意が要求される旨を定款で定めることができる。

第 R422 条 24

定款の変更、及び特に会社の延長は、パートナー全員の議決権の4分の3の多数決をもって決定されなければならない。

ただし、パートナーの権限の拡大については、全員の合意を必要とする。

第 R422 条 25

パートナーの審議は、1978 年 7 月 3 日布告第 78-704 号第 40 条から第 47 条までの規定に従うものとする。

パートナー総会は、パートナーの4分の3以上が本人又は代理人により出席している場合に限り、有効に審議を行うことができる。定足数に達していない場合は、パートナー総会は再招集され、そこで2以上のパートナーが本人自ら又は代理人により出席するときは、有効に審議することができる。

1978 年 7 月 3 日布告第 78-704 号第 45 条にいう登録簿は、会社が登録されている商業・会社登録簿の維持管理を担当する書記官によって番号及びその署名が付される。

第 R422 条 26

各会計期間の終了時に、経営者は、民法第 1856 条に定める条件に基づいて、会社の年次会計報告及び業績報告を含む総合報告書を作成しなければならない。

前段落にいう書類は、会計期間の終了後2月以内に、パートナー総会に提出して、その承認

を求めなければならない。

その目的のため、当該書類は、パートナー総会の招集と同時に、かつ、総会の少なくとも15日前に、決議案と共に各パートナーに交付される。

第 R422 条 27

各パートナーは、1978年7月3日布告第78-704号第48条に定められた条件に基づいて、会社の年次会計報告及び業績報告並びに会社が保有するすべての登録簿及び会計書類を随時確認することができる。

第 R422 条 28

1978年7月3日布告第78-704号第49条、第50条及び第52条の規定は、会社出資者持分の譲渡及び移転並びにその公告について適用する。

第 R422 条 29

1966年11月29日法律第19条第3段落にいう場合において、会社出資者持分の価格は、当事者間で特に合意がない限り、民法第1843条4及び1978年7月3日布告第78-704号第17条の規定に従って決定される。

譲渡側のパートナーが、このように決定された価格で自らの保有持分を譲渡する旨の証書に署名することを拒絶した場合において、受領通知付の書留郵便又は執行官が送達した令状により会社から署名を命じられた後2月が経過しても同人がこれに応じない場合は、その拒絶は無効とされる。持分の譲渡代金は、譲受人の責任において供託される。

1のパートナーに属する会社出資者持分すべてが譲渡される場合は、当該パートナーは、前段落に定められた期限の到来と同時にパートナーとしての資格を失う。

無能力者の保護及び代理に関する規則に従うことを条件として、法定禁止事項に従うべき又は成人による後見を受けるべきパートナーの会社出資者持分の譲渡に関しては、1966年11月29日法律第19条の規定が適用される。この場合は、同条第3段落にいう6月の期間は、1年間に延長される。

第 R422 条 30

あるパートナーが死亡した場合は、1966年11月29日法律第24条第2段落にいう譲渡のための期限は、当該死亡の日から1年とする。

1966年11月29日法律第19条第1段落にいう会社出資者持分の譲渡に関する規定に従い、死亡したパートナーの権原承継人と会社との間で合意に達した場合は、当該期限は、これを更新することができる。

1966年11月29日法律第24条第2段落にいう優先的割当に対する同意が拒絶された場合及び死亡したパートナーの権原承継人が当該パートナーの保有する会社出資者持分を所定の期限内に譲渡しなかった場合は、会社は、以後1年間、死亡したパートナーの出資者持分を取得することができる。

第 R422 条 31

会社出資者持分の譲渡に関する証書を私文書の形で作成する場合は、各当事者に1部を交付

し、かつ、第 R422 条 28 の規定に従うために必要な部数の原本を作成しなければならない。これに加えて、当該私文書の原本 1 部又は持分譲渡証書(公正証書の形である場合)の謄本 1 部及び会社定款の修正に関する証書(ある場合)を工業所有権庁長官に提出しなければならない。これにより長官は、国内工業所有権代理人名簿における会社の登録に必要な応じて修正を加えるものとする。

第 R422 条 32

会社から脱退することを希望するパートナーは、自らの決定を受領通知付の書留郵便で会社に通知しなければならない。

会社は、通知を受けてから 6 月以内に、当該パートナーの持分を他のパートナー又は工業所有権代理人名簿に登録されている第三者若しくは同名簿への登録条件を満たしている者に譲渡するための譲渡案、又は当該会社出資者持分の償還案を、前記と同様の方法で当該パートナーに通知するものとする。当該通知は、権原を取得する譲受人又は会社による約定を意味する。

譲渡価格について合意が得られない場合は、第 R422 条 29 が適用される。

第 R422 条 33

本章第 5 節に基づいてパートナーが 6 月以上の期間にわたり抹消されている場合は、他のパートナーは、その過半数の決議により、当該人を会社から排除することができる。

排除されたパートナーは、受領通知付の書留郵便により当該決定に関する通知を受けたときから 6 月の期間中に、1966 年 11 月 29 日法律第 19 条及び第 21 条並びに第 R422 条 28 及び第 R422 条 29 に定められた条件に基づいて自らの保有持分を譲渡することができる。

当該期間の満了時に譲渡が行われていない場合は、1966 年 11 月 29 日法律第 19 条第 3 段落及び第 R422 条 29 の規定に従う措置が取られる。

第 R422 条 34

国内工業所有権代理人名簿から最終的に抹消されたパートナーの持分は、第 R422 条 33 に定められた条件に基づいて譲渡される。

第 R422 条 35

パートナーの数は、会社資産の増加の有無に拘らず、会社の存在期間中において増加させることができる。

第 R422 条 36

顧客を代理する権利を第三者から有償又は無償で取得したパートナーは、その享受を出資として会社に提供する義務を有し、また、会社は、当該追加出資分に相応する新たな出資者持分を創出してこれを当該パートナーに交付しなければならない。

第 R422 条 37

非分配利益又はパートナーの精励により得られた資産上の付加価値から構成される準備金が許す限りにおいて、会社の資本は、定期的に増やされる。当該目的のために創出された会社

出資者持分は、その精励のみをもって貢献したパートナーを含むパートナー全員に分配される。

ただし、定款には、パートナーが増資のために創出された会社の新出資者持分の割当対象から除外される場合及び条件を規定することができる。

第 R422 条 38

会社を延長する決定がなされた場合は、当該会議の完全な議事録の写し又は当該延長を証明する証書(当該証書が私文書である場合はその原本 1 部, 公正証書の形で作成されている場合はその謄本 1 部)を添えて、その旨を直ちに工業所有権庁長官に通知しなければならない。

第 R422 条 39

定款を変更する場合は、当該会議の完全な議事録の写し又は変更証書(当該証書が私文書の形である場合はその原本 1 部, 公正証書の形で作成されている場合はその謄本 1 部)を 2 月以内に工業所有権庁長官及び工業所有権代理人協会会長に提出しなければならない。

定款の新しい規定が法律又は規則の規定を遵守していない場合において、工業所有権庁長官が定める期限内にその調整が行われなときは、工業所有権庁長官は、会社に口頭又は意見書の提出を求めた上で、第 R422 条 61 から第 R422 条 63 までに定められた条件に基づいて、その会社を国内工業所有権代理人名簿から抹消する。

定款の変更は、1984 年 5 月 30 日布告第 84-406 号第 22 条以下の規定に従って公告される。

第 R422 条 40

会社の時期尚早の解散の場合は、パートナーの 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

これについては、1978 年 7 月 3 日布告第 78-704 号第 8 条から第 16 条までの規定が適用される。

清算人の任命に係る証書の写しを、工業所有権庁長官及び工業所有権代理人協会会長に提出しなければならない。清算人は、清算手続の終結をこれらの者に通知しなければならない。

第 2 款 専門職パートナーシップ

第 R422 条 41

本款の規定は、1990 年 12 月 31 日法律第 90-1258 号第 I 編に基づき工業所有権代理人業を共同で遂行することを目的として設立されたパートナーシップに適用される。当該パートナーシップは、工業所有権代理人専門職パートナーシップと称される。

第 R422 条 42

工業所有権代理人専門職パートナーシップが第三者に対して発する証書及び書類, 特に書簡, 送り状, 通知及びその他刊行物には当該パートナーシップの名称を記載し, また, 該当する場合は, その直前又は直後に,

— 「工業所有権代理人有限専門職パートナーシップ」若しくは「工業所有権代理人 SELARL」の特記,

— 「工業所有権代理人株式会社の形態による専門職パートナーシップ」若しくは「工業所有

権代理人 SELAFA」の特記，又は

－「工業所有権代理人持分有限専門職パートナーシップ」若しくは「工業所有権代理人 SELCA」の特記，

を記載する他，更にその資本金，登録事務所の宛先，工業所有権代理人名簿に登録済みである旨の注記及び商業・会社登録簿における登録番号を記載する。

第 R422 条 43

工業所有権代理人業を営む同一の自然人又は法人は，1990年12月31日法律第90-1258号第5条第3段落に基づいて，2を超える工業所有権代理人専門職パートナーシップに参画することはできない。

第 R422 条 44

工業所有権代理人名簿，又は発明特許に関する専門資格並びに特許代理人業に係る組織の設立及び懲戒規定について定めた1976年7月13日布告第76-671号(改正)第3条にいう特許代理人名簿から抹消された者は，工業所有権代理人専門職パートナーシップの持分を保有することができない。

第 R422 条 45

パートナーは，単一の専門職パートナーシップの中でのみ工業所有権代理人業を営むことができるものとし，個人として又は形態の如何を問わず他の会社の中で当該業務を営むことはできない。

第 R422 条 46

工業所有権代理人専門職パートナーシップは，工業所有権代理人業について適用される義務，保証及び懲戒に係る規定に従わなければならない。

ただし，工業所有権代理人業を営むパートナーシップは，当該パートナーシップのパートナーである工業所有権代理人に対して提起された懲戒手続とは別の懲戒手続を課されないものとする。

第 R422 条 47

工業所有権代理人業を営むことを目的として設立された専門職パートナーシップのパートナーは，6月を超える期間にわたり業務の遂行を一時的に差し止められる確定的な懲戒処分を受けた場合は，当該パートナーシップから排除されることがある。

当該排除は，他のパートナーの満場一致の決議をもって決定される。

第 R422 条 48

パートナーシップから排除されたパートナーは，パートナーシップから排除の決定の通知を受けてから6月の期間中に，受領通知付の書留郵便により，自らの所有するパートナーシップ持分又は株式を譲渡することができる。

当該期間中，排除されたパートナーは，その専門活動の遂行により得られる報酬及びパートナーシップの会議に出席し投票する権利を放棄しなければならない。当該パートナーは，そ

の所有するパートナーシップ持分又は株式について分配される配当を受領する権利を維持する。排除されたパートナーが所有するパートナーシップ持分又は株式は、パートナーシップにより承認された取得者又はパートナーシップ自身がこれを買取るものとし、その場合はパートナーシップの資本は減少される。パートナーシップ持分の買戻価格は円満な合意が得られない場合は、民法第 1843 条 4 に定められた条件に基づいて決定される。

第 R422 条 49

一時的に業務遂行を差し止められたパートナーは、自己の制裁の存続期間中、パートナーとしての資格を、そこから派生するすべての権利義務と共に保持する。ただし、その専門活動の遂行に関してパートナーシップより支払われる報酬を受ける権利についてはこの限りでない。

ある専門職会社のパートナー全員が業務遂行の差止を受けた場合は、当該会社の専門活動及び経営は、国内工業所有権代理人協会が指名する 1 又は 2 以上の工業所有権代理人によって行われる。

第 3 款 取引パートナーシップ

第 R422 条 50

1990 年 12 月 31 日法律第 90-1258 号第 II 編にいう工業所有権代理人取引パートナーシップの設立に際しては、その登録事務所(ある場合)の所在地又は各パートナーが業を営む地域において法定公告を掲載することを認められた新聞に告示を掲載しなければならない。当該告示には、パートナーの同定、登録事務所(ある場合)の名称、設立目的、宛先及び業務遂行地の所在地を記載する。

第 R422 条 51

取引パートナーシップの専門活動及び各パートナーの通信においては、当該パートナーシップの構成員及び名称を明示しなければならない。

第 4 款 工業所有権代理人独立業務金融持株会社

第 R422 条 51-1

工業所有権代理人は、1990 年 12 月 31 日法律第 90-1258 号第 31 条 1 に規定する条件に基づいて、工業所有権代理人独立業務金融持株会社を設立することができる。

次の者のみがパートナーになることができる。

- (1) 他の職業を止めて 10 年間工業所有権代理人として働いている自然人
- (2) 前記の第 1 段落及び第 3 段落にいう自然人の受益権者。ただし、当該自然人の死後 5 年間に限る。
- (3) 法規上の資格を有するか又は名称が保護されている独立業務を営む者であって、特許権を取得し、保護し、利用し又は防御するために介入するもの

第 R422 条 51-2

会社は、法第 L422 条 1 に規定する工業所有権代理人名簿へのその登録に係る条件の下で設立されるものとする。

第 R422 条 51-3

工業所有権代理人独立業務金融持株会社の登録に係る申請書は、すべてのパートナーが選任する共通の代表者により、これらの者に代わって、配達通知付の書留郵便をもって工業所有権庁長官に送付され、又は受領証と引換えに手交される。

この申請書には、次の書類を添付するものとし、添付しない場合は却下される。

(1) 基本定款及び通常定款の謄本

(2) 当該会社が登録事務所を有する地域の、商業・会社登録簿の維持管理を担当する事務局の証明書であって、金融持株会社の登録に必要な証書及び書類を添付した申請書の事務局への提出を記録したもの

(3) パートナー名簿であって、パートナーの職務、又は場合により第 R422 条 51-1 に規定する事項に関する資格、次いで登録を求める会社において各パートナーが保有する出資持分を付記したもの

必要な場合は、申請書には、当該金融持株会社が持分又は資本株式を保有する工業所有権代理人独立業務会社を記載し、かつ、これらの資本参加から生じる資本のそれぞれへの配分を明記した情報覚書を添付する。

第 R422 条 51-4

工業所有権庁長官は、国内工業所有権代理人協会会長の意見を徴した後に、登録申請に関して決定を下す。

意見を求められた時から 1 月以内に協会が意見書を提出しなかった場合は、前記の意見は伝達されたものとみなされる。

第 R422 条 51-3 に基づいて開示された状況が適用法規に従わない場合を除き、会社の登録を拒絶してはならない。

登録の拒絶については、共通の代表者に説明し、かつ、通知しなければならない。

第 R422 条 51-5

合併又は分割から生じた工業所有権代理人独立業務金融持株会社は、第 R422 条 51-2 から第 R422 条 51-4 までの規定の適用を受ける。

第 R422 条 51-6

工業所有権庁長官の判断により、会社の登録決定に係る認証謄本は、職種・会社登録簿への登録申請が提出された裁判所の事務局に送付される。書記官は、当該認証謄本を受領したときは、登録を行い、かつ、工業所有権庁長官に通知する。

当該会社は、営利会社に関する修正を含む 1967 年 3 月 23 日布告第 67-236 号第 281 条に規定する公告手続の履行を免除される。

第 R422 条 51-7

工業所有権代理人独立業務金融持株会社は、工業所有権庁長官に対し、第 R422 条 51-3 に従って開示された状況におけるすべての変更を、裏付書類と共に、当該変更が発生した日から 30 日以内に通知しなければならない。

第 R422 条 51-8

当該変更が生じたために会社の開示された状況が適用法規に合致しなくなった場合は、会社は、工業所有権庁長官から、命令書をもって、同書に記載された期間内にその状況を是正するよう求められる。

この期間が満了しても会社がその状況を是正しないときは、工業所有権庁長官は、理由を付した決定により、(工業所有権代理人名簿からの)当該会社の抹消を宣言するものとし、この決定は当該会社に通知される。

抹消決定に対して上訴が提起された場合は、抹消は延期される。

第 R422 条 51-9

工業所有権庁長官の判断により、工業所有権代理人名簿からの会社の抹消を宣言する最終決定書の認証謄本は、当該会社が登録されている職種・会社登録簿の維持管理を担当する書記官に送付される。

第 R422 条 51-10

工業所有権代理人独立業務金融持株会社が工業所有権代理人名簿から抹消された場合は、当該会社は解散することになる。

第 R422 条 51-11

会社の解散が工業所有権代理人名簿からの工業所有権代理人の抹消から生じたものでない場合は、当該解散は、清算人の判断により工業所有権庁長官に通知される。

第 R422 条 51-12

清算人は、パートナーの中から選任することができる。

複数の清算人を選任することができる。

清算人に障害があるとき、又は何らかの重大な理由があるときは、当該会社の登録事務所がある地域の大審裁判所(高等裁判所)所長は、清算人、パートナー若しくはその受益権者、又は工業所有権庁長官の請求に基づき、略式手続による決定により、清算人を代えることができる。

第 R422 条 51-13

第 R422 条 51-10 に規定する場合において、清算人は、抹消会社が独立業務会社において保有する持分又は資本株式を、第 R422 条 48 に規定する条件に基づいて移転する。

第 R422 条 51-14

清算人は、工業所有権庁長官及び当該会社が登録されている職種・会社登録簿の維持管理を

担当する書記官に、当該清算措置の終結について通知する。

第 IV 節 職業上の義務

第 R422 条 52

工業所有権代理人は、威厳、名誉、自立性及び高潔をもってその業を営み、その所属組織を規制する法規に従わなければならない。

第 R422 条 53

工業所有権代理人は、第 R423 条 2 により認められていない勧誘活動又は広告宣伝活動を行ってはならない。

工業所有権代理人は、支払われるべき費用及び手数料の払戻とは別に、報酬表を作成しなければならない。当該料金の明細書は、希望者に提供しなければならない。

第 R422 条 54

工業所有権代理人は、次に従うものとする。

- (1) 同一の事件では、利害が相反する顧客のために助言、援助又は代理行為を行わないこと。また、先の顧客から託された情報の秘密が侵害される可能性がある場合は、新たな事件を引き受けないこと
- (2) 職務上の秘密を守ること。当該秘密は、特にその顧客との間の協議事項、業務上の通信及びこれらに関連して作成されたすべての書類に及ぶ。
- (3) 顧客により依頼が解除されない限り、自らの担当する事件をその終結に至るまで責任をもって追及すること
- (4) 自らの委任事項の遂行状況、特に資金の取扱いに関する事項について報告を行うこと。その目的のため、工業所有権代理人は、自らが受領すべき報酬額並びに発生する費用及び手数料を明確に示した計算書を顧客に提出しなければならない。当該計算書にはまた、前金又は支払として既に受領した金額を記載しなければならない。
- (5) 依頼を解除した顧客又は当該顧客の新たな代理人に対し、自らの所有する公的なすべての書類並びに自らに委託された職務の遂行又は完了に必要なすべての書類及び情報を返還すること。書類は、如何なる妨害又は時効も発生しない期間内に手交しなければならない。

第 V 節 懲戒措置

第 R422 条 56

工業所有権代理人の義務違反について審理を行う法第 L422 条 10 にいう規律委員会は、次の 7 名の委員から構成される。

- (1) 委員長として、パリ控訴院の首席裁判官の提案により任命された司法官 1 名
- (2) 国務院の副議長の提案により任命された国務院の構成員 1 名
- (3) 国内工業所有権代理人協会会長又は同人が同協会の副会長の中から自らの任期と同じ任期で指名するその代行
- (4) 国内工業所有権代理人協会により、8 名の候補者(事務局の構成員でない者)一覧の中から

ら選出された工業所有権代理人 2 名

(5) 適格者 2 名

(1), (2), (4) 及び(5)に従って指名された委員は, 同一の条件に基づいて任命された代行を有するものとする。

規律委員会はまた, 工業所有権代理人の範囲内で活動することを許されたその他の者の義務違反も審理する。

第 R422 条 57

規律委員会の委員は, 国内工業所有権代理人協会会長及びその代行を除き, 国璽保管職, 法務大臣及び工業所有権担当大臣の共同命令により 3 年の任期で任命されるものとし, それらの代行もまた同様とする。

第 R422 条 58

国璽保管職, 法務大臣, 工業所有権担当大臣又は工業所有権庁長官は, 規律委員会に問題を付託することができ, 又は不服申立の手段により付託をすることもできる。

不服申立として付託を行う場合は, 工業所有権庁の本庁において受領通知付の書留郵便により規律委員会の委員長に対して申し立てるものとする。

第 R422 条 59

国内工業所有権代理人協会の秘書役は, 規律委員会の報告役を務める。秘書役に支障がある場合において, 特に第 R422 条 60 にいう 6 月の期限を遵守できないことが明らかであるときは, 同協会の事務局は, 事務局員の中から秘書役の代行を 1 名指名するものとする。

規律委員会の事務局は, 工業所有権庁がこれを提供する。

第 R422 条 60

報告役は, 職権により又は規律委員会委員長の要請により, 関係する工業所有権代理人, 不服申立人又は論議を解明することのできるその他の者に対し, 委員会が参考とするのに必要な説明及び弁明を求めることができる。

報告書には, 懲戒的過失の存在に関して申し立てられた行為, 完了した手続及び報告役による結論とその根拠を記載する。

当該報告書は, 規律委員会への付託から 6 月以内に同委員会の所在地において提出されるものとし, それがない場合は, 規律委員会委員長は, 協会の会員であって規律委員会の委員でない者の中から, 別の報告役 1 名を指名することができる。

第 R422 条 61

不服申立又は付託が認容不能であり, 不適切又は明らかに無根拠であると報告役がみなす場合は, 報告役は, 当該事項の終結を委員会に提案する。

終結の決定は, 第 R422 条 64 に定められた方法及び条件に基づいて下され, かつ, 通知される。また, 当該決定は, これを国务院の破毀手続に付託することができる。

第 R422 条 62

第 R422 条 61 が適用される場合を除き、懲戒手続に服すべき者は、遅くとも聴聞の 15 日前までに受領通知付の書留郵便で規律委員会委員長により規律委員会に出頭するよう召喚される。告発された者が法人である場合は、当該召喚状は、同一条件でその法定代理人に対して送達される。

召喚状には、告発の原因である事実を正確に記載すると共に、当該事実の告発及び制裁の根拠となった法律又は規則の規定に言及するものとし、そうしない場合は、召喚状は無効となる。召喚状は、規律委員会に当該付託を行った当局又は当該不服申立を行った者に対し、受領通知付の書留郵便で交付される。これに対し、不服申立人及び工業所有権代理人は、通知から 15 日以内に意見書を提出しなければならない。

告発された者、規律委員会に付託を行った当局又は不服申立を行った者は、規律委員会の秘書役の立会の下に告発ファイル、特に第 R422 条 60 にいう報告書を閲覧することができる。当該目的のため、告発された者は、自ら選択する者の援助を得ることができる。

告発書類はまた、規律委員会の委員もまたこれを閲覧することができる。

第 R422 条 63

委員のうちの 1 名及びその代行について司法組織法第 L731 条 1 にいう拒否理由の 1 が適用される場合を除き、規律委員会は、その構成員である委員全員が本人自ら又は代理により出席している場合にのみ、有効に成立し、かつ、審議することができる。

規律委員会は、報告役を聴聞し、報告役は、自らの報告書を読み上げるものとする。

規律委員会は、有益とみなす場合は、証人を聴聞し、かつ、調査を行わせることができる。

規律委員会が第 R422 条 61 に基づく決定を下す場合を除き、不服申立人は、聴聞会に出席し、聴聞を受けることができる。また同一条件により、告発された者は、不服申立人と共に、最後に発言を行うものとし、自ら選択する者の援助を得ることができる。

規律委員会の審理は、公開とする。ただし、委員長は、職権により又は何れかの当事者の要請により、公の秩序のため又は個人的プライバシー若しくは企業秘密を尊重するため、審理の全部又は一部について会合場所への一般の立入りを拒否することができる。

第 R422 条 64

審判員による協議は、当事者を含めずに行われる。報告役も規律委員会の秘書役も、協議には参加しない。

懲戒の決定は、理由を付したものでなければならず、また過半数をもってなされる。1 年を超える期間の一時的抹消又は確定的抹消は、5 名以上の多数決による決定をもってのみ宣告される。

当該決定は、秘書役から関係当事者、不服申立人、工業所有権庁長官、国璽保管職、法務大臣及び工業所有権担当大臣に対して、その宣告から 15 日以内に受領通知付の書留郵便で通知される。

当該決定は、その対象である工業所有権代理人にそれが通知されたときから執行可能となる。

当該決定は、これを国务院の破毀手続に付託することができる。

第 R422 条 65

その構成員の 1 が懲戒の理由により抹消処分を受けた会社は、当該構成員が 3 月以内に同社における業務活動を中止しなかった場合は、工業所有権庁長官の決定により、法第 L422 条 7 にいう特殊事項欄から抹消される。

第 R422 条 64 にいう通知の他、抹消の決定もまた、第 R422 条 6 にいう書記官に通知される。

第 R422 条 66

名簿からの一時的又は確定的抹消は、工業所有権庁長官の指示によって、工業所有権公報に公告される。

第 III 章 雑則

第 R423 条 1

法第 L422 条 5 にいう名簿への登録条件は、同条の施行日において評価されるものとする。法人の場合は、当該条件は、申請書の作成者に関して評価が行われる。登録を維持するためには、工業所有権庁長官が決定を下すに当たってその根拠とした条件に従わなければならない。法第 L422 条 5 にいう名簿に登録された者は、その職務活動を遂行するときに、法第 L422 条 8 及び第 R422 条 52 から第 R422 条 54 までにいう規則を遵守する義務を負う。それらの者がこの義務を遵守しないときは、第 R422 条 56 から第 R422 条 66 までの規定に服するものとし、かつ、法第 L422 条 10 に規定された制裁が適用される。

第 R423 条 2

法第 L423 条 1 にいう勧誘の禁止は、専門家又は企業に対し郵送で行われる役務提供の申出についてはこれを適用しない。ただし、当該申出は、会社、その組織、その職員及びその役務並びに工業所有権法に関する一般的情報の伝達に限るものとする。

当該情報には、役務提供の価格に関する表示を付加することができる。その性質上追加費用を伴う役務についての追加情報は、適宜これを提示するものとする。報酬と費用及び公定手数料とは、明確に区別しなければならない。

小冊子若しくはパンフレットの配布又は専門紙若しくは要覧への告知掲載による広告宣伝は、前記と同一の条件の下に許可される。

法律的若しくは技術的内容の書籍若しくは記事の発表又は顧客に対する情報提供は、広告宣伝とはみなされない。

工業所有権担当大臣は、国内工業所有権代理人協会を聴聞した後に下す命令において、本条にいう情報の標準的な提供及び公表について定めることができる。付託後 1 月以内に回答が受領されない場合は、同協会の意見は得られたものとみなされる。

第 V 卷 意匠及びひな形

第 I 編 権利の取得

第 I 章 保護される権利及び作品

単一節 一定の産業に係る特定の管理的措置

第 R511 条 1

第 R511 条 2 にいう産業の 1 又は類似の産業に属する意匠の創作者であつて、意匠の創作日の確認を得ることを要するものは、その目的のため、第 R511 条 3 から第 R511 条 6 までにいう証明方法に頼ることができる。

第 R511 条 2

第 R511 条 1 の規定は、これを次の産業に適用する。すなわち、彫版、型押加工、宝飾、金細工、青銅製作及び関連産業、刺繍、レース製作、絹製作、リボン製作、布及び織物、フォント製作、製瓶、家具製造、陶磁器、カットガラス及びガラス製品、室内装飾、家具用布地、壁掛け及び絨毯、ビリヤード台製造及び関連産業、壁紙、毛皮及び皮革、あらゆる種類の装身具及び関連産業、石版印刷、皮革製品、コルセット製造、あらゆる種類の旅行用品、馬具製造及びすべての関連産業。

第 R511 条 3

意匠及び 3 次元意匠の図形複製は、1 枚の用紙の片面のみを用いて表示しなければならない。未使用部分には、意匠の実際の輪郭線まで、最大幅 20mm のハッチングを記入する。使用する用紙の大きさは、21×29.7 又は 42×29.7 とする。

複製に際しては、その意匠の創作の日付及び状況を確定することができるようなすべての情報(創作日又は購入日、創作者の名称、及び可能な場合は、当該意匠の最初の受取人の名称)を記載する。

第 R511 条 4

意匠は、印刷により日付入りで複写簿に複写するか、又は削除若しくは上書きを防止するのに十分な薄さのマニラ紙で作成された特別登録簿に転写することにより複製しなければならない。当該登録簿には、省令で定める状況に従い、その使用に先立って工業所有権庁の頭文字及び庁印が付される。

このように複写又は複製される書類は、登録簿の中の各用紙の片面のみを使用するものとし、また寸法上必要な場合は、2 枚の用紙の向かい合った面同士を使用する。

第 R511 条 5

紛争が生じた場合は、何れの創作日が先行するかを立証するため、空白又は欠落を生じさせることなく年代順に秩序立てて記帳された前記の 2 の登録簿を提示することができる。

第 R511 条 6

前記の登録簿の記帳から引き出される証拠を補うため、関係当事者は、創作日の優先性を確認しようとする意匠について同一の写しを 2 部作成し、当該 2 部の写しを工業所有権庁に送付することができる。工業所有権庁は、受領日を記入及び穿孔した後に、当該写しのうちの 1 部を送付者に返却し、もう 1 部を自らの記録保管所に置く。

意匠の送付、保護及び返却のための条件については、省令でこれを定める。

第 II 章 出願手続

第 R512 条 1

意匠の出願は、その居所、営業所又は事業所を欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国に有する出願人又は代理人がこれを行うことができる。出願を受領したときは、これを確認するものとする。

出願は、工業所有権庁に対し、受領通知付の書留郵便を送付するか又は同庁長官の決定により定義された遠隔送信の方法で通信を送ることによって行われる。この場合は、出願日は、同庁がこれを受領した日とする。

第 R512 条 2

居所又は本社を欧州経済地域協定締約国内に有していない者は、工業所有権庁により与えられた期間内に、第 R512 条 1 に定められた条件を満たす代理人を任命しなければならない。また出願人が複数である場合は、当該同一の条件を満たす共同代理人を任命しなければならない。

自らが工業所有権代理人の資格を有している場合を除き、当該代理人は、第 R513 条 2 に従うことを条件とし、かつ、別段の合意がない限りにおいて、本編第 II 章、第 III 章及び第 IV 章にいうすべての行為及びすべての通知の受領に係る権限を与えられる委任状を添付しなければならない。委任状は、法的認証を必要としない。

第 R512 条 3

同一の出願が複数の意匠に係る場合は、これらの意匠を組み込むこと又は用いることが意図されている製品は、1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定により設けられた分類に基づく同一の類に属するものでなければならない。ただし、出願が装飾物に係る場合は、この条件は適用されない。

出願は、次のものを含まなければならない。

(1) 第 R514 条 5 にいう命令に従って作成され、特に次の記載を含む登録願書

(a) 出願人の同定

(b) 出願対象である意匠の数

(c) 出願に含まれる図形又は写真複製の総数。1 の出願に含まれる複製が 100 を超えてはならない。

(d) 各意匠の複製の数

(e) 意匠が組み込まれ又は用いられる製品の通常の名義

(f) 該当する場合は、出願公告の延期、外国における先の出願に係る優先権の主張、又は 1908

年4月13日法律に従って発行された保証証明書に関する陳述

(2) (1)に定める条件の下で提出される意匠の図形又は写真複製。各複製は、1の対象物のみに係り、その他の対象物、付属物、人又は動物を除き、当該対象物のみを表現するものでなければならない。説明文、題銘、又は当該意匠の不可分の一部ではないその他の表示を複製に付し、又は複製に並べて置いてはならない。複製には、専ら記録の目的で作成した短い説明を付すことができる。適切な場合は、工業所有権庁が最終内容を編集する。

(3) 所定の手数料の納付証明

(4) 代理人が任命されている場合は、その委任状。ただし、代理人自身が工業所有権代理人の資格を有している場合はこの限りでない。

出願人は、第R512条10に規定される公告がなされるまで、自らの出願に含まれる書類の正謄本を、自らの費用において取得することができる。

第R512条3-1

公告に関連する技術的準備が開始されるまでは、出願人は、工業所有権庁長官に申立を行うことにより、提出した書類中に認められた誤記を訂正する許可を受けることができる。工業所有権庁は、訂正されるべき誤記の存在についての証拠提出、及び該当する場合は請求された訂正の内容についての説明を要求することができる。

第R512条4

法第L512条2第5段落にいう簡易方式による出願は、第R512条3にいう書類及び陳述書により行われる。ただし、第R512条11にいう延期の放棄の時までは、意匠の図形又は写真複製は、第R512条3(2)にいう提出要件の適用を受けず、かつ、出願は、複製の数に拘りなく、手数料の納付証明を提出することを条件とする。

簡易出願の利用は、出願時においてのみ請求することができる。

第R512条5

フランスで出願を行うに際し、外国における先の出願に係る優先権を主張するためには、当該先の出願の公認謄本、及び該当する場合は、優先権を主張する権利の存在を証する証拠を、フランスでの出願から3月以内に工業所有権庁に送付しなければならない。

これに従わない場合は、当該優先権は主張されなかったものとみなされる。

開示された書類から、先の出願がフランスでの出願より6月前に行われたこと、又はフランスでの出願の付属物が先の出願の付属物と一致しないことが判明した場合も、同様とする。

第R512条6

出願の受領に際しては、出願日、出願場所及び出願番号又は次条にいう国内番号を陳述書に記入しなければならない。また出願人には出願の受領証が与えられる。

出願が商事裁判所又はその代わりに務める第1審裁判所の書記課で行われる場合は、書記官は、出願書類及び手数料を遅滞なく工業所有権庁に転送しなければならない。

第R512条7

出願は、工業所有権庁により受領された時点で国内番号を割り当てられる。当該番号を出願

受領証に記入することができなかった場合は、出願人に当該番号を通知する。

国内出願番号に言及しない書簡又はその後の提出書類であって、出願人若しくはその代理人の署名がないもの、又は所定の手数料の納付証明が添付されていないものは、認められない。

第 R512 条 8

第 R512 条 3(1) (a)にいう事項を含む登録願書(正規の様式でない場合も)少なくとも 1 部及び第 R512 条 3(2)にいう意匠の図形又は写真複製少なくとも 1 部を含まない出願であって、出願手数料の納付証明が添付されていないものは、認められない。前記の複製は、工業所有権公報において満足に公告することが可能な品質のものでなければならない。

第 R512 条 9

出願が第 R512 条 3 の要件を満たしていないか、若しくは簡易出願においては、第 R512 条 4 にいう要件を満たしていない場合、又は出願を公告すれば公序良俗を侵害する虞がある場合は、その旨が理由を付して出願人に通知される。

出願人は、出願の不備を是正するため又は工業所有権庁の異論に対抗するために一定の猶予期間を与えられる。分割出願は、それぞれ、第 R512 条 3(1), (2), (3)及び(4)に定める条件を満たさなければならない。分割出願は、原出願の出願日、及び必要な場合は優先日を用いるものとする。異論を撤回させるような不備是正が行われぬか、意見書が提出されないか、又は出願の分割が行われぬ場合は、当該出願は拒絶される。

当該通知には、不備是正案を添付することができる。与えられた期間に出願人がこれに異議を唱えない場合は、当該提案は、受諾されたものとみなされる。

本条の規定に従って行われる不備是正において出願の範囲を拡大することがあってはならない。

第 R512 条 9-1

登録願書は、第 R512 条 10 第 1 段落に規定する公告のために必要な技術的準備が開始されるまでは取り下げることができる。

願書の取下は、出願の所有者又はその代理人が作成した申立書を工業所有権庁に直接送付又は送達することにより行う。代理人は、自らが工業所有権代理人である場合を除き、特別の委任状がなければならない。出願人が複数の場合は、取下は、すべての出願人が要求する場合にのみ、これを行うことができる。

取下の申立書は、1 の出願にのみ係るものでなければならない。取下は、出願に言及されている複数意匠の一部のみを対象とすることができる。

申立書においては、ライセンス又は質権が付与されているか否かを明示する。付与されている場合は、当該権利の受益者又は有担保債権者の同意書を申立書に添付しなければならない。

第 R512 条 10

要件を満たしているすべての出願は、工業所有権公報に公告される。ただし、出願に際して出願人が当該公告の 3 年間の延期を請求した場合は、この限りでない。公告の延期は、出願全体を対象とするものとする。公告は、3 年の期間が満了した時点で行う。

第 R512 条 4 に従って簡易方式により行われた出願の公告は、自動的に延期される。

出願人は、随時当該延期を放棄することができる。出願が簡易方式により行われた場合を除き、公告延期の放棄は、出願全体を対象とする。

利害関係人は、第1段落に規定する公告の日から、意匠出願書類の閲覧、及び自己の費用での当該書類の写しの提供を請求することができる。工業所有権庁は、この権利の行使の条件として、十分な利害があることの証拠を求めることができる。

ただし、出願人に開示されていない書類、及び個人データを含む書類又は事業の秘密に係る書類は、公衆への開示の対象としてはならない。

第 R512 条 11

出願が簡易方式により行われた場合は、出願人は、第 R512 条 10 にいう 3 年間の満了の遅くとも 6 月前までに、公告の延期を書面で放棄することを要し、かつ、工業所有権庁に対して次の書類を提出しなければならない。

(1) 第 R512 条 3(2) にいう 提出要件に従って公告される意匠の図形複製又は写真

(2) 所定の手数料の納付証明

これらを欠く場合は、当該出願に由来する権利の全面的又は部分的消滅が工業所有権庁長官によって確認される。

図形複製若しくは写真が第 R512 条 3 の要件を遵守していない場合、又は延期の放棄に際して提出された複製が簡易出願の際に添付された表示と完全には一致しない場合は、第 R512 条 9 に基づく手続が適用される。

第 R512 条 12

法第 L512 条 3 に規定する取消解除の申請は、障害の消滅から 2 月以内に提出しなければならない。また、未完の行為は、同期限内に完了しなければならない。不履行期間の満了から 6 月間が経過した後は、申請は認められない。

申請は、出願の所有者又はその代理人が工業所有権庁長官に対して提出しなければならない。出願が公告されている場合は、出願の所有者は、国内意匠登録簿に登録された所有者でなければならない。

申請は、所定の手数料の納付後にのみ認められる。

申請は、書面によるものとし、そこには、依拠する事実及び理由を記載する。

理由を付した決定が申請人に通知される。

第 R512 条 13

国内意匠登録簿は、工業所有権庁がこれを維持管理する。

国内意匠登録簿には、各出願について次の事項が登録される。

(1) 所有者の同定及び出願に係る参照事項、並びにその存在又は範囲に影響を与えるその後の行為

(2) 意匠の所有権又はそれに由来する権利の享受を変更する行為。所有権主張の場合は、それに対応する移転の事実

(3) 名称、法的形態若しくは宛先の変更又は登録事項の誤記の訂正

第 R512 条 10 の記載に従って出願が公告されるまでは、登録簿には如何なる記載もなされない。

第 R512 条 14

第 R512 条 13(1)にいう事項は、工業所有権庁の判断により、又は裁判所の判決があった場合は裁判所の書記官若しくは当事者の 1 の請求によって登録される。

国内意匠登録簿には、裁判所の最終判決のみが登録される。

第 R512 条 15

意匠出願の所有権又はそれに由来する権利の保有を変更する証書、例えば譲渡、商業権の譲与、質権の設定若しくは譲渡又はこれらの放棄、制限、制限の承認又は解除等の証書は、当事者の 1、又は出願の所有者が当該証書の当事者でない場合は同人の申請によって、登録される。

当該申請は、次を伴わなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 所有権又は占有の変更を確認する証書の謄本又は抄本
- (3) 所定の手数料の納付証明
- (4) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、当該代理人が工業所有権代理人の資格を有している場合は、この限りでない。

第 R512 条 16

第 R512 条 15(2)の例外として、申請に際して次の書類を提出することができる。

- (1) 死亡による変更の場合は、相続人又は受遺者の請求により、当該移転を証明する証書
- (2) 合併、分割又は吸収による移転の場合は、商業・会社登録簿の抄本
- (3) 写しを提出することに実質的な障害があることの立証を条件として、所有権又は占有の変更を証明する書類

第 R512 条 17

名称、法的形態及び宛先の変更並びに誤記の訂正は、出願の所有者の請求によって登録されるものとするが、当該所有者は、国内意匠登録簿に登録された所有者でなければならない。ただし、当該変更及び訂正が既に登録された証書に関するものである場合は、その証書の何れかの当事者が申請を行うことができる。

当該申請は、次を伴わなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、当該代理人が工業所有権代理人の資格を有している場合は、この限りでない。
- (3) 当該申請が誤記に関するものである場合は、所定の手数料の納付証明

工業所有権庁は、生じた変更又は訂正すべき誤記の存在に係る証拠の提出を求めることができる。

第 R512 条 18

登録申請の要件を満たしていない場合は、理由を付した通知が申請人に伝達される。

申請人は、申請の不備を是正するか又は意見書を提出するための期限が与えられる。異論を撤回させるような不備是正又は意見書提出がなされない場合は、当該申請は、工業所有権庁

長官の決定によって拒絶される。

当該通知には、不備是正案を添付することができる。申請人が与えられた期限内に当該案に異論を唱えない場合は、当該案は受諾されたものとみなされる。

第 R512 条 19

国内意匠登録簿になされた登録は、工業所有権公報において公告される。

関係人は何人も、工業所有権庁から次の書類を入手することができる。

(1) 出願に関する詳細、国内番号、及び該当する場合は関連する放棄又は期間延長の事実を含む同一性証明書

(2) 国内意匠登録簿になされた登録の写し

(3) 登録簿に如何なる登録もなされていないことを証する証明書

第 III 章 保護期間

第 R513 条 1

法第 L513 条 1 に規定された意匠又はひな形登録の延長は、第 R514 条 5 にいう命令により定められた条件に基づいて作成された登録所有者の申立書によりこれを得ることができる。当該申立書においては、一定の意匠についてのみ延長されるべき旨を記載することができる。

ただし、最初の延長は、出願時に請求することができる。

延長は、登録期間が満了する日の翌日に効力を生じる。

当該申立書は、次に従う場合にのみ認容される。

(1) 各保護期間が終了する月の末日に満了する 6 月の期間内に提出し、かつ、所定の手数料の納付証明を添付すること。ただし、前記期間が経過しても、保護期間が終了する月の末日の翌日から 6 月の追加期間内であれば、追加手数料を納付した上で、申立書を提出すること又は手数料を納付することができる。

(2) 延長されるべき登録を指定しており、かつ、申立の日に国内意匠登録簿に登録されている登録所有者又はその代理人により提出されること

当該申立書がこれらの条件を満たしていない場合は、第 R512 条 9 に規定する手続が適用される。

申請人に意見書を提出すべき旨を通知することなく、不認容を宣告してはならない。

第 R513 条 2

公告された意匠の登録の所有者は、いつでも、当該意匠の全部又は一部を放棄することができる。

放棄申立書は、次に従う場合にのみ認容される。

(1) 申立時点で国内意匠登録簿に登録されている登録所有者又はその代理人により提出されること

(2) 所定の手数料の納付証拠が添付されていること

放棄については、第 R512 条 9-1 の規定が適用される。

第 R513 条 3

認容されなかった、拒絶された、失効した、延長されなかったもの及び保護期間が満了したものの出願書類は、その所有者の請求により、かつ、その費用において、同人に返却することができる。

当該請求がなかった場合において、工業所有権庁は、認容されなかった、拒絶された又は失効したものの出願書類に関しては1年後に、また、延長されなかったもの又は保護期間が満了したものの出願書類に関しては10年後に、これを破棄することができる。

第 IV 章 共通規定

第 I 節 手続

第 R514 条 1

本編に従って工業所有権庁により与えられる期間は、1月以上4月以内でなければならない。

第 R514 条 2

期間が日をもって表示される場合は、当該期間の開始事由である行為、出来事、決定又は通知が生じた日は算入しない。

期間が月又は年をもって表示される場合は、当該期間は、最終月又は最終年において、当該期間の開始事由である行為、出来事、決定又は通知が生じた日に応答する日に満了する。応答する日が存在しない場合は、当該期間は、その月の末日に満了する。

期間が月及び日をもって表示される場合は、月及び日の順に算入する。

期間は、すべてその末日の夜 12 時に満了する。

通常において、土曜日、日曜日又は祝祭日若しくは非就業日に満了する期間は、翌就業日まで延長される。

通常において、工業所有権庁の支庁の 1 が就業していない日に満了する期間は、同庁のすべての支庁が就業している最初の日まで延長される。

工業所有権庁長官は、前段落にいう日の一覧を毎年作成する。当該一覧は、工業所有権公報において公告する。

第 R514 条 3

如何なる通知も、次に従う場合は、正式になされたものとみなされる。

(1) 工業所有権庁に届出された提出の最後の所有者、又は第 R512 条 10 に規定する公告の後においては、国内意匠登録簿に登録された最後の所有者に対してなされた場合、又は

(2) 前記の何れかの所有者の代理人に対してなされた場合

所有者が欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国に居所を有さない場合は、同人が工業所有権庁に関し最後に選任した代理人に対してなされた通知に限り、正式になされたものとみなされる。

第 R514 条 4

本編第 II 章、第 III 章及び第 IV 章にいう通知は、配達通知付の書留郵便で行われる。

また通知は、書留郵便に代えて、工業所有権庁の敷地内における受領証と引換えでの名宛人への手交、又は特に郵送の安全を保証するために工業所有権庁長官が定めた条件に基づく電子通信によっても行うことができる。

名宛人の宛先が不明である場合は、当該通知は、これを工業所有権公報に公告することにより行われる。

第 R514 条 5

出願の条件及び出願内容は、特に次の事項について、工業所有権担当大臣の命令によって決定される。

- (1) 登録願書及び第 R512 条 3 にいう図形又は写真複製が満たすべき具体的仕様
- (2) 第 R513 条 1 にいう延長申立
- (3) 第 R512 条 15 及び第 R512 条 17 にいう国内意匠登録簿への登録申請
- (4) 法第 L512 条 2 にいう簡易出願の条件

第 II 節 経過規定

第 R514 条 6

第 R512 条 1 から第 R514 条 5 までは、次の規定に従うことを条件として、1992 年 9 月 15 日に効力を生じる出願から適用される。

- (1) 1992 年 9 月 15 日前行われた出願は、その様式上の提出条件に関して、引き続き従前の適用規定に従う。
- (2) 1992 年 9 月 15 日前行に提出された維持請求、公告又は延長の請求、回復又は通信の請求は、従前の有効規定に従って処理される。
- (3) 5 年を期間とする秘密出願は、その効力が最長 25 年まで延長されるべき旨を所有者が請求しない限り、同期間において秘密が維持される。当該請求は、5 年間の満了前に、第 R513 条 1 に従って提出しなければならない。
- (4) 25 年を期間とする秘密出願は、所有者が第 R512 条 10 に従って当該秘密性を放棄するか又は第 R513 条 1 に従ってその効力を更に 25 年間延長する旨を請求しない場合を除き、同期間において秘密が維持される。
- (5) 工業所有権庁長官の判断により、1992 年 9 月 15 日後に発生した行為に関して行われる登録のみが、登録簿に登録される。

第 II 編 紛争

単一章 税関における差押

第 R521 条 1

(I) 法第 L521 条 7 にいう税関当局による商品差押の請求には、次の事項を表示しなければならない。

- (1) 申請人の姓名又は会社名、居所又は営業所
- (2) 該当する場合は、申請人の代理人の名称及び宛先並びにその委任状の証明

- (3) 自己が主張する権利に関する申請人の資格
 - (4) 当該意匠の目的及び国内番号，並びに工業所有権庁により発行された同一性証明書
 - (5) 差押請求の対象である，侵害と主張される商品に関する説明
 - (6) 侵害と主張される商品は，欧州共同体の他の加盟国において適法に製造されておらず，自由に流通されておらず，市場に出されてもいないことの証明を可能にするすべての書類及び情報
- (II) (I)にいう請求は，侵害と主張される商品がフランスの領域内に入る前に関係当局に提出することができる。この場合は，当該請求は1年間有効とし，更新可能とする。
当該請求の提出条件は，税関担当大臣の命令によって定められる。

第 R521 条 1-1

第 R521 条 1 (I) 及び (II) にいう関係当局とは，税関担当大臣を指す。

第 VI 卷 発明及び技術的知識の保護

第 I 編 発明特許

第 I 章 適用の範囲

第 II 節 所有権

第 1 款 従業者発明

第 R611 条 1

発明の創作者である従業者は、その事実を直ちに使用者に申し立てなければならない。
発明者が複数である場合は、発明者全員又はその一部のみによる共同申立を行うことができる。

第 R611 条 2

当該申立書には、従業者の所有する情報であって、使用者が当該発明を評価して法第 L611 条 7(1)及び(2)にいう範疇の 1 に分類し得るのに十分なものを記載しなければならない。

当該情報は、次に関係するものとする。

- (1) 当該発明の対象及び意図された用途
- (2) 当該発明がなされた状況(例えば、受けた指示又は指令、用いた企業の経験又は作業、受けた協力等)
- (3) 従業者の目から見た当該発明の分類

第 R611 条 3

分類により使用者の帰属権の存在が暗示される場合は、申立書に当該発明明細書を添付しなければならない。

当該明細書には、次の事項を記載する。

- (1) 可能な限り先行技術水準を斟酌した上で、従業者が直面した課題
- (2) 従業者による解決策
- (3) 少なくとも 1 の実施態様例(図面を添えることが望ましい)

第 R611 条 4

従業者の申立に基づく発明の分類に反して、後に使用者の帰属権が認められた場合は、従業者は、必要に応じて、直ちにその申立書に第 R611 条 3 にいう情報を補足しなければならない。

第 R611 条 5

従業者の申立書が第 R611 条 2(1)及び(2)の規定、又は場合により第 R611 条 3 の規定を遵守していない場合は、使用者は、申立書に補足すべき事項を当事者に正確に通知するものとする。

当該通知は、申立書を受領した日から 2 月以内に行わなければならない。通知がない場合は、

当該申立書は、前記規定を遵守しているものとみなされる。

第 R611 条 6

使用者は、2 月以内に、従業者の申立書に基づく当該発明の分類に同意するものとし、当該分類の表示がない場合は、自らが選択した分類を理由を付して従業者に通知するものとする。当該2 月の期間は、使用者が従業者から第 R611 条 2 にいう情報を含む申立書を受領した日、又は正当と認められる追加情報請求があった場合は、申立書に補足がなされた日に開始する。所定の期限内に行為しなかった使用者は、従業者の申立書に基づく分類を認容したものとみなされる。

第 R611 条 7

帰属権を請求するために使用者に与えられる期間は、発明の申立に先立って当事者間で別段の合意がなされていない限り、4 月とする。

当該期間は、使用者が第 R611 条 2(1)及び(2)並びに第 R611 条 3 にいう事項を含む発明の申立書を受領した日、又は正当と認められる追加情報請求があった場合は、申立書に補足がなされた日に開始する。

帰属権の主張は、使用者が主張しようとする権利の内容及び範囲を記載した通信を従業者に送付することによって行う。

第 R611 条 8

第 R611 条 5 から第 R611 条 7 までにいう期間は、申立書の正常性又は発明の類別の正当性に関して、従業者により又は同じ目的のため法第 L615 条 21 にいう労使調停委員会への付託により訴訟が提起された場合は、一時的に停止する。

当該期間は、最終判決が下された日に開始する。

第 R611 条 9

従業者又は使用者による申立又は通信は、受領通知付の書留郵便か又は相手方により受領されたことが立証されるようなその他の方法で行わなければならない。

第 R611 条 1 にいう申立は、従業者が保管のため工業所有権庁に送付した書簡の副本を、同庁が工業所有権担当大臣の布告により定められた条件に基づいて使用者に転送したときにも生じる。

本手続は、法第 L611 条 7(1)にいう発明については、任意とする。

第 R611 条 10

従業者及び使用者は、発明の分類に関する合意がない限り、又は別段の決定がなされていない限り、当該発明を他に開示してはならない。

当事者の 1 が自らの権利を維持するために特許出願をする場合は、当該当事者は、相手方に対し遅滞なく出願書類の写しをもって通知するものとする。

当該当事者は、出願の公表を遅らせるため適用法規により規定されるすべての可能性を試すものとする。

第2款 公務員による発明

第 R611 条 11

国家公務員，地方公務員，公共機関職員及び公法上の法人の職員は，本款に定められる条件に基づき，法第 L611 条 7 の規定に従うものとする。ただし，これらの者による発明における工業所有権につき，より有利な契約規定が適用される場合は，この限りでない。これらの規定は，当該公務員に関する，より有利な法令措置の維持又は適用を妨げるものではない。

第 R611 条 12

(1) 公務員が自らの権限に対応する発明任務を含む責務又は自らに明白に委託された研究若しくは調査を実行するのに際して行った発明は，同人が当該責務，研究又は調査をそのために実行した公法人に帰属する。ただし，当該公法人が発明を展開しない旨を決定した場合は，発明を行った公務員は，当該公法人との間で締結した契約が定める条件に従って，当該発明から生じる経済的権利を享受することができる。

(2) その他の発明は，すべて当該公務員に帰属する。

ただし，当該公務員の使用者である者は，本款に定める条件及び期限に従って，当該公務員が次の何れかに該当する形で行った発明を保護する特許に由来する権利の全部又は一部を自らに帰属させる権利を有する。

自らの職務を実行する過程で発明を行った場合，又は
当該公法人の活動分野における発明である場合，又は
当該公法人の技術，特定手段又は当該公法人が取得したデータについての知識又はそれらの使用を通じて発明がなされた場合

第 R611 条 13

同一の公務員が複数の公法人のために活動を行った場合は，当該公法人は，本款に規定された権利の行使及び義務の履行に関する命令又は契約であって，当該公務員が知るに至ったものにより定められる条件に従って協調して行為するものとする。

第 R611 条 14

発明を行った公務員は，その所属する公法人により権限を与えられた当局に対し，直ちに当該発明の申立をしなければならない。

従業者及び使用者の義務に関する第 R611 条 1 から第 R611 条 10 までの規定は，関係する公務員及び公法人について適用される。

第 R611 条 14-1

(I) 国家公務員及び本条の付録に規定される範疇に属する公共機関の職員であって，第 R611 条 12(1)にいう発明者である者については，法第 L611 条 7 に規定する追加の報酬は，発明の受益者である公法人が当該発明より得られる生産品に係る報奨金及び当該特許にかかる報奨金から成るものとする。

(II) 報奨金は，各発明について，公法人が当該発明により毎年受領するロイヤルティからの税引前収入から当該公法人が負担したすべての直接費用を控除し，当該発明に係る従業者の

貢献度を表す係数を含めたものに基づいて算出される。特許に係る報奨金は、直接費用に含めない。

発明者である各公務員に支払われる追加の報酬は、前記の基本額の 50% とし、その上限は第 2 グループ D 外級に対応する年金控除後の総年収額とし、金額がこれを超える場合は、前記基本額の 25% とする。

報奨金として支払われるべき追加の報酬は毎年支払われるものとし、年度を通じて前払をすることができる。

(III) 特許に係る報奨金は、予め定めておくものとする。その額は予算、公務及び調査を担当する各大臣の共同布告により決定される。各公務員に、発明に対する同人の貢献度を表す係数が割り当てられる。

当該報奨金は、2 回に分けて支払われる。報奨金額の 20% に相当する 1 回目の支払を受ける権利は、最初の特許出願をもって開始する 1 年間の終了時に付与される。2 回目の支払を受ける権利は、使用ライセンス付与契約又は前記の特許の移転契約の締結時に付与される。

(IV) 複数の公務員が同一対象物の発明者である場合は、当該発明に対する各人のそれぞれの貢献度を、係数に表して、(I) にいう最初の年額の支払前に、又は該当する場合は、前払額の支払前に、公務担当大臣又は公務管轄首席授権官が定める条件に従って、最終的に決定する。公務員 1 名のみが発明者である場合は、その貢献度を表す係数は 1 とする。

発明が複数の異なる公法人に所属する複数公務員の協力の結果である場合は、報奨金の配分条件及び支払条件は、関係する公法人が共同でこれを決定する。

(V) 発明がある公務員の主たる業務の枠内で行われた場合は、同人に対し、その業務に関する報酬の他に、報奨金としての報酬が本条に定めるもの以外の如何なる制限もなく支払われる。

該当する場合において、当該公務員が何らかの理由によりその職務を辞した事実又は同人が退職金を請求した事実にとらず、前記の報奨金は、当該発明の実施期間中当該公務員に継続的に支払われる。公務員が死亡した場合は、報奨金は、同人が死亡した年が終了するまで支払われる。

付録：発明者である公務員

国民教育、高等教育及び研究

公務員

－1983 年 12 月 30 日布告第 83-1260 号(改正)に規定された研究者、技師、技師助手及び研究技術者

－1984 年 6 月 6 日布告第 84-431 号(改正)に規定された研究者兼教授及び同布告の付録に挙げる一覧中の特定団体に所属する研究者兼教授

－1985 年 12 月 31 日布告第 85-1534 号(改正)に規定された技師、技師助手及び研究訓練技術者

－1985 年 12 月 30 日布告第 85-1462 号(改正)に規定された核物理学主任技師、核物理学技師、核物理学主任技術者、核物理学技術者、核物理学工場技術者、核物理学研究技術者、核物理学準備助手、及び核物理学プロトタイプ作製者

－1985 年 12 月 30 日布告第 95-1461 号に規定された国立科学研究センターの研究代表者

非本官公務員

- －1980年1月17日布告第80-31号(改正)に規定された研究者
- －1959年12月9日布告第59-1405号(改正)に規定された技師及び専門家
- －1980年6月27日布告第80-479号(改正)に規定された科学契約職員
- －1984年1月26日法律第84-52号第54条第2段落及び1985年11月22日法律第85-1223号に規定された教授及び準講師
- －1992年3月30日布告第92-339号により改正された1985年4月3日布告第85-402号に規定された研究分担者
- －1989年10月30日布告第89-794号(改正)に規定された訓練校教官及び分担教官
- －1992年11月19日布告第92-1229号(改正)に規定された薬学教官
- －1988年5月7日布告第88-654号(改正)に規定された臨時教職研究員
- －1969年9月26日布告第69-894号(改正)に規定された国立科学研究センター附属研究者
- －分類外の契約公務員，例外的1級契約公務員であって，国立農業機械・農業工学・水産・森林センターの契約従業者に適用される規定を含む1988年3月30日内部規則に規定された者
- －1964年5月12日布告第64-420号(改正)に規定された国立健康医療研究センターの技師及び専門家
- －1986年1月17日布告第86-83号(改正)に規定された国立コンピュータ・オートメーション研究所の専門技師
- －フランスの技術プログラミング政策及び研究に関する，1982年7月15日法律第82-610号(改正)第23条の規定に基づく科学技術公共機関により採用された従業者
- －教育法第L612条7にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で，国の公務に関する法規を含む改正された1984年1月11日法律第84-16号第4条及び第6条に従って科学技術公共機関及び高等教育機関が採用したその他の公務員
- －教育法第L612条7にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で，教育法第L123条5に従って高等教育公共機関の工業・商業活動役務に採用された公務員

高等教育，研究及び社会業務

- －1984年2月24日布告第84-135号(改正)に規定された研修病院の教授陣及び病院職員
- －1990年1月24日布告第90-92号(改正)に規定された研修病院の歯科治療・教育・研究センターの教授陣及び病院職員
- －1965年9月22日布告第65-803号(改正)に規定された歯科診断治療の歯科手術学の1級及び2級教授

農業水産食料省

公務員

- －1965年6月4日布告第65-426号(改正)に規定された農産・水産・林業技師
- －1965年6月4日布告第65-427号(改正)に規定された農事技師
- －1970年2月14日布告第70-128号(改正)に規定された水産・林業技師
- －1965年8月10日布告第65-688号(改正)に規定された農産技師
- －1965年8月10日布告第65-690号(改正)に規定された農業技師

- －1962年11月26日布告第62-1439号(改正)に規定された家畜検査官
- －1964年6月29日布告第64-642号(改正)に規定された国立家畜食品研究センターの科学職員
- －1992年2月21日布告第92-171号に規定された農業担当大臣管掌の高等公共教育機関の研究者兼教授
- －1995年4月6日布告第95-370号に規定された技師，技師助手及び技術者
- －1996年6月7日布告第96-501号に規定された農業担当大臣業務の技術者
非本官公務員
- －1995年5月6日布告第95-621号に規定された農業担当大臣管掌の高等教育研究機関の助手又は客員職員
- －1991年4月16日布告第91-374号に規定された農業担当大臣管掌の公共高等教育機関の教育研究契約助手
- －教育法第L612条7にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で，国の公務に関する法規を含む改正された1984年1月11日法律第84-16号第4条及び第6条に従って科学技術公共機関及び高等教育機関が採用したその他の公務員

工業

公務員

- －1988年4月29日布告第88-507号(改正)に規定された鉱山技師
- －1988年4月29日布告第88-507号(改正)に規定された鉱工業技師
- －1969年5月14日布告第69-444号(改正)に規定された鉱業高等公共教育機関及び工業技術高等公共教育機関の教授，講師及び助手
- －1996年3月26日布告第96-273号(改正)に規定された鉱業高等公共教育機関及び工業技術鉱業高等公共教育機関に配属された研究所技術者
- －1967年8月16日布告第67-715号に規定された電気通信技師の省庁間機関
- －1996年12月27日布告第96-1177号第36条(1)に基づく電気通信公共高等教育機関群に
出向した公務員
非本官公務員
- －1971年12月7日布告第71-999号に規定されたパリ及びサンテチエンヌ鉱業高等公共教育機関の研究職員
- －1970年7月10日布告第70-663号(改正)に規定された教職員，研究者及び付属技師
- －1975年1月28日布告第75-62号(改正)に規定された契約公務員「例外分野」代理人，「通常分野」契約従業者代理人，非本官契約従業者及び第1分野契約従業者
- －1996年12月27日布告第96-1177号第36条(2)に基づいて採用され1986年1月17日布告第86-83号(改正)に規定された電気通信機関群の公法契約従業者
- －教育法第L612条7にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で，国の公務に関する法規を含む改正された1984年1月11日法律第84-16号第4条及び第6条に従って科学技術公共機関及び高等教育機関が採用したその他の公務員

設備運輸住宅省

公務員

- －1959年2月20日布告第59-358号(改正)に規定された道路工事技師
 - －1994年10月28日布告第94-943号に規定された研究作業者及び研究監督者
 - －1971年5月5日布告第71-345号(改正)に規定された国営公共事業技師
 - －1990年2月16日布告第90-160号により改正された1965年9月16日布告第65-793号に規定された測量技師
 - －1973年3月6日布告第73-264号(改正)に規定された国家測量技師及び地図作成者
 - －1971年3月30日布告第71-234号(改正)に規定された民間航空技師
 - －1971年11月8日布告第71-907号(改正)に規定された民間航空研究開発技師
 - －1990年11月8日布告第90-998号(改正)に規定された航空管制官
 - －1994年4月11日布告第94-278号により改正された1991年1月16日布告第91-56号に規定された航空安全システム電子技師
 - －1963年12月24日布告第63-1376号(改正)に規定された気象技師
 - －1965年3月5日布告第65-184号(改正)に規定された気象事業技師
- 非本官公務員
- －次の規定により管轄される分類Aレベルの非本官職員
 - －国務大臣，公務・行政近代化大臣，設備・住宅・運輸・宇宙大臣及び予算副大臣の1992年3月18日決定
 - －公共事業中央研究所及び設備技術研究センターの非本官職員を管轄する1973年5月14日規則
 - －一般道高速道路技術研究事業に従事する非本官職員に関する1969年10月30日内部規則(改正)
 - －経済国際関係事業及び一般道高速道路技術研究事業における高度研究を行う設備住宅省の技術管理契約職員採用支払条件に関する1968年7月10日命令であって，同主題に関する1973年3月27日命令により改正されたもの
 - －橋梁道路事業に係る公共工事運輸省契約採用補助職員の身分を定める1946年6月18日布告第46-1507号であって，同主題に関する1968年4月1日布告第68-313号及び1975年12月18日布告第75-1355号により改正されたもの
 - －公共工事運輸省契約職員の身分を定める1948年6月16日布告第48-1018号(改正)
- 運輸及び観光
- －イル・ド・フランスの地方設備監督局採用の非本官職員に関する1970年6月4日内部規則
 - －教育法第L612条7にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で，国の公務に関する法規を含む改正された1984年1月11日法律第84-16号第4条及び第6条に従って科学技術公共機関及び高等教育機関が採用したその他の公務員

国防

文官及び軍公務員

- －1982年12月15日布告第82-1067号(改正)に規定された兵器技師
- －1976年8月19日布告第76-802号(改正)に規定された軍用燃料技師
- －2004年6月14日布告第2004-534号に規定された陸軍専門家
- －1979年12月27日布告第79-1135号(改正)に規定された軍事研究技術技師
- －1989年10月18日布告第89-750号(改正)に規定された国防省の軍事研究製造技師

- －1989年10月18日布告第89-749号(改正)に規定された国防省の高度研究製造技術者
- －1998年3月20日布告第98-203号(改正)に規定された国防省の技術者
非本官公務員
- －1949年10月3日布告第49-1378号(改正)に規定された特別分野，外部分野及びA分野の
非本官公務員
- －1967年10月23日布告第67-962号に規定された国立航空工学学校で主たる任務を遂行す
る教官
- －1973年3月14日布告第73-311号(改正)に規定された理工科学学校の研究所及び研究センタ
ーの科学職員
- －1973年3月14日布告第73-312号(改正)に規定された理工科学学校の研究所及び研究センタ
ーの技師及び専門家
- －国防省と工業上又は商業上の契約を結んだ一定の公務員に関する1988年5月4日布告第
88-541号に規定された非本官技師公務員
- －2000年6月5日布告第2000-497号に規定された理工科学学校の教職員
- －2003年10月21日布告第2003-1006号に規定された理工科学学校の科学・技術・管理契約職
員
- －教育法第L612条7にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で，
国の公務に関する法規を含む改正された1984年1月11日法律第84-16号第4条及び第6条
に従って科学技術公共機関及び高等教育機関が採用したその他の公務員

第3款 発明者の指定及び所有権の主張

第R611条15

工業所有権庁は，第R612条10にいう発明者の指定の正確性を確認しない。

第R611条16

指定された発明者は，特許出願及び特許明細書の公告に発明者として記載される。それができない場合は，同人は，配布前の特許出願及び特許明細書の公告の謄本に記載される。当該記載は，出願人又は特許所有者の請求によって行われる。

前段落の規定は，第三者が自らの指定を受ける権利を認める最終判決を工業所有権庁に提出した場合に，適用される。第三者はまた，前段落第2文にいう場合において，配布前の特許出願及び特許明細書の公告の謄本に自らの名称を記載するよう求めることができる。

第1段落の規定は，出願人又は特許所有者によって指定された発明者が工業所有権庁に書面で届け出ることにより自らの指定を放棄した場合は，適用されない。

第R611条17

発明者の指定の訂正は，誤って指定された者の同意書，及び出願人又は特許所有者が当該請求書を提出しない場合は，その何れか一方の同意書を添付した請求書によってのみ行うことができる。第R612条10の規定が適用される。

発明者の誤った指定が国内特許登録簿に登録され又は工業所有権公報に公告されている場合は，当該登録又は公告は，これを訂正しなければならない。発明者の誤った指定の記載は，

特許出願又は特許明細書の公告の配布前の謄本において訂正される。
前段落の規定は、発明者の指定が裁判所によって取り消された場合にも、適用される。

第 R611 条 18

特許出願又は特許の所有権を主張する訴訟手続は、当該訴訟を提起した者の請求により国内特許登録簿に登録される。

裁判所により当該訴訟を提起した者を勝訴とする判決が下された場合は、工業所有権庁が公衆の閲覧のため又は販売のために所有する特許出願又は特許の謄本には、特許の所有権が変更されたことを記す注釈が付される。

第 R611 条 19

特許付与手続は、特許出願の所有権を主張する訴訟を第 1 審裁判所に自ら提起したことを証明する証拠を提出する者が書面により請求したときは、中断される。

手続の中断は、証拠が提出された日から効力を有し、特に法第 L612 条 15 第 1 段落にいう期限について適用される。ただし、それによって第 R612 条 39 の適用が妨げられるものではない。

特許付与手続は、裁判所の最終判決が下された時点で再開される。当該手続はまた、特許出願の所有権を主張する訴訟を提起した者の書面による同意をもって随時再開することもできる。当該同意は、取消不能とする。

手続の停止及び再開は、国内特許登録簿に登録される。

第 R611 条 20

ある者が訴訟を提起したことの証拠を自ら提出した日以降、出願又は特許の所有者は、特許全体又は包含される 1 若しくは 2 以上のクレームについて、自己の出願を取り下げ又は自己の特許を放棄することはできない。ただし、所有権を主張する訴訟を提起した者の書面による同意がある場合は、この限りでない。

第 II 章 出願及びその処理

第 I 節 出願

第 R612 条 1

特許出願は、工業所有権庁又はパリ以外における県に対してしなければならない。

出願は、工業所有権庁に対し、配達通知付の書留郵便を送付することによって、又は特に郵送の安全を保証するために同庁長官が定めた条件に従って遠隔送信方法を用いて通信を送ることによって行われる。この場合は、書類の提出日は、工業所有権庁がこれを受領した日とする。

工業所有権庁長官は、電子的手段による提出が特許出願の審査及び公開の簡素化をもたらす場合は、この方法による提出を要求することができる。

第 R612 条 2

出願は、出願人本人が、又は居所、営業所若しくは事業所を欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国に有するその代理人がこれを行うことができる。法第 L422 条 4 及び法第 L422 条 5 にいう例外に従うことを条件として、出願及び特許付与手続に関するその後の行為の遂行について任命された代理人は、手数料の簡易納付の場合を除き、工業所有権代理人としての資格を有する者でなければならない。

その居所又は営業所を欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国内に有していない自然人又は法人は、その旨の通知を受領した日から 2 月以内に、前段落に定められた条件を満たす代理人を任命しなければならない。また出願人が複数である場合は、共同代理人を任命するものとする。共同代理人が出願人の 1 でない場合は、当該人は、第 1 段落に規定された条件を満たさなければならない。

自らが工業所有権代理人の資格を有している場合を除き、当該代理人は、第 R612 条 38 及び第 R613 条 45 の規定に従うことを条件とし、かつ、別段の合意がない限りにおいて、第 R611 条 15 から第 R611 条 20 まで、第 R612 条 1 から第 R613 条 3 まで、第 R613 条 45 から第 R613 条 65 まで、第 R616 条 1 から第 R616 条 3 まで、及び第 R618 条 1 から第 R618 条 4 までというすべての行為を遂行し、かつ、一切の通知を受領する権限を与える旨の委任状を添付しなければならない。当該委任状は、法的認証を必要としない。

第 R612 条 3

特許出願は、特許付与を求める願書を含まなければならない。その様式は、工業所有権庁長官の決定により定められるものとし、また、次を添付しなければならない。

- (1) 発明明細書。これには必要に応じて図面を添付する。
- (2) 1 又は 2 以上のクレーム
- (3) 発明の技術的内容に係る要約
- (4) 該当する場合は、その要素が法第 L612 条 3 に定めるとおりに複製された先の出願の謄本。複製される要素については同条において規定される。

第 R612 条 4

特許出願は、次を含んではならない。

- (1) 公開又は実施すれば公序良俗に反することになる要素又は図面
- (2) 出願人以外の特定の者の製品若しくは方法、又は当該人の出願若しくは特許の価値若しくは有効性を侮蔑するような陳述。ただし、先行技術との単なる比較は、それ自体では侮蔑に該当しない。
- (3) 発明明細書と明らかに無関係である要素

第 R612 条 5

特許出願に際しては、書類の提出から 1 月以内に次の納付をしなければならない。

- (1) 出願手数料
- (2) 調査報告手数料。ただし、報告の作成が延期された場合を除く。

第 R612 条 6

書類の提出日を記した受領証が、工業所有権庁又は県から出願人に交付される。
出願が県に対して行われた場合は、提出書類は、受領証の写しと共に直ちにパリの工業所有権庁に転送される。

第 R612 条 7

書類がパリの工業所有権庁に送達され又は到着した日から 15 日以内に、同庁は、当該特許出願に国内登録番号を付与し、かつ、当該番号を出願人に直ちに通知しなければならない。当該番号に言及していない又は出願人若しくはその代理人が署名していない通信又はその後の書類提出は、効力を認められない。

第 R612 条 8

第 R612 条 21 に基づく例外を除き、特許出願の出願日の享受は、フランス語で作成された法第 L612 条 2 に列挙されている書類のうち少なくとも 1 部が提出された日に取得される。出願日の享受は、当該書類の様式が所定のものとは異なる場合でも取得される。
前段落にいう要素のうちの何れかが欠けている場合は、出願人は、1 月以内に特許出願を補正するよう求められる。
出願人が求めに応じた場合は、出願に補正がなされた日が出願日とされ、当該出願日が出願人に通知される。出願人が求めに応じなかった場合は、当該出願は認められず、提出された要素は出願人に返還され、かつ、納付された手数料は同人に払い戻される。

第 R612 条 9

前条にいう出願日より後に図面が提出された場合は、出願人は、当該図面が提出された日を出願日とする特許の取得請求を 1 月以内に提出しない限り、当該図面及び特許出願における当該図面への言及が削除される旨を通知される。
図面の提出がなかった場合は、出願人は、1 月以内に当該遺漏を是正するよう求められる。出願人は、当該図面が提出された日が特許出願の出願日とされる旨、及び図面の提出がない場合は、当該図面への言及が削除される旨を通知される。
該当する場合は、新たな出願日が出願人に通知される。

第 R612 条 10

付与願書には、出願人又はその代理人の署名がなければならない。当該願書は、次の事項を含まなければならない。

- (1) 請求する工業所有権の種類
- (2) 発明の名称。当該発明の技術的名称を明確かつ簡潔に記載するものとし、一切の架空名称を用いてはならない。
- (3) 発明者の指定。ただし、出願人が発明者又は単独発明者の何れでもない場合は、当該指定は、発明者の姓名及び居所を記載し、出願人又はその代理人の署名を付した別の書類において行われるものとする。
- (4) 出願人の姓名、国籍、居所又は営業所
- (5) 代理人が任命されている場合は、その名称及び宛先

第 R612 条 11

付与願書は、該当する場合は、次に関する明細の補足がなければならない。

- (1) 調査報告の延期作成
- (2) 当該報告の作成手数料の納付について請求された便宜
- (3) 出願人に認められたか又は同人が請求した手数料の減額
- (4) その要素が複製されている可能性のある先の出願
- (5) 主張された優先権
- (6) 公式又は公認の博覧会における発明の展示

第 R612 条 10(3)の規定に従わない場合は、出願人は、出願日若しくは当該出願が享受する最先の日から、又は優先権が主張されている時は当該優先日から 16 月以内に自らの出願の不備を是正するよう求められる。

優先権の申立及び先の出願の出願日の享受請求は、手数料の納付を条件とする。

第 R612 条 12

明細書には、次の事項を含めなければならない。

- (1) 当該発明が関係する技術分野の陳述
- (2) 出願人が知得している背景技術であって、当該発明の理解及び調査報告の作成に有用であると思われるものの陳述。ただし、先行技術を反映する書類は、可能な限り引用しなければならない。
- (3) クレームされた発明について、技術上の課題及び提案された解決策を理解し得るような形での開示。該当する場合において、先行技術に関する当該発明の有益な効果がある場合はそれを陳述する。
- (4) 図面(ある場合)の簡単な説明
- (5) 当該発明の少なくとも 1 の実施方法に関する詳細な説明。当該説明は、通常、実施例及び図面(ある場合)の引用を伴わなければならない。
- (6) その発明の産業上の利用が明細書又は発明の内容からは明らかでない場合は、当該発明の産業上の利用を可能とするような方法に関する陳述

第 R612 条 13

明細書は、第 R612 条 12 にいう方法及び順番において表示しなければならない。ただし、発明の内容上、前記と異なる方法又は異なる順番を採用することが理解の向上及びより経済的な表示につながる場合は、この限りでない。

更に、明細書の末尾には、次のものを添付することができる。

- (1) 当該発明の理解のために必要である場合は、現行のプログラミング言語により書かれた、一覧の形式でのコンピュータ・プログラムからの簡単な抜粋
- (2) ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列の一覧
- (3) 化学式又は数式

発明のために必要とされる工程段階の図式表示、ダイヤグラム及びフローチャートの形式で提出されたコンピュータ・プログラムの簡単な抜粋は、図面とみなされる。

第 R612 条 14

法第 L612 条 5 第 2 段落にいう場合において、培養体の寄託は、遅くとも特許の出願日までに行われなければならない。また明細書には、次の情報を詳細に記載するものとする。

(1) 出願人が入手することのできる、当該微生物の特徴に関する情報

(2) 当該培養体が寄託された公認機関名及びその寄託番号

(2)にいう情報は、出願日若しくは当該特許出願が享受する最先の日から、若しくは優先権が主張される場合は優先日から 16 月以内に、又は法第 L612 条 21 にいう請求が前記期限の到来前に提出される場合は当該請求の時点で、提供することができる。当該情報の伝達は、寄託された培養体を第 R612 条 42 及び第 R612 条 43 に従って公衆の利用に供することに対する出願人の取消不能かつ無条件の同意を意味する。

第 R612 条 15

培養体がもはや生存不能となり、又は公認機関が試料を提供することができなくなったために当該培養体の入手が不可能となった場合は、次に該当する場合を除き、当該中断は考慮されない。

(1) 公認機関又は工業所有権庁が当該中断の事実を出願人又は特許所有者に通知した日から 3 月以内に新たに当該生物学的材料の寄託が行われたとき

(2) 特許出願番号又は特許番号が記載された、公認機関の発行した寄託物受領証の写しが、新たな寄託が行われた日から 4 月以内に工業所有権庁に提出されたとき

当該中断が培養体の生存不能を原因とする場合は、最初の寄託を受けた公認機関に対して新たな寄託を行うものとし、それ以外の場合は、如何なる公認機関に対しても寄託を行うことができる。

新たな寄託に際しては、当該生物学的材料が最初の寄託における生物学的材料と同一のものであることを寄託者が証明する申立書を提出しなければならない。

生物学的材料の寄託を受ける権限を有する機関は、工業所有権庁長官の命令によって指定される。

第 R612 条 16

クレームは、保護請求の対象である事項を発明の技術的特徴の点から明確にするものでなければならない。絶対的必要性がある場合を除き、クレームは、発明の技術的特徴に関して、説明又は図面を単に参照することに依拠してはならない。

第 R612 条 17

すべてのクレームは、次により構成される。

(1) 発明の対象、及びクレームされた要素を明確にする上で必要とされるが、それ自体では先行技術の一部である技術的特徴を記した序文

(2) 「によって特徴付けられる」の文言を伴う特徴記述部分であって、(1)にいう特徴と共に保護されるべき技術的特徴について述べたもの

ただし、発明の内容上認められる場合は、これと異なる様式を採用することができる。

第 R612 条 18

法第 L612 条 4 第 1 段落に従うことを条件として、特許出願は、出願の主題を考慮して当該主題を単一のクレームで取り扱うのが適切でない場合は、同一の発明範疇(製品、方法、装置又は用途)の属する 2 以上の独立したクレームを含むことができる。

発明の本質的特徴を述べた特許クレームには、その発明の特定の実施態様に関する 1 又は 2 以上のクレームを添えることができる。

第 R612 条 19

法第 L612 条 4 に従って、同一の特許出願に特に次の何れかを含めることができる。

- (1) ある製品に係る独立のクレーム、特に当該製品の製造のための方法に係る独立のクレーム、及び当該製品の用途に係る独立のクレーム
- (2) ある方法に係る独立のクレーム、及び特に当該方法を実施するための装置又は手段に係る独立のクレーム
- (3) ある製品に係る独立のクレーム、特に当該製品の製造のための方法に係る独立のクレーム、及び特に当該方法を実施するための装置又は手段に係る独立のクレーム

第 R612 条 20

要約は、これを技術的情報として使用するためにのみ作成される。要約は、それ以外の目的、特に請求された保護の範囲の解釈のため又は法第 L611 条 11 第 3 段落の適用のために考慮してはならない。

要約の最終的内容は、必要に応じ、工業所有権庁がこれを作成する。要約は、第 R612 条 39 にいう告示と同時に、又は当該告示後において要約の完成後直ちに、工業所有権公報に公示される。

第 R612 条 21

出願時の出願に含まれる明細書及びクレームは、次の何れかの者がこれを外国語で作成することができる。

外国の自然人又は法人。ただし、当該自然人又は法人が国籍を有する国がフランス国民に対しても同等の取扱いをしていることを条件とする。又は

外国でなされた出願又は当該出願における優先権を譲り受けた自然人又は法人。ただし、最初の出願がなされた国がフランス国民に対しても同等の取扱いをしていることを条件とする。

この権利を利用する場合は、出願人は、当該書類の翻訳文を、特許出願の出願日から 3 月以内に提出しなければならない。

同等の取扱いをしているとみなされる国の一覧及び当該国の国民が出願に際して使用することができる公用語又は公用語のうちの 1 は、外務大臣及び工業所有権担当大臣がこれを定める。

第 R612 条 22

法第 L611 条 13 第 1 段落第 2 号 (b) に定められた出品者の権利に係る証拠は、特許出願の出願日から 4 月以内に、当該博覧会における工業所有権保護を担当する当局が当該博覧会中に発行した、その発明が当該博覧会に確かに出品されたことを確認する証明書の形で提出しなければならない。

証明書には、当該博覧会の開会日、及びその発明が最初に展示された日が開会日と異なる場合は、最初の展示日を記載する。また証明書には、当該発明の確認を可能にし、かつ、前記当局による認証が付された書類を添付しなければならない。

第 R612 条 23

フランスの特許出願又はフランスを指定国とする国際出願若しくは欧州特許を基礎として、工業所有権の保護に関するパリ条約が設定する優先権と同等の優先権を付与するとみなされるパリ同盟の非加盟国の一覧は、外務大臣及び工業所有権担当大臣により決定される。

第 R612 条 24

法第 L612 条 7 第 1 段落にいう優先権の申立には、先の出願の出願日、出願国又は出願指定国及び割り当てられた番号を記載するものとする。

先の出願の出願日及び出願国は、特許出願に際して表示し、出願番号は、優先日後 16 月間が満了する前に届け出なければならない。

法第 L612 条 7 第 1 段落にいう先の出願の写しは、優先日後 16 月間が満了する前に、先の出願の所有者より与えられた優先権主張に係る授權書を必要に応じ添付して提出する。

当該先の出願の写しは、当該出願を受領した機関による認証を受け、かつ、当該機関が交付した出願日を記載した証明書をこれに添付しなければならない。

前各段落の規定を遵守しない場合は、優先権の主張は認められない。

記載された先の出願の出願日が当該特許出願の出願日より 1 年を超えて遡る場合は、出願人は、優先権期間内に入る修正した日を 1 月以内に届け出ることができない限り、優先権が存在しない旨を通知される。

優先権の申立に含まれる事項は、公開された特許出願に記され、かつ、特許明細書に記載される。

第 R612 条 25

1 又は 2 以上の先の出願の出願日を享受するための請求は、次の場合は却下される。

- (1) 特許出願の提出と同時に請求が行われない場合
- (2) その利益が請求されている先の出願の出願日が 12 月を超えて遡る場合
- (3) その出願日に係る利益が請求されている出願が、その公開ができない方法で行われている場合

第 II 節 出願の処理

第 1 款 国防に影響する出願

第 R612 条 26

当該目的のため特に権限を与えられ、かつ、その名称及び資格が国防担当大臣により工業所有権担当大臣に伝えられる国防担当大臣の代行は、工業所有権庁において、なされた特許出願を確認する。

これらの特許出願は、工業所有権庁において受領された日から 15 日以内に当該代行に提示し

なければならない。

第 R612 条 27

特許出願の主題である発明を法第 L612 条 9 にいう 5 月間の満了に先立って開示及び自由に実施するための許可を求める請求は、工業所有権庁に対してこれを提出しなければならない。この請求は、特許出願と同時に提出することができる。当該許可は、工業所有権担当大臣により出願人に通知される。

当該許可がない場合はいつでも、特許出願人は、特定の実施行為を行うための特別許可を求める請求を、国防担当大臣に対し直接提出することができる。国防担当大臣は、請求された許可を与える場合は、当該実施行為が従うべき条件を定める。

特別許可が特許出願の譲渡又は実施ライセンス付与に関するものである場合は、国防担当大臣は、自らの決定の写しを工業所有権担当大臣に送付する。

第 R612 条 28

特許出願の主題である発明の開示及び自由な実施の禁止期間を延長する目的で国防担当大臣が工業所有権担当大臣に送付する要求書は、第 R612 条 27 にいう 5 月間の満了の遅くとも 15 日前までに、工業所有権庁に到着しなければならない。

延長期間を更新するための要求書は、同一の条件により、現行の 1 年間の満了の遅くとも 15 日前までに到着しなければならない。

開示及び自由な実施についての禁止期間の延長は、工業所有権担当大臣の命令により宣告され、現行の禁止期間の終了に先立って出願人に通知される。

当該命令には、発明の保護を求める外国での出願を一定の条件の下で許可する特別規定を含めることができる。これに係る請求は、特許出願の所有者が国防担当大臣に提出するものとし、国防担当大臣は、自らの決定を工業所有権担当大臣に通知する。

特定の実施行為を行うための特別許可は、第 R612 条 27 第 2 段落及び第 3 段落に規定された条件に基づいてこれを付与することができる。

国防担当大臣は、随時、工業所有権担当大臣に対し、法第 L612 条 10 に従って延長された禁止期間の解除を通知することができる。当該措置は、特許出願の所有者に通知される工業所有権担当大臣による命令の対象となる。

第 R612 条 29

開示及び自由な実施の禁止期間の延長により発生した損害を埋め合わせるための補償の請求は、特許出願の所有者が受領通知付の書留郵便で国防担当大臣に送付しなければならない。当該請求においては、発生した損害の種々の原因を、数字を挙げて詳述しなければならない。当該請求の受領日から 4 月間が満了した時点でのみ、第 1 審裁判所に補償額の決定を請求することができる。ただし、当該期間中に緊急の決定がなされた場合は、この限りでない。

第 R612 条 30

法第 L612 条 10 の適用を受ける裁判所は、開示を伴うような発明の分析を一切含まない判決により、本案及び中間的措置の双方について判断を下す。

公訴官、当事者又はその代理人のみが、当該判決の写しを受領することができる。

鑑定が命じられた場合は、国防大臣により権限を与えられた者のみがこれを実行することができる。

第 R612 条 31

開示及び自由な実施の禁止期間が出願日から 1 年が経過した後に終了した場合は、当該出願は、第 R612 条 39 に定められた条件に基づき、禁止措置の適用終了後 6 月間が満了するまではこれを公開してはならない。ただし、出願人が当該期間内に第 R612 条 39 にいう請求を行った場合は、この限りでない。

出願人は、禁止措置の終了後 6 月間、調査報告の作成又は特許出願から実用証出願への変更を請求することができる。

第 R612 条 32

第 R612 条 29 の規定は、法第 L612 条 10 にいう補償額の再審理請求について適用される。

第 2 款 出願の分割

第 R612 条 33

特許出願が法第 L612 条 4 の規定を満たさない場合は、出願人に対し、その出願を分割し又はクレームを減縮するための期限が与えられる。

第 R612 条 34

特許明細書の交付手数料及び印刷手数料の納付を行うまでは、出願人は、自らの判断により、当初の特許出願に係る分割出願を行うことができる。

第 R612 条 35

第 R612 条 33 及び第 R612 条 34 に従って特許出願が分割された場合は、各分割出願は、第 R612 条 3 から第 R612 条 5 までの規定に従わなければならない。また、第 R612 条 1 第 3 段落の規定も適用される。

出願人は、次の何れかを行うことができる。

－各分割出願において、クレームを当該分割出願の主題のみに限定して、原出願の内容を反復すること

－各分割出願の説明、クレーム及び図面をその主題のみに限定すること。この場合は、説明、クレーム及び図面は、原出願における説明、クレーム及び図面からそれぞれ抜粋した語句、クレーム及び図に加え、説明を明確にするために必要な関連付け及び説明上の文のみを含むものとする。

前段落の規定の適用後は、分割出願の 1 のファイルは、原出願のファイルにより構成されなければならない。

第 R612 条 10 及び第 R612 条 11 の規定に拘らず、各分割出願について発明者の指定を行うことができる期間は、第 R612 条 11 にいう要求後 2 月以上でなければならない。当該期間の満了日は通知に記載される。

第3款 出願の訂正、取下及び公告

第 R612 条 36

特許明細書の交付及び印刷手数料の納付を行うまでは、出願人は、表記又は転写の誤り及び提出済みの書類において発見された誤記の訂正を求める、理由を付した請求を行うことができる。工業所有権庁は、訂正されるべき誤記の存在を証する証拠、及び請求する訂正の意味の説明を要求することができる。

当該請求が明細書、クレーム又は図面に関するものであるときは、出願人が他の語句又は描線を明白に意図したものでないことが明らかである場合に限り、訂正が認められる。

当該請求は書面で提出し、そこに修正案を記載しなければならない。請求は、所定の手数料の納付証明が添付されている場合にのみ、認容される。

第 R612 条 37

法第 L612 条 13 に従うことを条件として、法第 L612 条 11 にいう審査により不備が発見された場合は、発見された不備の是正に必要とされる限りにおいてのみ、明細書、クレーム又は図面を補正することができる。

第 R612 条 38

特許明細書の交付及び印刷手数料の納付が行われるまでは、特許出願は、書面による申立をもって随時これを取り下げることができる。

1 の申立は、1 の出願のみを対象とすることができる。申立書は、出願人又はその代理人がこれを提出するものとし、代理人の場合は、同人自らが工業所有権代理人の資格を有していない限り、取下のための特別委任状を申立書に添付しなければならない。

特許出願が複数の者のためになされている場合は、その取下は、全員の請求がある場合に限り、行うことができる。

所有権、質権又はライセンス許諾権が国内特許登録簿に登録されている場合は、取下の申立は、当該権利の所有者の書面による同意がある場合にのみ認められる。

第 R612 条 39 にいう告示が工業所有権公報に公告された後に出願が取り下げられた場合は、当該取下は、職権により国内特許登録簿に登録される。

出願が取り下げられるすべての場合において、工業所有権庁は、出願の写しを保管する。

第 R612 条 39

法第 L612 条 21 にいう 18 月の期間の満了時、又は出願人の書面による請求がある場合は、当該期限の到来に先立つ随時、特許出願が公開された旨の告示が工業所有権公報に公告される。前段落にいう公告日以降、何人も工業所有権庁において特許出願ファイルの書類を閲覧することができ、また自らの費用負担によりその謄本を入手することができる。同庁は、この権利の行使の前提として、十分な利害が係わっていることの証明を義務付けることができる。法第 L612 条 3 に従い 1 又は 2 以上の先の出願の出願日に係る利益が請求されている出願は、その享受する最先の出願日から 18 月後に公開される。

ただし、公開のための技術的準備が開始される前に拒絶され又は取り下げられた出願は、それが分割出願でない限り、公開されない。

その出願日が後の出願において主張された出願は、それが公開のための技術的準備が開始される前に取り下げられ又は拒絶された場合でも、当該主張が同一期間内に放棄されない限り、公開される。

第 R612 条 40

第 R612 条 39 にいう技術的準備の継続期間は、工業所有権庁長官の決定により定められる。当該決定は、工業所有権公報において公告される。

第 R612 条 41

次の事項は公衆に開示されない。

出願人に開示されないが決定及び意見書の作成に役立った決定案及び意見書案並びに書類
発明者が第 R611 条 16 に規定される条件に基づいて発明者として指定される権利を放棄した
場合における、当該発明者の指定に関する書類

個人データ又は事業の秘密を含む書類

第三者に知らせるべき重要性がないという理由から工業所有権庁長官の決定により参照対象
から外されたその他の書類

第 R612 条 42

発明が微生物に関するものである場合は、何人も、第 R612 条 39 にいう公告日以降、又はその者が特許出願の謄本の交付を受けている場合は、当該日より前に、第 R612 条 14 及び第 R612 条 15 に従って寄託された培養体の利用を請求することができる。

請求は、書面をもって工業所有権庁に提出しなければならない。請求には、特に請求人の名称及び宛先並びに次の約定を記載しなければならない。

- (1) 当該特許出願が拒絶され若しくは取り消されたか又は当該特許が効力を失った場合を除き、当該培養体又はそれから発生したその他の培養体を何人に対しても提供しないこと
- (2) 当該特許出願が拒絶され若しくは取り消されたか又は第 R612 条 74 にいう付与通知が公告されなかった場合を除き、当該培養体又はそれから発生したその他の培養体を実験目的にのみ使用すること。ただし、本約定は、強制ライセンス又は職権によるライセンスに基づいて当該培養体を使用することを妨げない。

第 R612 条 43

第 R612 条 42(1) 及び(2) の適用上、発生した培養体とは、発明の実施に不可欠である寄託培養体の特徴を依然有している培養体をいう。第 R612 条 42(1) 及び(2) にいう約定は、発生した培養体を特許手続のために寄託することを妨げない。

特許出願人は、第 R612 条 39 にいう公告のための技術的準備が完了する前に作成された申立書に、特許付与又は出願の取下若しくは拒絶が公告されるまでは、請求人が指名する専門家のみが寄託培養体を利用可能である旨を記載することができる。請求人は、次の何れかの者を専門家として指名することができる。

- (1) 特許出願人が当該指名に同意したことを示す証拠を請求の時点で提出することを条件として、あらゆる自然人、又は
- (2) 工業所有権庁長官が作成する一覧に記載された自然人

当該専門家は、第 R612 条 42 に基づく条件に従って寄託培養体を利用するものとし、また、同条に規定された約定を結ばなければならない。これらは請求人についても適用される。該当する場合は、工業所有権庁は、微生物に関する特許出願がなされた旨及び請求人又はその指名した専門家が培養体の試料を受領する権原を有する旨を当該請求に記入する。このように補足された請求の謄本は、当該培養体の受託機関及び出願人又は特許所有者に送付される。

第 R612 条 44

第 R612 条 27 及び第 R612 条 28 の規定の適用により生じる障害に従うことを条件として、出願人は、随時自らの費用負担により、自らの特許出願における書類の公認謄本を取得することができる。

第 4 款 出願の拒絶

第 R612 条 45

次の場合は、特許出願は拒絶される。

(1) 第 R612 条 11(第 2 段落)、第 R612 条 21 及び第 R612 条 35(第 4 段落)に定められた期限内に当該特許出願が補足されなかった場合

(2) 第 R612 条 5 にいう出願手数料及び調査報告手数料が所定の期限内に納付されなかった場合

拒絶の決定は、出願人に通知されるものとし、これに対し出願人は、当該通知を受領した日から 2 月以内に自らの意見を述べるか、又は(2)にいう手数料を、これに所定の追加手数料を上乗せして納付しなければならない。拒絶の決定は、所定の期限内に出願人が前記不履行若しくは不納について争わなかった場合、又は追加手数料を上乗せした手数料を納付しない場合は、確定的なものとなる。

第 R612 条 46

第 R612 条 8 及び第 R612 条 45 にいう場合を除き、特許出願に本編の規定又はその施行のための命令に関する方式上の不備がある場合、又は当該出願に伴って所定の手数料が納付されない場合は、その旨が出願人に通知される。

通知には、出願人がその出願の不備を是正するため又は手数料を納付するための期限が記載される。また、通知には不備是正案を添付することもできる。出願人が所定の期限内にこれに異議を唱えない場合は、当該提案は、受諾されたものとみなされる。

所定の期限内に出願の不備が是正されないか又は手数料が納付されない場合は、当該特許出願は拒絶される。

第 R612 条 47

第 R612 条 33 又は第 R612 条 34 に基づいて提出された分割出願の主題が原出願における明細書の内容を超えている場合は、出願人は、与えられた指示に従って所定の期限内に当該分割出願を補正するよう求められる。

出願人は、その期限内に、自らの意見を書面で提出して、その分割出願の補正につき工業所

有権庁により与えられた指示に反論することができる。

出願人が意見書を提出しなかった場合、又は分割出願が提案された方法により補正されなかった場合は、当該出願は拒絶される。

出願人が提出した意見書が受理されない場合は、出願人にその旨が通知される。新たに与えられる期限内に当該分割出願の補正がなされない場合は、当該出願は拒絶される。

第 R612 条 48

第 R612 条 33 に基づいて出願人がその出願を分割するよう求められた場合は、出願人は、同条に定められた期限内に意見書を提出して工業所有権庁による異論に反論することができる。出願人が意見書を提出しなかった場合、出願人がそのクレームを減縮しなかった場合又は当該特許出願が分割されなかった場合は、当該出願は拒絶される。

出願人が提出した意見書が受理されない場合、又は新たなクレームが法第 L612 条 4 の規定を満たさない場合は、出願人にその旨が通知される。新たに与えられる期限内に原出願の分割又はそのクレームの減縮がなされない場合は、当該出願は拒絶される。

第 R612 条 49

特許出願が法第 L612 条 12(4)、(5)、(6)及び(8)にいう理由の 1 により拒絶される虞がある場合は、その旨が理由を付して出願人に通知される。通知には、出願人が意見書又は新たなクレームを提出するための期限が記載される。

次の場合は、特許出願は拒絶される。

－出願人が所定の期限内に意見書又は新たなクレームを提出しなかった場合

－提出された意見書が受理されないか又は新たなクレームが不備を是正するものではない場合

第 R612 条 50

明細書又は図面が、法第 L611 条 17 又は法第 L612 条 1 の規定を部分的に遵守していない場合は、その旨が出願人に通知される。

通知には、削除すべき箇所の指摘及び出願人が意見書を提出するための期限が記載される。

出願人が与えられた期限内に意見書を提出しなかった場合、又は提出した意見書が受理されない場合は、職権により削除が行われる。

第 R612 条 51

特許出願が法第 L612 条 12(7)及び(9)にいう理由の 1 により拒絶される虞がある場合は、その旨が理由を付して出願人に通知される。

通知には、適宜、当該特許出願の補正、新たなクレームの提出又はクレームの維持を主張する意見書の提出を求める公式通知が含まれる。また当該通知には、その目的で与えられる期限が記載される。

出願人が所定の期限内に正式通知に従わない場合は、当該特許出願は拒絶される。

第 R612 条 52

工業所有権庁により与えられた期限に従わなかったことにより特許出願が拒絶されるか、又

は拒絶される虞がある場合において、出願人が手続の継続を求める請求を提出するときは、拒絶の宣告がなされないか又は拒絶が無効となる。当該請求は、拒絶決定の通知から2月以内に書面により提出しなければならない。それまでに実行していなかった行為は、同期限内に実行しなければならない。請求は、必要な手数料の納付を伴う場合にのみ認容される。

第5款 調査報告の作成

第 R612 条 53

調査報告の作成手続は、出願時にその延長が請求された場合に限り、法第 L612 条 15 に基づいて延長することができる。調査報告手数料の納付は、当該請求の放棄を意味する。特許出願が法第 L612 条 3 の規定に基づいて複数の出願日を享受する場合は、調査報告作成の延長を求めることができる 18 月の期間は、最先の出願日から開始するものとする。

第 R612 条 54

調査報告作成手続を開始するために第三者が提出する請求は、書面によらなければならない。当該請求は、所定の手数料の納付証明が添付される場合に限り、認められる。請求が受領された場合は、その旨が出願人に対して通知される。通知の受領日から3月以内に、出願人が当該特許出願を取り下げるか、又は第 R612 条 55 に従ってそれを実用証出願に変更した場合は、調査報告作成手続は開始されず、かつ、所定の手数料は、第1段落にいう請求を提出した者に払い戻される。調査報告作成手続は、前段落に定められた期限が到来した時点で開始される。第 R612 条 57 にいう予備調査報告が作成された場合は、その旨が請求を提出した第三者及び出願人に同時に通知される。

第 R612 条 55

特許出願の実用証出願への変更請求は、出願人が法第 L612 条 15 の規定を利用するべく請求を行わなかった場合、又は第三者が第 R612 条 54 の適用を請求した場合でも、法第 L612 条 15 に定められた期間中は、随時書面により提出することができる。

第 R612 条 56

法第 L612 条 15 第2段落に基づく職権による変更は、出願人に通知されるものとし、これにより出願人は通知の受領日から2月以内に意見書を提出するか、又は遅延請求による追加手数料を上乗せした所定の手数料を納付して調査報告の作成を請求する。当該期間中に意見書の提出がない場合は、職権による変更が維持される。提出された意見書が受理されない場合、又は調査報告の請求が有効になされなかった場合は、職権による変更が確定されるものとし、その旨の新たな通知が理由を付して出願人に送付される。

第 R612 条 57

提出された最終的なクレームに基づき、明細書及び必要に応じ図面を考慮した上で予備調査報告が作成される。予備調査報告では、特許出願の主題を構成する発明の新規性及び進歩性

を評価するに当たって斟酌すべき書類を引用しなければならない。

それぞれの引用は、その関連するクレームに関して行われる。必要に応じ、引用された書類中の該当箇所を、特に頁、段落及び行又は数字を挙げて特定しなければならない。

予備調査報告においては、引用された書類につき、優先日前に公開されたもの、優先日から提出日までの間に公開されたもの、提出日以後に公開されたものを区別しなければならない。特許出願の出願日に先立って行われた口頭による開示、実施又はその他の開示に言及している書類は、その公開日及び書面によらない開示の日を併記して予備調査報告に記載される。

第 R612 条 58

予備調査報告は直ちに出願人に通知されるものとし、出願人は、先行技術の引用がある場合は、新たなクレームを提出するか又はクレームの維持を主張する意見書を提出しなければならない。出願人がこれに従わない場合は、当該特許出願は拒絶される。

第 R612 条 59

出願人は、予備調査報告の通知を受けてから 3 月間(1 回に限り更新可能)は、引用された先行技術の援用適性を争うために新たなクレームを提出するか又は意見書を提出することができる。

第 R612 条 60

新たなクレームの提出に際しては、クレームに加えられた変更箇所を明示しなければならない。

この場合は、出願人は、請求により、もはや新たなクレームに合わなくなった要素を明細書及び図面から削除することを認められる。当該請求は、特許明細書の交付及び印刷の手数料が納付される日まで行うことができる。

第 R612 条 61

新たなクレームの主題が、実行された調査の対象であるクレームの範囲内でない場合は、出願人は、補足的予備調査報告作成のための所定の手数料を納付するよう通知を受ける。関係当事者が与えられた期限内に要求に従わない場合は、新たなクレームの提出は、認容することができないものと宣言され、調査の実行対象であったクレームをもって特許が付与される。

第 R612 条 62

予備調査報告は、特許出願のと同じ時期に、又はそれが未だ作成されていない場合は出願人に通知された時点で、公表される。予備調査報告の公衆による利用が可能となった場合は、その旨が工業所有権公報に公告される。

第 R612 条 63

第三者が意見書を提出することができる期間は、第 R612 条 62 にいう公表後 3 月間とする。第三者の意見書は、第 R612 条 57 に従って 2 部提出するものとし、引用した書類又はその写し及び必要なすべての情報又は証拠をこれに添付するものとする。第三者がこれに従わない場合は、当該意見書は認容されない。前記の添付要件は、発明特許には適用されない。ただ

し、工業所有権庁の明示的な請求がある場合は、当該請求の受領日から2月以内に、外国特許を提出しなければならない。

第 R612 条 64

出願人は、第三者の意見書に係る通知を受領した日から3月以内に、反対意見書又は新たな表現によるクレームを提出しなければならない。この期間は、出願人の請求により、1回に限り更新することができる。

第 R612 条 65

予備調査報告は、調査報告の作成前に随時補足することができる。
この場合は、第 R612 条 57 から第 R612 条 64 までが再度適用される。

第 R612 条 66

特許出願が取り下げられ又は実用証出願に変更された場合は、調査報告の作成手続は中止される。

第 R612 条 67

調査報告は、最後に提出されたクレーム、クレームの維持を裏付けるために出願人により提出された意見書及び第三者による意見書を適宜斟酌し、予備調査報告に基づいて作成される。調査報告は、第 R612 条 59、第 R612 条 61、第 R612 条 63 又は第 R612 条 64 に定められた期間の満了時において、最後に満了する期間を考慮して作成される。

第 R612 条 68

特許出願に係る所有権、質権又はライセンスが国内特許登録簿に登録されている場合でも、出願人は、当該権利の所有者の同意を得ることなく、その出願に基づくクレームを補正することができる。

第 R612 条 69

出願人が、引用された先行技術のうちの1又は2以上の要素を、その開示が法第 L611 条 13 第1段落(第2号(a))の意味での自己(出願人)に対する明白な濫用から生じたものであるという理由から、出願の主題である発明の特許性を法第 L611 条 11 及び法第 L611 条 14 の意味で評価するに当たって考慮に入れなかった場合は、出願人は、意見書においてその旨を陳述し、かつ、簡明に理由を述べることができる。当該陳述は、予備調査報告又は調査報告の内容を変更するものであってはならない。

法第 L611 条 13 第1段落(第2号(a))の規定の適用に関し裁判所の最終判決があった場合は、出願人又は特許所有者の請求により、その旨が国内特許登録簿に登録される。

当該登録は、予備調査報告又は調査報告の関連補正を包含する。

特許の公告後に当該登録が行われた場合は、工業所有権庁が公衆の閲覧のため又は販売のために所有する特許の謄本には、調査報告への補正を示す告知を付記しなければならない。

第 6 款 特許の付与及び公告

第 R612 条 70

特許出願の処理が完了した時点で、出願人は、工業所有権庁が定める期限内に特許明細書の交付及び印刷の手数料を納付するよう求められる。

第 R612 条 71

特許は、工業所有権庁長官の決定により、出願人の名称において付与される。当該決定は、出願人に通知される。

出願が他に譲渡されている場合は、特許は、特許明細書の交付及び印刷の手数料の納付がなされるまでに、国内特許登録簿に登録された最後の譲受人の名称において付与される。ただし、出願人の名称も併記される。

特許に含まれる調査報告には、場合により、当該調査の実行対象であるクレームが補正されたこと、又は調査報告の作成手続中に出願人若しくは第三者により意見書が提出されたことを示す記載がなされる。

特許には、特に出願日、出願の公開日、特許付与の決定日及び付与が工業所有権公報に公告された日に関する詳細、並びに場合により、主張された優先権に関する言及、それが分割により生じた旨、又は出願の時点で明細書若しくはクレームが第 R612 条 21 に定められた条件に基づき外国語により作成されていた旨が記される。

第 R612 条 72

法第 L612 条 19 にいう手数料が納付されなかったことに起因して特許出願に由来する権利が失効した場合は、特許付与手続は中止される。

第 R612 条 73

法第 L613 条 27 に基づく部分的取消の後に行われるクレームの文言の補正は、書面によらなければならない。

補正されたクレームが判決の主文に適合しない場合は、その旨が特許所有者に通知される。通知には、当該クレームに加えるべき変更及び関係当事者がその変更を実行するために与えられた期限が記載される。

特許所有者が所定の期限内に当該通知に従わない場合、又はその根拠について争うべく意見書を提出しない場合は、補正されたクレームは拒絶される。

提出された意見書が受理されない場合は、その旨が特許所有者に通知される。関係当事者が更新された期限内に第 2 段落にいう通知に従わない場合は、補正されたクレームは拒絶される。

第 III 節 発明に関する法定公表

第 R612 条 74

特許付与については、出願人に付与通知がなされた日から 1 月以内に、工業所有権公報において公告される。

この公告には、特許出願が公告された工業所有権公報の発行番号、及びクレームに補正があった場合は、その旨の記載がなされる。

第 R612 条 75

特許は、その全文が公告され、かつ、工業所有権庁において保管される。

特許出願のファイルは、当該特許に由来する諸権利の失効後 10 年間に満了するまで、工業所有権庁により保管される。

1902 年 4 月 11 日前に印刷されなかった明細書及び特許図面の原本は、引き続き工業所有権庁において保管される。

第 R612 条 76

特許集及び工業所有権公報は、無償での公衆による閲覧のため工業所有権庁に預託される。

特許集及び工業所有権公報はまた、同一目的のため、工業所有権担当大臣及び文化担当大臣の命令により一覧が作成される都市において、県の記録局、商工会議所、公共図書館又は知事が指定するその他の機関に預託される。

第 III 章 特許に由来する権利

第 I 節 実施の権利

第 1 款 実施許諾用意

第 R613 条 1

法第 L613 条 10 に基づく実施許諾用意制度の特許への適用請求は、特許所有者又は自らが非排他的ライセンスを付与する権限を有することの証拠を提出する特許共有者の 1 が書面をもって行うものとする。

次の場合は、請求は却下される。

- (1) 前段落の規定が遵守されない場合
- (2) 請求人の所有権又は共同所有権が国内特許登録簿に登録されていない場合
- (3) 国内特許登録簿に排他的ライセンスが付与された旨の記載がある場合

工業所有権庁長官の決定は、請求人に通知される。

請求が認められた場合は、その決定は、国内特許登録簿に登録されると共に、工業所有権公報に公告される。また決定は、工業所有権庁長官が定めるその他の方法によっても公表される。

第 R613 条 2

実施許諾用意によるライセンスを受けようとする者は、その旨を特許所有者に書留郵便で通知しなければならない。この書簡には、当該発明の用途を記さなければならない。また、当該書簡の写しを、それが当該所有者に送付された日に関する細目を添えて、工業所有権庁に提出しなければならない。

ライセンスの享受は、前記の用途につき、当該書簡が特許所有者に送付された日から 1 週間

後に認められる。

ライセンスの価格は、当事者間で合意がない場合は、第 R613 条 4 から第 R613 条 8 までに定められた手続きに基づいて決定される。また当該価格は、新たな事由の発現により正当化されるときは、同一の方法により見直しが行われる。ただし、最後の価格決定から 1 年が経過するまでは、価格見直しの請求を行うことはできない。

第 R613 条 3

実施許諾用意制度を特許に適用する旨の決定の取消請求は、書面をもってしなければならない。

取消が宣言されたときは、その旨が請求人に通知され、国内特許登録簿に登録されると共に工業所有権公報に公告される。

第 2 款 強制ライセンス

第 R613 条 4

法第 L613 条 11 から法第 L613 条 15 までに基づく強制ライセンスの請求は、法第 L615 条 17 の規定に従って指定された裁判所に対して行わなければならない。当該請求は、第 R613 条 5 から第 R613 条 44 までの規定に従うことを条件として、法の共通規則に基づいて提出され、審議され、裁定される。

第 R613 条 5

召喚状及び請求趣意書は、それが受領通知付の書留郵便により送達又は通知されてから 15 日以内に、送達し又は通知した当事者がこれを工業所有権庁に伝達するものとし、これに従わない場合は、当該召喚状及び請求趣意書は、認容されない。

第 R613 条 6

工業所有権担当大臣は、裁判所に対し、その書記課に宛てた覚書により、ライセンスの請求に関する意見書を提出することができる。

工業所有権庁長官、又はその管理下にある職員であつて、工業所有権担当大臣から委任を受けた者は、本人の希望がある場合に限り、裁判所の聴聞を受けるものとする。

第 R613 条 7

第 R613 条 4 から第 R613 条 6 までの規定は、控訴院における手続について適用される。

第 R613 条 8

裁判所、控訴院及び破毀院が強制ライセンスに関して下したすべての判決は、書記官により直ちに工業所有権庁長官に通知される。最終判決は、職権により国内特許登録簿に登録される。

第 R613 条 9

強制ライセンスの譲渡、その取下又はその付与条件の見直しを求める請求は、第 R613 条 4

から第 R613 条 8 までの規定に従うことを条件とする。

第 3 款 公衆衛生のための職権によるライセンス

第 R613 条 10

法第 L613 条 16 及び法第 L613 条 17 にいう工業所有権担当大臣の命令は、次により構成される委員会の理由を付した意見書に基づいて発出される。

- (1) 委員長として、国家参事官
- (2) 公衆衛生担当長官又はその代理
- (3) 国立保健医療研究所所長又はその代理
- (4) 工業所有権庁長官又はその代理
- (5) 化学工業局長又はその代理
- (6) 薬局・医薬中央部部長又はその代理
- (7) パリの病院の医師 2 名又は 3 年を任期として公衆衛生担当大臣により指名されたその代行
- (8) 薬学部教授 2 名又は 3 年を任期として公衆衛生担当大臣により指名されたその代行
- (9) 工業所有権担当大臣により指名された委員 2 名

委員会の事務局は、工業所有権庁が提供する。

委員会の会議は、最初の招集において 7 名以上の委員の出席がある場合に限り、有効に成立する。定足数が満たされない場合において、新たな招集に基づいて開催された会議は、その出席者数に拘らず有効に成立する。

採決に際して賛否同数となった場合は、委員長が決定票を投じる。

第 R613 条 11

委員会への報告は、工業所有権担当大臣の命令により任命された当該委員会の委員、又は国務院、会計検査院、財政監察局及び薬事監察部の構成員の何れかに対して委託される。

委員長は、各案件につき、1 又は必要に応じ 2 以上の報告役を指名する。

報告役は、工業所有権担当大臣及び経済財務大臣の共同命令により定められる金額の手当を受領する。

第 R613 条 12

委員会は専門家を指名することができ、その報酬は、裁判所の専門家と同一の条件に基づいて、委員長の報酬命令により定められる。

第 R613 条 13

法第 L613 条 16 にいう場合において、工業所有権担当大臣は、公衆衛生担当大臣の要請に基づく理由を付した決定により、委員会に疑義を付託することができる。

当該決定は、48 時間以内に、特許所有者及び必要に応じ国内特許登録簿に登録された特許に基づくライセンス所有者又はフランスにおけるこれらの者の代理人に対し、その根拠を添えて通知される。

その主文は、工業所有権公報において遅滞なく公告しなければならない。

第 R613 条 14

特許所有者及びライセンス所有者は、前条にいう通知の受領後 15 日以内か又は当該通知が到達しなかった場合は同条にいう公告後 15 日以内に、意見書を委員会に提出しなければならない。

第 R613 条 15

報告役の提案及びその作成したファイルは、特許所有者及び必要に応じライセンス所有者に送付される。

委員長は、当該送付の条件、日付及び様式並びに関係当事者が意見書を提出することができる期間を定めなければならない。

第 R613 条 16

委員会は、当該案件の委員会への付託に係る決定がその事務局に到達した日から 2 月以内に意見を述べなければならない。

第 R613 条 17

法第 L613 条 16 にいう命令は、委員会から意見書を受領した後直ちに下さなければならない。当該命令は、特許所有者、ライセンス所有者及び工業所有権庁長官に通知され、また職権により国内登録簿に登録される。

第 R613 条 18

法第 L613 条 17 に基づく実施ライセンスの請求は、工業所有権担当大臣に対して行われる。当該請求には、次の事項を記載する。

- (1) 請求人の姓名、職業、宛先及び国籍、並びに該当する場合は、請求人を代理又は援助するべく任命された者の名称
- (2) 請求するライセンスの対象である特許
- (3) 特に法律、技術、産業及び財政上の観点から請求人の資格を証明する証拠

大臣は、当該請求を受領した後 48 時間以内に、その旨を特許所有者及び必要に応じ国内特許登録簿に登録されたライセンス所有者に通知しなければならない。

第 R613 条 19

第 R613 条 10 にいう委員会は、請求を受けてから 2 月以内に、実施ライセンスの付与条件、特にその有効期間及び範囲に関して自らの意見を述べる。

当該意見は、ライセンスの請求人及び特許所有者並びに必要な応じて国内特許登録簿に登録されたライセンス所有者に通知される。委員会の委員長は、ライセンスの請求人、特許所有者及びライセンス所有者が委員会の意図しているライセンス付与条件について意見書を提出することができる期限を定める。

当該意見書は、委員会に対して提出しなければならない。

第 R613 条 20

工業所有権担当大臣は、関係当事者の意見を審査した上で、委員会より受領したその最終的

な意見に基づいて決定を下す。

第 R613 条 21

法第 L613 条 17 にいう実施ライセンス付与の命令は、特許所有者、ライセンス所有者及び請求されたライセンスを享受する者に通知される。

当該命令は、職権により国内特許登録簿に登録される。

第 R613 条 22

ライセンスの請求人、特許所有者及びライセンス所有者又はこれらの代理人は、自らの請求により又は委員会の職権による招集により、第 R613 条 10 及び第 R613 条 19 にいう意見を述べる義務を負う委員会の聴聞を受けることができる。

当該招集状は、遅くとも 8 日前までにこれらの者に送付しなければならない。

第 R613 条 23

第 R613 条 14, 第 R613 条 15 及び第 R613 条 19(第 2 段落)に定められた期限が遵守されない場合は、委員会は、催告又は正式通知を行うことなく手続を続行する。

第 R613 条 24

法第 L613 条 17(第 3 段落)にいうロイヤルティを定める手続においては、召喚は指定日において行われる。

第 R613 条 25

特許所有者又は実施ライセンス所有者の何れかにより請求された実施ライセンスの条項の修正は、当該ライセンスの付与手続に基づいて決定され、かつ、公告される。修正がロイヤルティの金額に関するものである場合は、当該修正は、その金額の最初の決定に係る所定の手続に基づいて決定される。

ライセンスの付与手続はまた、ライセンス所有者が履行すべき義務が履行されなかったことに起因して特許所有者が請求するライセンスの取消手続について適用される。

第 4 款 経済発展のための職権によるライセンス

第 R613 条 26

法第 L613 条 18(第 1 段落)にいう正式通知は、経済財務大臣並びに科学研究及び原子力・宇宙問題担当大臣と協議した上で工業所有権担当大臣が下す、理由を付した決定に従うものとする。当該決定においては、未だ満たされていない国民経済上の必要項目が定められる。当該決定は、その根拠と共に、特許所有者及び必要ある場合は国内特許登録簿に登録されているライセンス所有者又はフランスにおけるそれらの代理人に通知される。

第 R613 条 27

法第 L613 条 18 第 2 段落にいう 1 年の期間は、第 R613 条 26 にいう通知の受領日に開始する。法第 L613 条 18 第 3 段落にいう正当な理由は、同期間中に提示しなければならない。

同条第 3 段落に基づいて工業所有権担当大臣が関係人に与えることのできる追加期間は、前記の 1 年の期間が満了する日に開始する。

当該追加期間を与える旨の決定は、第 R613 条 26 に基づく正式通知を発する旨の決定に関して定められた手続及び方法に従って下され、かつ、通知される。

第 R613 条 28

正式通知において言及される特許を職権によるライセンスの措置に付す旨の国務院布告は、工業所有権担当大臣、経済財務大臣、科学研究及び原子力・宇宙問題担当大臣、並びに必要な場合は、当該特許の主題に直接的な係わりを有する大臣の共同報告に基づいて発出される。

国務院布告は、特許所有者による実施提案がある場合はこれを斟酌した上で、職権によるライセンスを請求する者が満たすべき条件を定める。

国務院布告は、特許権者及びライセンス所有者に通知され、また職権により国内特許登録簿に登録されると共に公報で公表される。

第 R613 条 29

法第 L613 条 18(第 4 段落)に基づく実施ライセンスの請求は、工業所有権担当大臣に対して行われなければならない。

当該請求には、次の事項を記載する。

- (1) 請求人の姓名及び職業、並びに該当する場合は、請求人を代理又は援助する責任を負う者の名称
- (2) 請求するライセンスの対象である特許
- (3) 第 R613 条 28 第 2 段落に定められた条件に関して当該特許を実施するための請求人の資格を技術、産業及び財務上の観点から証明する証拠

第 R613 条 30

工業所有権担当大臣は、ライセンスの請求書の写しをもって、特許所有者及び必要ある場合は当該特許のライセンス所有者に通知する。これらの者は、通知を受けた後 2 月以内に、工業所有権担当大臣に意見書を提出することができる。

第 R613 条 31

法第 L613 条 18(第 5 段落)にいう命令は、特許所有者、ライセンス所有者及び請求されたライセンスを受ける者に通知され、また職権により国内特許登録簿に登録される。

第 R613 条 32

法第 L613 条 18 にいうロイヤルティを定めるための手続は、パリ第 1 審裁判所において審理される。当該手続においては、召喚は指定日において行われる。

第 R613 条 33

特許所有者又はライセンス所有者の何れかにより請求されたライセンス許諾条項の修正は、当該ライセンスの付与手続に基づいて決定され、かつ、公告される。修正がロイヤルティの

金額に関するものである場合は、その修正は、当該金額の最初の決定に係る所定の手続に基づいて決定される。

実施ライセンスの付与手続はまた、ライセンス所有者が履行すべき義務が履行されなかったことに起因して特許所有者が請求するライセンスの取消手続についても適用される。

第 5 款 国防のための職権によるライセンス及び収用

第 R613 条 34

法第 L613 条 19 に基づいて国防上の必要性から職権によるライセンスを得るために国防担当大臣が工業所有権担当大臣に対して送付する請求書には、当該必要性を満たすために必要な条件及び特に次の事項に関するすべての詳細が記される。

- (1) 当該特許出願又は特許の主題である発明の応用に関する当該ライセンスの全面的又は部分的な内容
- (2) 当該ライセンスの有効期間
- (3) 何れかの当事者により当該発明に加えられた改良又は変更に関する、国及び特許出願又は特許の所有者のそれぞれの権利及び義務

第 R613 条 35

ライセンスの付与に関する工業所有権担当大臣の命令は、前記請求書の要素を考慮した上で条件を定めるものとする。工業所有権担当大臣は、当該命令を、国防担当大臣及び特許出願又は特許の所有者に直ちに通知すると共に、職権により国内特許登録簿に登録する。特許出願の場合は、当該登録は、その出願が公開された後に限りこれを行うことができる。

第 R613 条 36

前条にいう通知の受領後、特許出願又は特許の所有者は、国に対して付与されたライセンスに係る自らの報酬を、国防担当大臣に対し受領通知付の書留郵便で請求する。

前記の書留郵便の受領の日から 4 月が経過するまでは、第 1 審裁判所に対して法第 L613 条 19(第 4 段落)に基づく報酬額の決定を求めるとはできない。

第 R613 条 37

職権によるライセンスが、法第 L612 条 9 又は法第 L612 条 10(第 1 段落及び第 2 段落)に基づいてその開示及び自由な実施が禁じられている特許出願の対象である発明の実施に関するものである場合は、当該職権によるライセンスの報酬額の決定を申し立てられた司法当局は、開示となる虞がある発明の分析を含まない決定により、実質的にも暫定的にもその決定を下す。

当該決定は非公開で下される。公訴官、当事者又はその代理人のみがその写しを入手することができる。

職権によるライセンスが第 1 段落にいう以外の特許又は特許出願が対象とする発明の実施に関する場合において、既に実行又は構想された当該発明の応用が秘密のものであるときは、申立を受けた司法当局の決定は、当該応用を開示する虞がある言及を含んではならず、また、前記第 2 段落の規定に従うものとする。

第 1 段落及び第 3 段落にいう場合において専門家の意見聴取が命じられたときは、当該意見は、国防担当大臣が承認した者によってのみ、かつ、必要に応じてその代理人の面前でのみ述べられるものとする。

第 R613 条 38

第 R613 条 37 の規定は、職権によるライセンスに係る報酬を決定するための手続とは別に、当該ライセンス付与命令の執行から生じる紛争に関する手続についてもこれを適用する。

第 R613 条 39

工業所有権担当大臣は、法第 L613 条 20 に基づく条件に従うことを前提として、特許出願又は特許の主題である発明の収用を命じる布告を、特許出願又は特許の所有者に通知しなければならない。

第 R613 条 40

前条にいう通知の後、第 R613 条 36 及び第 R613 条 37 に基づく職権によるライセンスに係る報酬と同一の方法により、収用補償金の決定がなされる。

第 R613 条 41

法第 L615 条 10 にいう民事訴訟が、法第 L612 条 9 又は法第 L612 条 10(第 1 段落及び第 2 段落)にいう禁止規定に従う特許出願について提起された場合、又は当該民事訴訟が法第 L615 条 10 第 2 段落及び第 3 段落にいう研究又は製造に関するものである場合は、その結果生じる裁判所の判決は、第 R613 条 37 の規定に従わなければならない。

第 R613 条 42

法第 L612 条 10(第 1 段落及び第 2 段落)の適用により下された命令に対する不服申立又は法第 L613 条 19 若しくは法第 L613 条 20 に基づく命令若しくは布告であって開示及び自由な実施が禁止されている発明に関するものに対する不服申立が提起された場合は、行政裁判所は、実質的にも暫定的にも、開示に通じる虞がある発明の分析を含まない決定を下す。

聴聞及び決定は、非公開の会議で行われる。下された決定は、当事者又はその代理人のみに通知することができる。

専門家の意見聴取が命じられた場合は、当該意見は、国防担当大臣が承認した者によってのみ、かつ、必要に応じてその代理人の面前でのみ述べられるものとする。

第 6 款 雑則

第 R613 条 43

第 R613 条 10 から第 R613 条 42 までの規定にいう特許又は特許出願の所有者に対する通知及び通信は、特許出願において記載された宛先若しくは特許所有者が行政当局に届け出た最後の宛先、又はフランスにおけるその代理人の宛先に宛てて行われた場合に有効となる。当該代理人とは、行政当局に対し他の代理人を指名した旨の届出がなされない限り、特許出願人が出願を行う時点で指名した代理人をいう。

特許又は特許出願の所有者，その権原承継人，又は第 R613 条 10 から第 R613 条 42 までの規定に基づき職権によるライセンスを請求若しくは保有する者に対してなされるすべての通知及び通信は，必ず受領通知付の書留郵便をもって行われなければならない。

第 R613 条 44

第 R613 条 4 から第 R613 条 43 まで及び第 R613 条 51 の規定は，追加特許についてこれを適用する。

第 II 節 権利の移転及び喪失

第 R613 条 45

特許又はその 1 若しくは 2 以上のクレームの放棄は，書面による申立をもってしなければならない。

1 の申立を対象とすることができる特許は 1 件のみとする。申立書は，特許所有者又はその代理人がこれを提出するものとし，代理人の場合は，自らが工業所有権代理人の資格を有していない限り，放棄のための特別委任状を申立書に添付しなければならない。

特許が複数の者の共有である場合は，その放棄は，当該全員の請求がある場合に限り，行うことができる。

所有権，質権又はライセンス許諾権が国内特許登録簿に登録されている場合は，放棄の申立は，当該権利の所有者の同意書が添付された場合にのみ認められる。

放棄は，国内特許登録簿に登録され，登録が行われた日をもって効力を生じる。

放棄を行った者には，登録の通知が送付される。

第 R613 条 46

法第 L612 条 19 にいう特許出願及び特許を維持するための年次手数料は，特許の有効期間中毎年発生する。出願手数料には，初年度の年次手数料が含まれる。年次手数料は，毎年，出願日の周年日を含む月の末日までに納付しなければならない。納付期限の前 1 年を超えて行われる年次手数料の納付は，認められない。

第 R613 条 47

(I) 納付期日後に行われた納付について，6 月の期間中は納付遅延手数料を支払うことによって有効となる旨を定めた法第 L612 条 19 第 2 段落に規定する当該 6 月の期間は，該当する年次手数料の納付期日が到来する翌日に開始するものとする。

次の場合は，納付期日後に行われた納付は有効とみなされる。

－特許出願の分割により生じた特許出願に関するものである場合。ただし，遅くとも当該分割出願の書類が受領された日から 4 月目の末日までに行われることを条件とする。

－納付期日までに行われた納付の不足分を補うためのものである場合。ただし，前記の 6 月の期間内に行わなければならない。

(II) 納付は，旧規定額を記載した督促状が送付された場合を除き，その納付日において有効な規定額をもって行われるものとする。ただし，権利回復の場合において，期限の到来している手数料であって，回復の決定が国内特許登録簿に登録された日において未納であったも

の納付は、その日において有効な規定額をもって行う。

第 R613 条 48

年次手数料の納付がその通常の期日までに行われなない場合は、特許出願又は特許の所有者に対して、第 R613 条 47 第 1 段落にいう 6 月間が満了する前に当該納付が納付遅延手数料を添えてなされない限りその権利が消滅する旨を記載した督促状が送付される。

ただし、当該督促状が送付されなかった場合でも工業所有権庁が責任を問われることはなく、また当該不送付は、特許所有者が権利を回復するための根拠とはならない。

第 R613 条 49

法第 L613 条 22(1)にいう、特許出願又は特許に関する権利の喪失の記録を求める請求は、書面をもってしなければならない。

当該請求に対しては理由を付した決定がなされ、その決定は、請求人に通知される。

第 R613 条 50

次の事項は、国内特許登録簿に登録される。

法第 L613 条 22 にいう権利の喪失を記録する旨の決定

権利回復及び工業所有権庁長官の決定の破棄に係る救済措置、上告及び下された決定

特許権者の権利を回復する旨の決定は、納付されるべき手数料が国内特許登録簿への当該決定の登録から 3 月以内に納付されなかった場合は、効力を有さない。納付日は、当該登録簿に記載される。

第 R613 条 51

法第 L613 条 21 第 2 段落に規定する期間は、同条第 1 段落にいう差押に係る送達の日から 15 日間とする。

第 IV 節 権利回復の申立

第 R613 条 52

法第 L612 条 16 及び法第 L613 条 22 に基づく権利回復の救済申立は、出願が公開されている場合は国内特許登録簿に登録されている所有者又はその代理人により工業所有権庁長官に提出されなければならない。

救済申立は、所定の手数料の納付後にのみ認められる。

救済申立は、書面で行うものとし、依拠する事実及び根拠を記載する。

申立人には、理由を付した決定が通知される。

第 V 節 国内特許登録簿

第 R613 条 53

国内特許登録簿は、工業所有権庁によって維持管理される。

国内特許登録簿には、各特許出願又は各特許について、次の事項が登録される。

(1) 出願人の同定，特許出願又は特許に係る参照事項及びその存在又は範囲に影響を与えるその後の行為

(2) 特許出願若しくは特許の所有権又はそれに由来する権利の享受を変更する行為，更に所有権の主張の場合は，それに対応する召喚状並びに付与手続の停止及び再開の事実

(3) 名称，法的形態又は宛先の変更及び登録内容に影響を与える誤記の訂正

第 R612 条 39 の規定に従って特許出願が公開されるまでは，登録簿には如何なる登録もされない。

第 R613 条 54

第 R613 条 53(1)にいう事項は，工業所有権庁の決定若しくは裁判所の書記官の請求により，又は裁判所の判決に係る場合は当事者の 1 の申立により登録される。

第 R613 条 55

特許出願若しくは特許の所有権又はそれに由来する権利の保有を変更する証書，例えば移転，実施する権利の譲渡，質権の設定若しくは移転又はその放棄，制限，制限の有効確認及び解除等は，当該証書の当事者の 1 の請求，又は当該請求日における提出の所有者が当該証書の当事者でない場合は，その者の請求によって登録される。

当該請求は，次の書類から成る。

(1) 登録申請書

(2) 所有権又は権利の保有の変更を記録した証書の謄本又は抄本

(3) 所定の手数料の納付証明

(4) 該当する場合は，代理人の委任状。ただし，代理人自身が工業所有権代理人の資格を有している場合はこの限りでない。

第 R613 条 56

第 R613 条 55(2)の例外として，申請書と共に次の書類を提出することができる。

(1) 死亡による移転の場合は，その相続人又は受遺者の請求により，当該移転を証明する証書

(2) 合併，分割又は吸収による移転の場合は，商業・会社登録簿の抄本

(3) 写しの提出が物理的に不可能であることの立証を条件として，所有権又は権利の保有の変更を証明する書類

第 R613 条 57

名称，法的形態及び宛先の変更並びに誤記の訂正は，国内特許登録簿に特許出願又は特許の所有者として登録されている所有者の請求によって登録される。ただし，当該変更及び訂正が既に登録された証書に関するものである場合は，当該証書の如何なる当事者も請求を行うことができる。

当該請求は，次の書類から成る。

(1) 登録申請書

(2) 該当する場合は，代理人の委任状。ただし，代理人自身が工業所有権代理人の資格を有している場合は，この限りでない。

(3) 誤記訂正の場合は、所定の手数料の納付証明

工業所有権庁は、登録が請求されている変更又は訂正されるべき誤記の存在を証する証拠の提出を要求することができる。

第 R613 条 58

登録請求がその要件を満たしていない場合は、その旨が理由を付して請求人に通知される。この場合は、請求人は、与えられた期限内に当該請求の不備を是正するか又は意見書を提出しなければならない。異論を撤回させるような不備是正がなされないか又は意見書が提出されない場合は、当該請求は、工業所有権庁長官の決定により拒絶される。

当該通知には、不備是正案を添付することができる。この場合において、与えられた期限内に請求人がこれの異議を唱えないときは、当該提案は、受諾されたものとみなされる。

第 R613 条 59

国内特許登録簿になされたすべての登録は、工業所有権公報に掲載される。

関係人は何人も、工業所有権庁から次の書類を入手することができる。

- (1) 国内特許登録簿になされた登録の写し
- (2) 登録簿に如何なる登録もなされていないことを証する証明書

第 VI 節 報告書の作成

第 R613 条 60

法第 L612 条 23 にいう報告書は、特許所有者若しくはその他の利害関係人又は行政当局の書面による請求により、調査報告に基づいて作成される。

調査報告において引用されていない書類であって請求人が考慮に入れることを望むものは、これを請求書に添付することができる。当該書類が外国語で作成されている場合は、工業所有権庁は、その翻訳文を要求することができる。

所定の手数料の納付証明が添付されていない請求書は、認められない。

第 R613 条 61

報告書は、次の手続に従って作成される。

(I) 特許所有者の請求による場合

(1) 草案が作成され、特許所有者に通知される。特許所有者に対し、必要に応じ、弁明を検討するための期限が与えられる。

(2) 前記の草案及び提出された意見書に基づいて報告書が作成される。完成した報告書は、特許所有者に通知される。

(II) 特許所有者の請求によらない場合

(1) 報告書の請求が遅滞なく特許所有者に通知される。特許所有者に対し、意見書を提出し、かつ、必要に応じて第 R612 条 2 に定められた条件を満たす代理人を任命するための期限が与えられる。

(2) 特許所有者から答弁として受領した意見書に基づいて、草案が作成される。その草案は、特許所有者及び請求人に通知される。これらの者に対し、必要に応じて、その弁明を検討す

るための期限が与えられる。

(3) 前記の草案及び提出された意見書に基づいて、報告書が作成される。完成した報告書は、特許所有者及び請求人に通知される。

工業所有権庁は、双方の側を聴聞しなければならない。特許所有者又は請求人により提出された意見書は、遅滞なく他方当事者に通知しなければならない。

第 R613 条 62

報告書は、特許ファイルの中に入れられる。報告書の発行は、工業所有権公報において公告される。

第 VII 節 手数料の減額及び無償援助

第 R613 条 63

法第 L612 条 20 にいう手数料の減額請求は、工業所有権庁長官に対し書面により提出しなければならない。請求に際しては、所得税の納付義務がないことを証する証明書又はこれと同等の証拠を添付しなければならない。

これについて理由を付した決定が下され、請求人に通知される。

請求が受理された場合は、所得税の納付義務がないことを証する証明書又はこれと同等の証拠を毎年提出することを条件として、請求人に減額の享受が認められる。

第 R613 条 64

工業所有権代理人による無償援助が与えられる場合は、当該工業所有権代理人の指名の目的でその決定の写しが国内工業所有権代理人協会の会長に送付される。

会長は、当該工業所有権代理人、並びに場合により、その使用者、発明者及び工業所有権庁長官に対し、当該指名を通知する。

指名を受けた工業所有権代理人は、国内工業所有権代理人協会の会長が重大かつ正当であると認める理由がない限り、拒絶することができず、また拒絶されてもならない。

第 R613 条 65

指名を受けた工業所有権代理人は、その援助を提供した手続上の行為について固定報酬を受領する。

この報酬は、工業所有権庁により、関係人に対し直接、又は同人が従業者である場合はその使用者に対して支払われる。

報酬額は、工業所有権庁の管理審議会の意見を聴いた後に同庁長官が下す決定により作成される附則に従って定められる。

工業所有権代理人は、発明者に更なる報酬を要求してはならない。

第 IV 章 国際条約の適用

第 I 節 欧州特許

第 R614 条 1

欧州特許出願をすることができる工業所有権庁の支庁は、工業所有権担当大臣の命令によって指定される。

第 R614 条 2

支庁に出願がなされた場合は、出願書類は、欧州特許条約の施行規則第 24 規則(2)にいう受領証の写しを添付して、工業所有権庁本庁に転送される。

第 R614 条 3

欧州特許出願は、第 R612 条 1 第 2 段落及び第 3 段落に規定する条件に基づき、郵送又は何れかの遠隔送信方法により行うことができる。

第 R614 条 4

第 R612 条 31 を除く第 R612 条 26 から第 R612 条 32 までの規定は、法第 L614 条 4 及び法第 L614 条 5 の規定を考慮した上で、工業所有権庁になされる欧州特許出願について適用される。

第 R614 条 5

欧州特許出願からフランス特許出願への変更は、工業所有権庁がその旨の請求書を受領した時点で実施されるものとする。この場合は、国内登録番号が割り当てられる。

法第 L614 条 4 及び法第 L614 条 5 の規定に従うことを条件として、当該請求書を受領から 1 月以内に、工業所有権公報に変更通知が公告される。当該通知には、特許出願を同定するために必要な事項を記載しなければならない。

前段落にいう公告の日から 2 月以内、又は非公開の特許出願の場合は、変更請求書を受領日から 2 月以内に、出願人は、第 R614 条 17 にいう手数料の納付証明、並びに該当する場合は、欧州特許出願の原文のフランス語による翻訳文、及び該当する場合は、欧州特許庁における手続中に補正された文言を提出しなければならない。

特許付与手続は、特許出願の原文若しくはその翻訳文、又は該当する場合は、欧州特許庁における手続中に補正された文言若しくはその翻訳文に基づいて遂行される。

出願人がその居所又は営業所をフランス国内に有していない場合は、出願人は、同一期限内に、フランスにおける代理人を任命し、かつ、その名称及び宛先を工業所有権庁に届け出なければならない。

第 R614 条 6

第 R614 条 5 第 3 段落により要求される条件の何れかが同段落にいう期限内に満たされない場合は、当該特許出願は、工業所有権庁長官の理由を付した決定により拒絶され、その旨が出願人に通知される。納付された手数料がある場合は、その払戻が行われる。

第 R614 条 7

第 R614 条 5 及び第 R614 条 6 の規定は、実用証の出願について適用される。

第 R614 条 8

法第 L614 条 7 にいう欧州特許の本文のフランス語による翻訳文は、欧州特許条約第 97 条(4) にいう特許付与が行われた旨、及び該当する場合は、同条約第 103 条にいう異議申立決定がなされた旨が欧州特許公報に告示された日から 3 月以内に提出しなければならない。当該翻訳文には、所定の手数料の納付証明を添付するものとする。

第 R614 条 9

欧州特許の本文の翻訳文が提出された旨の記載は、提出から 1 月以内に工業所有権公報において公告される。この記載には、特許を同定するために必要な事項を含めなければならない。前段落にいう公告の日以降は、何人も、工業所有権庁において当該翻訳文を無償で閲覧することができ、かつ、その写しを自らの費用負担により入手することができる。

第 R614 条 10

第 R614 条 8 にいう期限内に欧州特許の翻訳文が提出されなかった旨又は所定の手数料が納付されなかった旨は、工業所有権公報において公告される。この旨の記載には、特許を同定するために必要な事項を含めなければならない。納付された手数料がある場合は、その払戻が行われる。

第 R614 条 11

出願人は、法第 L614 条 9 にいう欧州特許出願のクレームの翻訳文を提出しなければならない。また出願人は、その本文を、これに公告請求書及び所定の手数料の納付証明を添付して、工業所有権庁提出するものとする。第 R614 条 9 の規定が適用される。

公告の請求は、手数料の納付証明の添付がない場合は、認容できないものと宣言される。

第 R614 条 12

第 R614 条 11 の規定は、法第 L614 条 10 第 2 段落にいう欧州特許の本文又は欧州特許出願のクレームの補正した翻訳文の提出について適用される。

第 R614 条 13

次の事項は、職権により国内特許登録簿に登録される。

- (1) 第 R614 条 6 にいう最終決定
- (2) 第 R614 条 10 にいう翻訳文の不提出及び所定の手数料の不納
- (3) 第 R614 条 8 及び第 R614 条 12 にいう欧州特許の本文の翻訳文及び補正した翻訳文の提出
- (4) 第 R614 条 11 及び第 R614 条 12 にいう欧州特許出願のクレームの翻訳文及び補正した翻訳文の提出

第 R614 条 14

法第 L614 条 12 及び法第 L615 条 17 に従う裁判所の最終判決は、裁判所の書記官又は当該手

続の当事者の1の請求により、無償で国内特許登録簿に登録される。

第 R614 条 15

第 R614 条 5 から第 R614 条 7 までに従って行われた欧州特許出願の変更により生じる、法第 L612 条 19 にいう特許出願に係る年次手数料は、欧州特許出願が変更されたとみなされる年の翌年以降についてのみ納付義務が発生する。納付されるべき年次手数料は、欧州特許出願の出願日から算定される。

第 R614 条 16

欧州特許出願について発生する法第 L612 条 19 にいう年次手数料は、欧州特許条約第 141 条が定めるところにより納付しなければならない。当該手数料は、欧州特許出願の出願日から算定される。

年次手数料の納付が欧州特許条約第 141 条(2)にいう期間の満了までに行われない場合は、当該手数料は、6 月の追加期間中に、遅延手数料を支払うことによって有効に納付することができる。

第 R614 条 17

第 R612 条 5 にいう出願手数料及び場合により調査報告の作成手数料は、第 R614 条 5 第 3 段落にいう所定の手数料に該当する。

法第 L614 条 6 第 3 段落にいう場合においては、第 R612 条 5(2)にいう手数料は不要である。

第 R614 条 18

第 R614 条 8, 第 R614 条 11 及び第 R614 条 12 にいう各翻訳文及び補正された翻訳文の公告は、翻訳文の提出時に手数料が納付されることを条件とする。

第 R614 条 19

欧州特許条約第 136 条(2)にいう欧州特許出願の謄本の作成及び送付に関しては、手数料が徴収される。

第 R614 条 20

第 R411 条 19 から第 R411 条 26 まで及び第 R618 条 1 から第 R618 条 3 までの規定は、第 R614 条 1 から第 R614 条 19 までにいう決定、通知及び期限について適用される。

第 II 節 国際出願

第 R614 条 21

国際出願は、工業所有権庁の本庁か又は工業所有権担当大臣の命令により指定される同庁の何れかの支庁においてこれをすることができる。また、法第 L614 条 18 にいう義務に従うことを条件として、国際出願は、受理官庁としての欧州特許庁においてすることもできる。

第 R614 条 22

国際出願書類の提出は、第 R612 条 1 第 2 段落及び第 3 段落に規定された条件に基づき、郵便又は何れかの遠隔送信方法により行うことができる。

提出は、出願人本人又はその代理人により行うことができる。第 R612 条 2 第 1 段落及び第 2 段落の規定が適用される。

第 R614 条 23

国際出願は、フランス語により作成しなければならない。

国際出願が電子的形態で行われない場合は、願書及び特許協力条約規則の規則 3.3(a)(ii)に規定された照合欄にいう各書類は、各 3 部を提出するものとする。ただし、同規則 3.1 にいう願書及び租税の納付を証明する書類は、各 1 部を提出すれば足りる。

前段落の規定が満たされない場合は、工業所有権庁が不足分の写しを作成する。

第 R614 条 24

少なくとも国際出願に割り当てられた番号、出願書類の内容及び数並びにその受領日を記載した受領証が、出願人に対して交付される。

支庁において出願が行われた場合は、当該受領証の写しを添付した出願書類が、工業所有権庁本庁に遅滞なく転送される。

第 R614 条 25

第 R612 条 31 を除く第 R612 条 26 から第 R612 条 32 までの規定は、法第 L614 条 20 から法第 L614 条 22 までの規定を考慮した上で、工業所有権庁に提出される国際出願について適用される。

第 R614 条 26

国際出願は、特許協力条約規則の規則 14 に規定された送付手数料の納付を伴う。当該手数料は、国際出願の受領日から 1 月が満了する前に納付しなければならない。

第 R614 条 27

特許協力条約規則の規則 15 及び規則 16 にいう国際手数料及び調査手数料から成る基本手数料は、国際出願の受領日後 1 月が経過する前に納付しなければならない。

国際手数料及び調査手数料は、ユーロで納付するものとする。

第 R614 条 28

国際手数料の一部である指定手数料は、次の通り納付しなければならない。

(1) 当該国際出願に特許協力条約第 8 条に基づく優先権の主張が含まれない場合は、国際出願の受領日から 1 年以内に納付する。

(2) 当該国際出願に当該優先権の主張が含まれる場合は、優先日から 1 年以内又は国際出願の受領日から 1 月以内(当該 1 月が優先日の翌年の末日後に満了するとき)に納付する。

第 R614 条 29

送付手数料、調査手数料及び国際手数料の納付が第 R614 条 26 から第 R614 条 28 までに定められた期限内に行われなかった場合は、出願人は、1 月以内に当該手数料に特許協力条約規則の規則 16 の 2. 1 (a) 及び (b) にいう遅延納付手数料を加算した金額を納付するよう求められる。

遅延納付手数料は、ユーロで納付するものとする。

第 R614 条 30

特許協力条約規則の規則 4. 9 (b) に基づいてなされる指定は、優先日から 15 月が満了する前に書面による申立をもって確認するものとする。当該申立は、同規則 15. 5 (a) にいう指定手数料及び確認手数料の納付を伴う。

確認手数料は、ユーロで納付するものとする。

第 R614 条 31

第 R614 条 23 にいう国際出願及びその他の書類が同条に定められた部数よりも少ない数で提出された場合は、必要部数の写しを作成する費用を賄うための手数料が徴収される。当該手数料は、その旨の通知がなされた日から 1 月が満了する前に納付しなければならない。

第 R614 条 32

特許協力条約規則の規則 22. 3 に定められた期限内に国際事務局に国際出願が送付されない場合は、第 R614 条 26 にいう送付手数料は、出願人に払い戻される。

第 R614 条 33

第 R614 条 26 から第 R614 条 32 までにいう手数料の納付は、当該納付日時点で有効な規定額をもってなされたときは、義務の履行となる。

第 R614 条 34

第 R411 条 19 から第 R411 条 26 まで及び第 R618 条 3 の規定は、法第 L411 条 4 にいう紛争について適用される。

第 R614 条 35

第 R614 条 21 から第 R614 条 24 までを施行するための条件は、必要に応じ、工業所有権担当大臣の命令によって定められる。

第 V 章 訴訟手続

第 I 節 証拠の提出

第 R615 条 1

法第 L615 条 5 に規定される、偽物と主張される製品又は方法に関する実物の差押を伴い又は伴わない詳細な記述は、第 R631 条 1 に記載されている大審裁判所 (高等裁判所) のうち当該記

述手続がその管轄区域で実施されなければならないものの所長が命じる。

当該命令は、簡易申立書に基づき、また、特許証、補充的保護証明書、実用証若しくは追加特許の何れか、又は法第 L615 条 4 第 1 段落に規定される場合においては、補充的保護証明書、追加特許若しくは実用証に係る出願書類の認証謄本の提出に基づいて、発出される。最後の場合は、申立人は、更に、法第 L615 条 4 に規定された条件が満たされていることを証明しなければならない。

実施の排他権の譲受人又は法第 L613 条 10、法第 L613 条 11 若しくは法第 L613 条 15 に基づいて付与されたライセンスの所有者によって申立が行われた場合は、当該申立人は、法第 L615 条 2 第 2 段落に定められた条件が満たされていることを証明しなければならない。

第 R615 条 2

現物の差押が命じられた場合は、裁判所は請求人に対し、差押の実行に先立って供託すべき保証金の提供を要求することができる。

執行官は、差押の実行に先立って、当該命令の謄本、及び該当する場合は、保証金の供託を証明する証書を、差押又は記述の対象である物品の所有者に対して交付するものとし、そうしない場合は、当該命令は無効となり、執行官に対して損害賠償が裁定される。差押の記録の謄本が前記の所有者に交付される。

第 R615 条 3

法第 L615 条 5 第 4 段落にいう期間であって、請求人が訴訟を提起するために与えられるものは、差押又は記述が実行された日から 15 日間とする。

第 R615 条 4

裁判所所長は、差押の公式記録を根拠として、模倣されていると主張される行為の証拠を補足する可能性が高い措置を命じることができる。当該所長はまた、差押を受けた当事者が直ちに行動し、正当な利害を証明して行った申立に基づき、一定の物品の秘密を保全するための措置を取ることができる。

第 R615 条 5

特許に関する民事訴訟において技術的専門知識が必要と思われる場合は、当該事件を審理する裁判所の所長は、専門家の選択について、国璽保管職及び関係大臣の共同布告により指定された組織の 1 に諮問することができる。

当該諮問が行われた場合は、命令又は判決においてその事実に言及しなければならない。

第 II 節 労使調停委員会

第 R615 条 6

法第 L615 条 21 にいう労使調停委員会の委員長は、国璽保管職、法務大臣及び工業所有権担当大臣の命令により、更新可能な 3 年間の任期で任命される。名誉行政官を任命することができる。

同様の方法で 1 名又は 2 名以上の代行を任命することができる。それらの者は、委員長が不

在又は不都合な場合にその代役を務めるものとする。

第 R615 条 7

委員長は、委員会が審理すべき事項に係る権限を有する者の名簿から、各事件について自らが指名する 2 名の補佐人による補佐を受けるものとする。

当該名簿は、国内レベルで代表的な専門組織及び組合組織の提案に基づき、工業所有権庁長官がこれを作成して、定期的に更新するものとする。

補佐人のうちの 1 名は従業者組織により推薦された者の中から、別の 1 名は使用者組織により推薦された者の中から選任される。

発明が国防に関する内容である場合、又は防衛機密に属する研究契約又は製造契約から生じたものである場合は、補佐人は、国防担当大臣が発行する秘密情報取扱許可証を所持しなければならない。本規定はまた、任命された専門家又は諮問された技術者についても適用される。

第 R615 条 8

委員会の事務局は、工業所有権庁がこれを提供する。

第 R615 条 9

委員会は、工業所有権庁において、又は事情により必要な場合は、委員長の決定により同庁の何れかの地方支庁において会合する。

第 R615 条 10

委員会の構成員は、審理を担当する案件について一括払による報酬を受ける。

当該報酬には、その任務の遂行に当たり要求される事務的業務、通信又は居所外への出張に関する雑費の弁済が含まれる。

一括払報酬の金額及び支給条件は、財務担当大臣及び工業所有権担当大臣の共同命令によって定められる。

第 R615 条 11

委員会の構成員がその任務の遂行のための自らの居所外への出張中に負担した費用は、種別 I 職員に適用される条件に従って同人に払い戻される。

第 R615 条 12

委員会への請求は、請求人又は委任状を有する代理人の何れかが事務局に提出する請求書により行われるものとする。当該請求書はまた、受領通知付の書留郵便をもって郵送することもできる。

第 R615 条 13

請求書は、請求人又はその代理人がこれに署名しなければならない。

請求書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 請求人及び相手方当事者の姓名、職業及び宛先

- (2) 紛争の対象
- (3) 請求人の理由及び結論
- (4) 紛争の解決に有益となり得る、請求人が所有するすべての要素

請求書にはまた、第 R611 条 1 から第 R611 条 10 までに基づいて作成された申立書及び通信の写し、並びに請求人が提出を希望する種々の書類を添付するものとする。

第 R615 条 14

請求書が前条の規定を満たしていない場合は、事務局は、請求人に対し、1 月以内にこれを完成させるよう求めなければならない。

当該請求書の完成については、前記期限の到来前にこれを委員長の判断に委ねることができる。委員長は、事務局による要求を確認した場合は、関係当事者に対し当該求めを遵守するための新たな期限を与える。

請求人が正当な理由を提示することができる場合は、前段落にいう期限は、委員長の決定により延期される。

委員会への付託日は、本条の規定に従って請求書が完成された日とする。

第 R615 条 15

事件が委員会に付託された旨は、事務局により相手方当事者に通知される。

同時に当該当事者は、委員長により与えられた期限内に、当該請求の正当性についての自らの意見を書面で提出するよう求められる。

国防大臣は、委員会の事務局において、委員会に提出されたすべての異議申立を知得することができる。

第 R615 条 16

工業所有権庁は、委員長が定める期限内に、自らの保持するすべての要素であって、第三者の権利又は国防上の利益を損うことなく開示が可能なものを委員会に通知しなければならない。

事務局は、当該通知の写しを、直ちに当事者に送付する。

第 R615 条 17

補佐人が指名された後、事務局は、委員会の構成を当事者に通知し、かつ、予備会議を招集する。

各当事者は、委員長により評価される重大かつ正当な理由により補佐人の変更を請求することができる。

当該請求書は、通知を受けてから 15 日以内か、又は当該期間の満了に先立って予備会議が開かれる場合は、会議の開催時に提出しなければならない。

第 R615 条 18

委員会における手続は、当事者の出席の下に行われる。

第 R615 条 19

指定された日に、委員会は、当事者の聴聞を行い、それらの見解を調整して和解に導くよう努めるものとする。

当事者の 1 が出頭しない場合は、委員会はその欠席を確認し、かつ、他方当事者を聴聞する。また、記録が作成されるものとする。

全面的又は部分的和解の場合は、当該記録にその合意内容を記載する。全面的和解が得られない場合は、争われている事項を記録する。

第 R615 条 20

当事者の 1 が出頭しない場合又は全面的和解が得られない場合は、委員会は、法第 L615 条 21 にいう調停案を作成する。

第 R615 条 21

委員長は、如何なる審議手続も取ることができる。委員長は、随時当事者の和解を確認することができると共に、その目的のため新たな会議を開催することができる。

第 R615 条 22

委員長の許可がある場合を除き、調停会議に出席することができるのは、委員会及び工業所有権庁の構成員、並びに当事者及びこれらを援助若しくは代理する者のみとする。

第 R615 条 23

委員会に申立を行っていない当事者による請求の場合、又は同一の発明に関する複数の請求の結合の場合は、調停案が作成されるべき 6 月の期間は、委員会に最後に提出が行われた日に開始するものとする。

第 R615 条 24

発明が国防に関する内容のものである場合は、調停案は、開示に通じる虞がある発明分析を含んではならない。

第 R615 条 25

調停案は、委員長及び秘書役がこれに署名しなければならない。

秘書役は、調停案を当事者に通知する。

第 R615 条 26

委員会における手続は、すべての時効期間を停止させる。

第 R615 条 27

委員会における手続での立証が済んだときは、第 1 審裁判所は、法第 L615 条 21 にいう 6 月間が経過するまでその判決を保留するものとする。ただし、委員会が既に調停案の作成を完了している場合は、この限りでない。

第 R615 条 28

両当事者間で合意が得られない場合は、委員会の提案のみが裁判所に提出される。

第 R615 条 29

法第 L615 条 21 にいう場合において調停案から得られた当事者間の合意は、調停案の作成につき管轄権を有している第 1 審裁判所所長の決定により執行可能なものとされる。

第 R615 条 30

第 R615 条 31 にいう措置に従うことを条件として、労使調停委員会に関する第 R615 条 6 から第 R615 条 29 までの規定は、第 R611 条 11 から第 R611 条 14-1 まで又は法第 L611 条 7 に定められた条件に基づいて、出願から発生する紛争に関して適用される。

第 R615 条 31

第 R611 条 11 にいう公務員に係る紛争に関し、事件ごとに労使調停委員会の委員長の補佐人 2 名を選任するための特別名簿が作成される。

本条の最終段落の規定に従うことを条件として、当該名簿には、大臣による推薦を受けた者と職員の代表組織による推薦を受けた者を含めなければならない。

諸大臣の提案に基づく総理大臣の命令によって、当該組織の一覧が定められる。

補佐人のうちの一方は前記の組織により推薦された者の中から選任され、他方は大臣により推薦された者の中から選任される。

軍人の一般条件に従うべき公務員により発明が行われた場合は、労使調停委員会の委員長は、軍の総監査部の長により作成され定期的に更新される、軍の総監査部隊の隊員 5 名の名簿の中から、当該公務員を代理する補佐人を指名する。

第 VI 章 実用証

第 R616 条 1

法第 L611 条 2 にいう実用証出願の第 R612 条 39 にいう公開日から当該証明書の発行日まで、何人も、発明の特許性に関する意見書を、第 R612 条 63 第 2 段落において特許出願に関して定められた方法により、工業所有権庁に提出することができる。

当該意見書の内容は、遅滞なく出願人に通知されるものとし、これに対して出願人は、3 月以内にこれに応答しなければならない。

第 R616 条 2

実用証出願又は実用証に関して提起される侵害訴訟において必要とされる調査報告は、出願人の書面による請求をもって作成される。

当該請求は、所定の手数料の納付証明が添付される場合に限り、認められる。

第 R616 条 3

本編第 I 章、第 II 章、第 III 章、第 V 章、第 VI 章及び第 VIII 章の規定は、実用証出願及び実用証について適用される。ただし、第 R612 条 53 から第 R612 条 69 まで、第 R612 条 71 第 3 段落、第 R613 条 1 から第 R613 条 3 まで、及び第 R613 条 60 から第 R613 条 62 までの規定

を除く。

第 VII 章 補充的保護証明書

第 R617 条 1

補充的保護証明書の申請手数料には、初年度の年次手数料は含まれない。年次手数料は、基本特許の出願日の周年日を含む月の末日を納付期限とする。全年次手数料の一括納付は、証明書が効力を生じる前 1 年以内になされる場合に限り、認められる。

第 R617 条 2

第 R611 条 18 から第 R611 条 20 まで、第 R612 条 1、第 R612 条 2、第 R612 条 5(1)、第 R612 条 6、第 R612 条 7、第 R612 条 36、第 R612 条 38、第 R612 条 52、第 R612 条 71(第 1 段落及び第 2 段落)、第 R612 条 72、第 R613 条 1 から第 R613 条 3 まで、第 R613 条 45 から第 R613 条 59 まで及び第 R618 条 1 から第 R618 条 3 までの規定は、補充的保護証明書の申請及び補充的保護証明書について適用される。

第 VIII 章 共通規定

単一節 手続

第 R618 条 1

通知は、次の何れかの場合に正式になされたものとみなされる。

工業所有権庁に届出された特許出願の最後の所有者か、若しくは第 R612 条 39 に規定された公開後においては、国内特許登録簿に登録された特許出願若しくは特許の最後の所有者に対してなされた場合、又は

それらの代理人に対してなされた場合

当該所有者が欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国に住所を有していない場合において、通知は、同人が選任した、工業所有権庁に対する最後の代理人に対してなされたときは、正式になされたものとみなされる。

第 R618 条 2

法第 L613 条 22 並びに第 R612 条 8、第 R612 条 9、第 R612 条 11、第 R612 条 46 から第 R612 条 49 まで、第 R612 条 56、第 R612 条 73、第 R613 条 52 及び第 R613 条 58 において規定される通知は、配達通知付の書留郵便で行われなければならない。

また書留郵便に代えて、工業所有権庁の敷地内で受領証と引換えに名宛人に手交することによっても、又は特に郵送の安全を保証するために工業所有権庁長官が定めた方法での電子形態の通信によっても、通知を行うことができる。

名宛人の宛先が不明である場合は、当該通知は、これを工業所有権公報に公告することにより行われる。

第 R618 条 3

期間が日で表示される場合は、当該期間の開始事由である行為、事象、決定又は通知が生じた日は算入しない。

期間が月又は年で表示される場合は、当該期間は、最終月又は最終年の、当該期間の開始事由である行為、事象、決定又は通知が生じた日と同じ日付の日に満了する。同じ日付の日が存在しない場合は、当該期間は、その月の末日に満了する。

期間が月及び日で表示される場合は、月、日の順に算入する。

何れの期間も、その末日の夜 12 時に満了する。

通常において、土曜日、日曜日、祝祭日又は非就業日に満了する期間は、最初の翌就業日まで延長される。

通常において、工業所有権庁の支庁の 1 が就業していない日に満了する期間は、同庁のすべての支庁が就業している最初の日まで延長される。

工業所有権庁長官は、前段落にいう日の一覧を毎年作成する。当該一覧は、工業所有権公報において公告される。

第 R618 条 4

本編に基づいて工業所有権庁に与えられる期間は、2 月以上 4 月以内でなければならない。

第 R618 条 5

第 R612 条 1 から第 R612 条 25 まで及び第 R613 条 53 から第 R613 条 59 までに係る施行規定は、工業所有権担当大臣の命令によって定められる。

第 II 編 技術的知識の保護

第 II 章 半導体製品

第 R622 条 1

法第 L622 条 1 から法第 L622 条 7 までにいう半導体製品の回路配置の寄託は、工業所有権庁に対して行わなければならない。

第 R622 条 2

1 の寄託が対象とし得るのは、1 の回路配置のみとする。

寄託には、次を含めなければならない。

(1) 寄託人、回路配置並びにそれが最初に利用された日及び場所、又はこれが不明である場合は最初に創作された日を特定するのに十分な情報を含む寄託書

(2) 寄託人が第三者への開示を望まない部分が隠されている、封筒に封入された回路配置の図形表示。当該表示には、データ媒体及び当該回路配置を組み込んだ製品の見本を添付することができる。

(3) 手数料の納付証明

寄託書の様式、回路配置の表示が従うべき様式上の明細及び当該回路配置の表示を封入する封筒は、工業所有権庁長官の決定により定められる。

第 R622 条 3

寄託人に付与される寄託日は、前条にいう要素が提出された日とする。また当該要素がその様式に関して所定のものとは異なる場合でも、その不備の是正が寄託された回路配置の表示に如何なる変化も生じさせないことを条件として、寄託人は、前記寄託日を享受することができる。

寄託書に不遵守がある場合又は様式上の不備が存在する場合は、寄託人に対し、工業所有権庁長官により与えられる 2 月以上 4 月以内の期間内に当該寄託書の不備を是正すべき旨の通知がなされる。不備が是正されない場合は、当該寄託は拒絶される。

規定を遵守していると認められた寄託は登録される。当該登録は、寄託人に通知されると共に、工業所有権公報に掲載される。

第 R622 条 4

何人も、工業所有権庁本庁において寄託ファイルを閲覧することができる。ファイルの写しは、所有者の許可がない限り作成することができない。

第 R622 条 5

公衆の閲覧に供されている表示により補足された寄託書の文言が、保護される回路配置を特定することができない場合は、寄託をもって第三者に対抗することはできない。

第 R622 条 6

第 R411 条 19 から第 R411 条 26 まで、第 R612 条 1(第 2 段落)、第 R612 条 2、第 R612 条 38、第 R613 条 45、第 R613 条 53 から第 R613 条 59 まで及び第 R618 条 1 から第 R618 条 3 までは、寄託の受理条件、寄託に由来する権利の移転又は変更の条件、工業所有権庁の通知発出条件及び紛争解決条件について適用される。

第 R613 条 53 から第 R613 条 59 までの適用に関し、これらの条においていう国内登録簿には、「半導体製品の回路配置の寄託に係る国内登録簿」と称される部分が含まれる。第 R613 条 53 にいう最初の登録は、当該寄託及びその登録の日付並びに参照事項により補足された寄託書の内容に関するものとする。

第 R622 条 7

保護期間の満了に先立つ 2 月の期間内に、寄託の所有者は、当該要素の返還又は更新可能な 10 年間の追加期間におけるその保管を請求することができる。

当該保管の請求は、所定の手数料の納付を伴う場合に限り、認められる。

返還又は保管の請求がない場合は、寄託の要素は、これを廃棄することができる。

第 R622 条 8

法第 L622 条 2 の適用上必要とされる相互主義の確認は、外務担当大臣及び工業所有権担当大臣の共同命令により行われる。

第 III 章 植物新品種

第 I 節 植物新品種登録証明書の交付及び更新

第 1 款 植物新品種登録証明書出願

第 R623 条 1

植物新品種登録証明書出願は、植物新品種保護委員会の事務局に対してしなければならない。出願はまた、受領通知付の書留郵便によって行うこともできる。

第 R623 条 2

出願は、自らの住所、登録事務所又は事業所をフランス国内に有する出願人又はその代理人がこれを行うことができる。

第 R623 条 3

自らの住所、登録事務所又は事業所をフランス国内に有していない自然人又は法人であって、法第 L623 条 6 に従って植物新品種登録証明書出願を行うものは、その旨の通知の送付を受けた日から 2 月以内に、住所、登録事務所又は事業所をフランス国内に有する代理人を任命しなければならない。

別段の規定がない限り、第 R623 条 2 及び前段落に定められた条件に従って任命される代理人の委任状は、出願の取下又は登録証明書の放棄を除き、本節において規定されたすべての行為及びすべての通知の受領を対象範囲とする。

当該委任状は、認証を必要としない。

第 R623 条 4

植物新品種登録証明書出願は、特に次を含まなければならない。

－当該品種が栽培又は発見されるに至った方法の説明

－当該品種に関する完全な説明であって、出願人の見解において当該品種を既知の品種と区別することを可能にする特徴を明示するもの。その商業的生産のためには他の品種を反復して使用することを要する品種に関しては、当該他の品種の特徴を併記しなければならない。

－育成者が提案する名称

－該当する場合において、保護を求める出願がなされた国の名称、及び当該品種の過去又は現在の試験結果に関する情報の全項目を、植物新品種保護委員会が植物新品種保護国際同盟の加盟国、非加盟国の別を問わず如何なる国の管轄当局との間でも交換することができる旨の許可

出願には、図面又は写真を添付することができ、また特にフランスの国内外で行われている公的又は私的な試験栽培に関して植物新品種保護委員会の助けとなる可能性がある情報を含めることができる。

第 R623 条 5

出願人は、植物新品種登録証明書出願に次を添付しなければならない。

(1) 次を主張する申立書

－保護を求める品種が、自己の知る限りにおいて、法第 L623 条 1 の趣旨における新品種に該当すること

－当該品種が育成者又はその権原承継人の同意を得てフランス国内で販売の申出がされておらず又は市場に出されていないこと

－葡萄の木、林木、果樹及び装飾用樹木(何れも台木を含む)については6年を超える期間、その他の属又は種については4年を超える期間にわたり、当該品種が他の国の領域において育成者の同意を得て販売の申出がされておらず又は市場に出されていないこと

(2) 必要な場合は、当該出願が、商業的生産のためには保護された別の品種の反復使用を必要とする品種に関するものであるときは、当該保護品種を使用するための、植物新品種登録証明書の所有者による許可書

(3) 植物新品種保護委員会の要求により、かつ、定められた期間内において、当該品種の検査を可能にするような品種の繁殖又は増殖材料(場合に応じ、当該品種の繁殖に必要な種々の遺伝成分を含む)を、違反した場合は出願が拒絶されることを条件として、提供する旨の約定

(4) 該当する場合は、代理人の委任状

(5) 出願の際に納付すべき手数料の納付証明

第 R623 条 6

第 R623 条 7 の規定に従うことを条件として、名称は、それが登録されるためには、フランス又は植物新品種の保護に関する 1961 年 12 月 2 日のパリ条約の締約国において、当該品種を他の品種から識別することを可能にするものでなければならず、同一又は近親植物種の他の品種との混同の虞を生じさせないものでなければならない。名称は、当該品種の原産地、出所、特徴若しくは価値に関し又は育成者の同定に関して誤認又は混同を生じさせる虞があってはならない。また名称は、公序良俗に反するものであってはならない。

名称が、法第 VII 巻の規定より生じる商標及びサービスマークに関する法律上の意味で、フランス若しくは前記条約の締約国における育成者若しくはその権原承継人により同一若しくは類似の商品について、商標として出願された場合、又は名称が、その者が使用する別の標章との混同を生じさせる虞がある場合は、当該育成者は、自ら及びその権原承継人全員ののために、植物新品種登録証明書の交付日から効力を有するものとして、フランス国内及びその者の品種が前記の条約に従って施行される法制による保護を受けることができる同盟の国内において当該標章を使用するすべての権利を確定的に放棄する旨の約定書を作成しなければならない。

法第 VII 巻に従って出願される商標は、商標の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定に基づいて国際的に登録された後にフランスに拡大された商標を含むものと解される。これらの商標は、植物品種保護に関する法律が適用される領域において保護を享受する。本条に基づく放棄は、商標出願そのものの有効性を害するものではない。

第 R623 条 7

品種が既に植物新品種保護国際同盟の他の加盟国における保護出願の対象となっており、かつ、その名称が既に当該国によって受理されている場合は、当該品種を呼称するに当たってはフランス国内では必ずその名称を用いなければならない。ただし、その名称が第 R623 条

17 から第 R623 条 26 までに規定された条件に基づいて正当と認められた意見の対象とされている場合、又は植物新品種保護委員会が本法の適用される領域における当該名称の不適切性を指摘した場合、又は当該名称が第 R623 条 6 第 1 段落の要件を満たさない場合は、この限りでない。

第 R623 条 8

植物新品種登録証明書出願には、法第 L623 条 6 に規定された条件に基づき、植物新品種保護国際同盟の加盟国の 1 において行われた先の出願に基づく優先権の主張を含めることができる。当該主張は、第 R623 条 5 にいう書類と同時に書面をもって提出する。当該主張には、先の出願の日付及び参照事項、当該品種の登録名称又はこれが存在しない場合は育成者による仮称、当該出願が行われた国及び当該出願から生じる権利の所有者の名称を記載する。主張には、所定の手数料の納付証明を添付しなければならない。

第 R623 条 9

優先権の享受は、次の場合に限られる。

(1) 出願日から 3 月以内に、出願人が、植物新品種保護委員会の事務局に対し、植物新品種保護国際同盟の他の加盟国における先の出願を構成する書類の写しであって、受理機関によって正謄本と認証されたものを、その翻訳文と共に提出する場合

(2) 出願日から 4 年以内に、出願人が、予備審査に必要な補足書類、及び該当する場合は、繁殖又は植物的増殖材料を提出する場合

第 R623 条 10

第 R623 条 4 から第 R623 条 6 まで、第 R623 条 15、第 R623 条 17 及び第 R623 条 36 に従って提出される書類は、フランス語で作成しなければならない。

植物新品種保護委員会は、自らに宛てられるその他の書類をフランス語により作成し又はこれに翻訳文を添付するよう要求することができる。

第 R623 条 11

登録証明書出願の出願日は、第 R623 条 5 に定められた書類が、方式上の欠陥を含んでいるとしても、当該出願時に提出された限りにおいて、確保される。

出願に前記の書類が含まれない場合は、当該出願は、認容することができないものと宣言されて出願人に差し戻され、また納付された手数料は、払い戻される。

出願に方式上の欠陥が含まれる場合は、出願人にその旨の通知がなされてから 2 月以内に欠陥が是正されなければならない。是正が行われないときは、当該出願は拒絶され、出願人に返却される。

第 R623 条 12

第 R623 条 4 の規定に拘らず、出願時において、出願の主題である品種を呼称するための名称に代えて仮称を用いることができる。この場合は、出願の所有者は、植物新品種保護委員会より通知の送付を受けてから 2 月以内に正式な名称を提案しなければならず、これに違反した場合は、当該出願は拒絶される。

第 R623 条 13

植物新品種登録証明書出願の写しは、これに出願の日時及び登録番号が記された受領印を押捺して、出願時に出願人に手交される。

出願が郵送で行われた場合は、出願人に対する出願の写しもまた同一の方法で送付される。この場合は、出願の日時は、植物新品種保護委員会の事務局が当該出願書類を封入した封筒を受領した日時とする。出願時に納付すべき手数料がその時までには納付されない場合は、納付日をもって当該郵送による出願の出願日とするものとし、また、出願時間は同日における委員会事務局の終業時間とする。植物新品種保護委員会の事務局による出願の受領から 2 月以内に手数料の納付が行われない場合は、当該出願は、認容することができないものと宣言される。

第 R623 条 14

出願は、第 R623 条 38 に規定された植物新品種登録証明書出願登録簿に、その出願順に、出願人に示された番号に基づいて登録される。

当該番号は、植物新品種登録証明書が交付されるまで、本節に規定されたすべての通知上に表示される。

第 R623 条 15

植物新品種登録証明書が交付されるまでの間、出願人は、提出済みの書類において発見した実質的な誤謬の訂正を請求することができる。

当該請求は、書面をもって行い、出願人が提案する修正文を記載する。当該請求は、植物新品種登録証明書出願登録簿に登録されるものとするが、所定の手数料の納付証明が添付されない限り、認容されない。

第 2 款 植物新品種登録証明書出願の審査

第 R623 条 16

第 R623 条 44 の規定に従うことを条件として、適正な方式で提出された植物新品種登録証明書出願は、植物新品種保護委員会により発行される公報において公告される。

この公告の目的は、特に、植物新品種に係る出願を利害関係人に知らせることにある。

公告においては、出願日、出願人の名称及び宛先並びに育成者と出願人が異なる場合は、育成者の名称及び宛先、提案される名称又はこれが存在しない場合は育成者による仮称、当該品種が属する属又は種の表示並びにその簡単な特徴を明示する。

前段落に従う公告の日以降、何人も、植物新品種登録証明書出願登録簿に登録された出願書類を閲覧することができる。

第 R623 条 17

前条に従う公告の日から 2 月以内に、利害関係人は、植物新品種保護委員会に対し意見書を提出することができる。

第 R623 条 18

植物新品種登録証明書の出願対象である品種に対する育成者の権利の有効性に関する紛争は、大審裁判所に直接申し立てるものとし、また、海外領域の場合は、第 1 審裁判所に申し立てるものとする。

当該紛争の事実は、登録簿に登録される。

第 R623 条 19

育成者又はその権原承継人により提案された品種の名称が最初の出願において表示されなかった場合、又は育成者が植物新品種保護委員会の要求により新たな名称を提案した場合は、当該名称は、植物新品種保護委員会公報において公告される。

第 R623 条 20

提出された意見書は、植物新品種保護委員会により出願の所有者に通知される。委員会は、出願人がこれに応答するための期限を定める。

第 R623 条 21

植物新品種保護委員会は、前記の要件に従って適正に出願がなされた場合は、植物新品種登録証明書出願及び当該出願に対する意見の審査を行う。

委員会は、自らの審査手続を定める。

法第 L623 条 12 の規定に従って、委員会は、自らが所有するフランス又は外国の書類において、予備審査が既に実行済みであること及び書類に含まれる情報が委員会において決定を下すのに十分であることが明らかである場合は、当該予備審査を行わない旨を決定することができる。

委員会は、当該品種に係る審査を命じる場合は、その実施期間及び詳細を定める。審査は、新規性、均質性、安定性について行われ、品種の栽培上の価値の評価はその対象とされない。審査は、納付されるべき手数料の納付証明がある場合に限り、実施される。

第 R623 条 22

提案された名称が第 R623 条 6 及び第 R623 条 7 の規定並びに本節の施行のために発出された命令に準拠していないと植物新品種保護委員会が判断した場合、又は当該名称が、関連性があると委員会が判断した意見の対象である場合は、育成者は、その旨の通知を受領してから 2 月以内に別の名称を提案するよう求められる。新たな名称は、同一の方法により審査され、かつ、公告される。育成者が所定の期間内に新たな名称を提示しない場合は、証明書出願は、認容することができないものと宣言される。既に納付された手数料の払戻は行われない。

第 R623 条 23

植物新品種登録証明書出願の権原を主張する訴訟を大審裁判所、又は海外領域の場合は第 1 審裁判所に提起したことを証明する証拠を提出する者の書面による請求があった場合は、審査は中止される。ただし、植物新品種保護委員会により決定された審理は行うことができる。審査は、裁判所の最終判決が下された後直ちに再開される。審査はまた、訴訟を提起した者の書面による同意により、随時再開することができる。当該同意は、取消不能とする。この

期間中、出願の所有者は、訴訟を提起した者の同意を得ることなく出願を取り下げることができない。また訴訟を提起した者は、出願の所有者と同じ立場で当該審査手続に参加することを求められる。

第 R623 条 24

植物新品種保護委員会により決定された種々の審査手段が実行された場合は、審査の結果に関する概要報告書が出願の所有者に交付されるものとし、これに対して出願の所有者は、2月以内に意見を申し立てることができる。この期間中、出願の所有者は、委員会の事務局において一切の審査ファイルを閲覧することができる。

本節及びその施行に関して発出することができる農業大臣の命令により定められた条件に基づき意見書を提出した者は、その者の意見に関する報告書の結論につき通知を受けるものとする。当該人は、前記と同じ期間内に更なる意見書を提出することができる。

第 3 款 植物新品種登録証明書の交付

第 R623 条 25

前条に定められた期間の満了時に、植物新品種保護委員会は、出願について決定を下さなければならない。委員会は、植物新品種登録証明書の交付若しくは出願の拒絶、又は自らが定める条件及び期間に基づく追加審査の実行を決定することができる。

委員会は、その決定に理由を付さなければならない。決定は、出願人及び場合に依じて意見書を提出した者に通知される。

第 R623 条 26

植物新品種登録証明書は、植物新品種保護委員会によって交付される。当該登録証明書は、その出願の所有者の名称において作成される。出願の所有者が育成者でない場合は、育成者の名称が当該植物新品種登録証明書上に記載される。

登録証明書には、品種の名称及びその植物学上の説明に加えて、特に出願日、登録証明書の交付日、種々の公表措置、及び優先権が主張されている場合は、当該優先権に係る詳細事項が表示される。

第 R623 条 4、第 R623 条 7 及び第 R623 条 22 の規定に従って、植物新品種保護国際同盟の複数の加盟国において当該品種が 1 又は 2 以上の別の名称で呼称される場合は、それらの名称が参考のため植物新品種登録証明書上に記載される。

第 R623 条 27

登録証明書は、第 R623 条 40 に従って国内植物新品種登録証明書登録簿に登録される。

第 R623 条 28

植物新品種登録証明書の交付は、その植物新品種登録証明書の所有者への通知日から 3 月以内に、植物新品種保護委員会公報において公告される。

第 R623 条 29

公報における公告日後は、何人も、植物新品種保護委員会の本部において植物新品種登録証明書登録簿に登録された植物新品種登録証明書を閲覧することができる。当該人は、自らの費用負担により、登録簿の抄本を入手することができる。当該人はまた、その商業生産のためには 1 又は 2 以上の他の品種を反復使用することが必要な品種の育成者の権利を保護するため植物新品種保護委員会が決定することのできる特別の措置に従うことを条件として、出願及び審査手続に関するファイル中の書類を閲覧し又は自らの費用負担によりその写しを入手ことができ、また、一般に当該品種に関するすべての情報を受領することができる。

第 R623 条 30

植物新品種保護委員会は、該当する登録証明書に由来する権利の満了後 10 年間を超えて植物新品種登録証明書出願を保管する義務を負わない。

第 4 款 年次手数料

第 R623 条 31

法第 L623 条 16(第 2 段落)にいう年次手数料は、植物新品種登録証明書の交付日にその初回分が納付されるべきものとする。年次手数料は、植物新品種保護委員会が植物新品種登録証明書の所有者に対し通知を与えてから 2 月以内にこれを納付しなければならない。

翌年度以降については、年次手数料は、植物新品種登録証明書の交付日の周年日が含まれる月の末日をその納付期限とする。

2 年目以降は、前記の納付期限までに年次手数料が納付されない場合でも、以後 6 月の期間中は、追加手数料の納付を条件として年次手数料を有効に納付することができる。

第 R623 条 32

通常納付期限までに年次手数料が納付されない場合は、植物新品種登録証明書の所有者に対し、第 R623 条 31 第 3 段落に規定された期間が満了する前に遅延納付追加手数料を添えて年次手数料を納付しない限り権利喪失の虞がある旨を記載した督促状が送付される。当該督促状の送付がない場合、又はこれに何らかの誤りがある場合でも、植物新品種登録証明書の所有者の権利回復事由にはならない。

第 R623 条 33

年次手数料の納付が、該当する場合は遅延納付追加手数料を添えて、上記の期限までに行われない場合は、植物新品種保護委員会は、育成者の権利の喪失を宣言する。

当該権利の喪失は、国内植物新品種登録証明書登録簿に登録され、かつ、植物新品種保護委員会公報に公告される。権利の喪失は、その決定の理由が述べられた上で、国内植物新品種登録証明書登録簿への登録時において、当該植物新品種登録証明書の所有者に通知される。

関係当事者は、最終期限の到来から 6 月間、法第 L623 条 23 に規定された条件に基づいて植物新品種保護委員会に権利回復の申立を行うことができる旨の通知を受けるものとする。

当該申立を有効なものにするためには、年次手数料及び当該申立の国内植物新品種登録証明書登録簿への登録手数料を納付したことを証する証拠を添付しなければならない。

第 R623 条 34

植物新品種保護委員会は、2 月以内に決定を下さなければならない。申立が拒絶された場合は、最後の年次手数料は払い戻される。

委員会の決定は、植物新品種登録証明書の所有者に通知される。またそれは、国内植物新品種登録証明書登録簿に登録され、かつ、植物新品種保護委員会公報において公告される。

第 R623 条 35

植物新品種登録証明書の所有者が、法第 L623 条 23 に基づいて下された植物新品種保護委員会の決定に対してパリ控訴院に上訴した場合は、その事実は、職権により国内植物新品種登録証明書登録簿に登録され、裁判所の判決が最終的なものとなるまで、権利喪失の効果は停止する。

パリ控訴院の決定は、国内植物新品種登録証明書登録簿に登録される。また該当する場合は、植物新品種登録証明書の所有者が破毀院に上告した旨が付記される。後者の場合は、破毀院の決定は、同一の条件に基づいて登録簿に登録される。

第 5 款 放棄—喪失

第 R623 条 36

植物新品種登録証明書は、書面によって放棄することができる。当該放棄は、登録証明書の所有者又は特別な権限を付与されたその代理人が植物新品種保護委員会に対して行う。登録証明書が複数の者により所有される場合は、共有者全員の請求によってのみ、これを放棄することができる。

国内植物新品種登録証明書登録簿に質権又はライセンスから生じる物的財産権が登録されている場合は、当該権利の所有者の同意があるときに限り、放棄を行うことができる。

放棄は、国内植物新品種登録証明書登録簿からの抹消手数料が納付された後に登録される。

放棄の効力は、当該登録日に生じる。

第 R623 条 37

法第 L623 条 23 第 1 段落(1)及び(2)に基づいてその権利を喪失する虞がある育成者は、植物新品種保護委員会から送付される通知により、当該事態を停止させるよう正式に請求を受ける。当該通知の受領から 2 月が満了した時点で正式請求に従わない場合は、委員会は、育成者の権利の喪失を宣言する。

委員会の決定は、植物新品種登録証明書の所有者に通知される。当該決定は、国内植物新品種登録証明書登録簿に登録され、かつ、植物新品種保護委員会公報において公告される。

第 6 款 国内登録簿

第 R623 条 38

植物新品種保護委員会は、植物新品種登録証明書出願登録簿及び国内植物新品種登録証明書登録簿を備えなければならない。

第 R623 条 39

植物新品種登録証明書出願は、当該出願の後直ちに、時系列で出願登録簿に登録されるものとする。

各出願については、特に次の事項が登録される。

- －仮登録番号
- －出願日
- －当該品種が属する属又は種
- －育成者が出願人でない場合は、育成者、及び該当する場合は、その代理人若しくは権原承継人の名称及び宛先
- －提案された名称、又はそれが存在しない場合は、育成者による仮称、及び該当する場合は、植物新品種保護国際同盟の他の加盟国において当該品種を呼称するために使用される名称
- －優先権が主張されている場合は、その旨
- －第 R623 条 17 から第 R623 条 26 までにいう意見の記載
- －植物新品種登録証明書の交付日及び国内植物新品種登録証明書登録簿におけるその登録番号、又は出願が最終的に拒絶決定された旨

第 R623 条 44 の規定に従うことを条件として、出願人が作成した当該品種の説明及びその育成過程に関する説明は、登録簿の付属書類に記載される。

第 R623 条 40

植物新品種登録証明書の国内植物新品種登録証明書登録簿への登録は、その交付順に行われる。

登録は、次の事項を含む。

- －当該登録証明書の交付番号
- －当該品種が属する属又は種
- －当該品種の名称、及び該当する場合は、植物新品種保護国際同盟の他の加盟国においてその品種を呼称するために既に使用されている名称
- －植物学上の説明
- －植物新品種登録証明書の所有者の名称及び宛先、並びに育成者が植物新品種登録証明書の所有者でない場合は、その名称及び宛先
- －優先権が主張されている場合は、その旨
- －保護の開始日及び満了日、並びに該当する場合は、所有者の権利の事前放棄又は喪失を宣言する決定

当該登録は、該当する場合は、権利の所有者についての裁判判決の記載をもって補完される。また登録は、育成者の権利に係る所有権の移転、利用の権利の譲渡又は付与、職権によるライセンスに関するすべての証書、及び植物新品種登録証明書に由来する権利の移転又は変更に係るその他の証書の記載によっても補完される。これらの追加登録は、手数料の納付を条件として行われる。

第 R623 条 41

裁判判決に関する補足事項の登録は、当該判決を下した裁判所の書記官の請求により行われるものとし、またその他の登録については関係当事者の請求により、私的契約書の場合はそ

の原本 1 部，公正証書の場合はその謄本 1 部を，また死亡による移転の場合は当該移転を立証する書類 1 部を提出して行われる。

第 R623 条 42

何人も，国内植物新品種登録証明書登録簿に登録された補足的記載事項の写し，又は記載事項の不存在を示す証明書の交付を，所定の手数料を納付して，受けられるものとする。

第 7 款 国防に影響する植物新品種登録証明書出願

第 R623 条 43

国防担当大臣の特別授権代理人であつて，その名称及び資格が国防担当大臣により農業大臣に通知されたものは，植物新品種保護委員会の本部において，植物新品種登録証明書の出願書類を確認するものとする。

出願書類は，植物新品種保護委員会による受領の日から 15 日以内に，当該代理人に提示しなければならない。

国防担当大臣の代理人より請求を受けた場合において，植物新品種保護委員会は，未だ実行していないときは，育成者又はその権原承継人に対し，第 R623 条 5(3)にいう材料を当該品種の繁殖又は植物的増殖方法に見合った最短期間内に提出するよう求め，それを受領後は国防担当大臣の代理人に送達しなければならない。

第 R623 条 44

法第 L623 条 9 に基づいて発出された命令により定められた一覧に含まれる種に属する品種に関する植物新品種登録証明書出願については，第 R623 条 16 から第 R623 条 30 までに規定された手続は，法第 L623 条 9 に基づく特別の許可がない限り，同条に定める禁止期間内にこれを行ってはならない。当該手続はまた，法第 L623 条 10 に従って延長された禁止期間中も行うことはできない。

これらの禁止期間中は，第 R623 条 39 により規定される出願人が作成した当該品種及び育成過程に関する説明の植物新品種登録証明書出願登録簿への添付もまた中断される。

第 R623 条 45

法第 L623 条 9 に定められた期間の終了に先立って前条にいう種の 1 に属する植物新品種を開示し，かつ，自由に利用するための許可を求める請求は，植物新品種保護委員会に対して提出しなければならない。当該請求は，登録証明書出願が提出された後は直ちにこれを行うことができる。

農業大臣は，国防担当大臣に諮った後に，当該許可をその請求人に通知するものとする。許可が得られない場合は，登録証明書出願の所有者は，随時，特定の利用行為を実行するための特別許可を求める請求書を，国防担当大臣に対し直接提出することができる。国防担当大臣は，請求された許可を与える場合は，当該利用行為を行うに当たって従うべき条件を明示する。

特別許可が登録証明書出願の譲渡又は利用ライセンスの付与に関するものである場合は，国防担当大臣は，その決定の写しを農業大臣に送付する。

第 R623 条 46

登録証明書出願の主題である植物新品種の開示及び自由な利用の禁止期間の延長を求めて国防担当大臣が農業大臣に対して行った要請は、法第 L623 条 9 に規定された 5 月の期間が終了する 15 日前までに、植物新品種保護委員会に通知されなければならない。

また延長期間の更新に係る要請は、前記と同一の条件により、現行期間 1 年が終了する 15 日前までに通知されなければならない。

開示及び自由な利用の禁止期間の延長は、現行の禁止期間の終了に先立って農業大臣の命令により宣言され、かつ、出願人に通知される。

特定の利用行為を実行するための特別許可は、第 R623 条 45 第 2 段落及び第 3 段落に定められた条件に基づいてこれを付与することができる。

国防担当大臣は、随時、法第 L623 条 10 に基づいて延長された禁止期間の解除を農業大臣に通知することができる。この措置は、農業大臣の命令の対象とされ、登録証明書出願の所有者に通知される。

第 R623 条 47

第 R612 条 29、第 R612 条 30、第 R612 条 32 及び第 R613 条 42 の規定は、法第 L623 条 10 及び法第 L623 条 11 に基づいて提出された請求及び提起された訴訟について適用される。

第 8 款 雑則

第 R623 条 48

本節及び法第 L623 条 18 に規定された通知は、受領通知付の書留郵便をもって行わなければならない。

第 R623 条 49

通知は、植物新品種登録証明書出願登録簿又は国内植物新品種登録証明書登録簿に記載された、植物新品種登録証明書出願又は植物新品種登録証明書の最後の所有者に対して行われた場合に、適正に行われたものとみなされる。

当該所有者が外国に住所を有する場合は、通知は、植物新品種保護委員会に対して伝達された最後の送達宛先における最後の代理人に宛てて行われる。

第 R623 条 50

本節において定められたすべての期間は、全日をもって 1 日とする。期間を開始させる行為又は決定の日は、期間に算入せず、また期間の末日も算入されない。

通常において、土曜日、日曜日又は祝祭日に満了する期間は、翌就業日まで延期される。

第 R623 条 51

法第 L623 条 27 の規定に従い、侵害に当たると申し立てられた品種の植物、その部分又は繁殖若しくは植物的増殖の何れかの要素の、現物の差押を伴うか又は伴わない詳細な記述は、地方裁判所の所長により、又は海外領域の場合は、当該処置が実行される区域を管轄する第 1 審裁判所の所長により命令される。

当該命令は、請求により、かつ、植物新品種登録証明書又は法第 L623 条 26 に規定された場合は、植物新品種登録証明書出願に係る認証謄本を提出することにより、下される。請求が実施の排他権の所有者又は法第 L623 条 17 及び法第 L623 条 20 に基づく職権によるライセンスの所有者により提出された場合は、請求人は、植物新品種登録証明書の所有者が訴訟提起の要求を受けてからもなお行動しなかったことを立証しなければならない。

第 R623 条 52

現物の差押が命じられた場合は、裁判官は、請求人に対し、差押の実行に先立って担保を供託するよう要求することができる。執行官は、差押の実行に先立って、当該品種の植物、その部分又は繁殖若しくは植物的増殖の要素の所有者に対し、当該命令の写し、及び該当する場合は、担保の供託の事実を証する証書の写しを交付するものとし、そうしない場合は無効及び執行官の損害賠償責任が発生する。また前記の所有者には、差押報告書の写しが与えられる。

第 R623 条 53

法第 L623 条 27 第 2 段落にいう裁判所に申立を行うための期間は、差押又は記述が行われた日から 15 日間とする。

第 R623 条 54

植物新品種保護委員会に諮問した後に下された農業大臣の命令は、必要な限りにおいて、本節の適用条件を決定する。

第 II 節 植物新品種登録証明書の適用範囲、存続期間及び育成者の権利の範囲

第 R623 条 55

(1) 植物新品種登録証明書は、法第 L623 条 1 から法第 L623 条 35 まで及び第 R623 条 1 から第 R623 条 54 までに規定された条件に基づいて、植物界のある種に属する如何なる品種についても交付することができる。

1972 年 11 月 10 日補充法により改正された植物新品種保護に関する 1961 年 12 月 2 日の国際条約の締約国の国民である外国人、又はその住所、登録事務所若しくは事業所を当該締約国の 1 に有する外国人は、当該国による同様の保護対象となっており、かつ、同条約に添付される一覧又は同条約の規定の施行のために作成された補足的一覧に記載がある属又は種に属する品種について、植物新品種登録証明書を取得することができる。

1978 年 10 月 23 日の改正文に定義された植物新品種保護に関する国際条約の締約国の国民である外国人、又はその住所、登録事務所若しくは事業所を当該締約国の 1 に有する外国人は、フランス国民と同一の条件に基づいて植物新品種登録証明書を取得することができる。

(2) (1)にいう締約国の 1 の国民でなく、又はその住所、登録事務所若しくは事業所を当該締約国の 1 に有していない外国人は、同人がその国民であるか又はその住所、登録事務所若しくは事業所を有する国によりフランス国民が相互主義による保護を与えられる場合に限り、植物新品種登録証明書を取得することができる。

植物新品種保護委員会の提案により発出される外務大臣及び農業大臣の命令において、その

法制が相互主義の条件を満たしている国の一覧を定めるものとする。当該命令には、相互主義の条件が満たされる植物種の限定的一覧を含めることができる。

第 R623 条 56

保護期間は 20 年間とする。

林木、果物又は装飾用樹木、蔓植物、並びに多年生の牧草及び飼料豆、芋類、及び交配品種生産のために用いられる同系交配種については、保護期間は 25 年に固定される。

第 R623 条 57

育成者の権利は、対象品種の繁殖又は植物的増殖のすべての要素及び当該品種の植物の全部又は一部に関するものとする。

第 R623 条 58

前条までにいう品種の譲渡、譲与又は商品化に係る何れかの行為に際して、法第 L623 条 15 に基づいて与えられた可能性を利用して品種の名称に商標を付すことを望む者は、その者が当該標章の所有者であるかその他の適法な使用者であるかに拘らず、購入者の意識において品種の同一性に関する混同を生じさせる虞を防ぐために、当該名称が当該状況において十分に見えることを確保することができるよう、特に通信及び広告において、業務用カタログの作成において、包装又はラベル上において、必要な注意を払わなければならない。

第 IV 章 国際的技術移転

第 R624 条 1

自らの居所又は営業所をフランス国内に有する自然人又は法人による、自らの居所又は営業所を国外に有する自然人又は法人からの、工業所有権及び何らかの性質の科学的又は技術的行為に含まれる知的要素、特にノウハウ又はエンジニアリングの取得を目的とする契約書又は契約書の付加条項は、工業所有権庁にこれを届け出ることを要する。

自らの居所又は営業所をフランス国内に有する自然人又は法人から、自らの居所又は営業所を国外に有する自然人又は法人に対する、工業所有権及び何らかの性質の科学的又は技術的援助に含まれるすべての知的要素、特にノウハウ又はエンジニアリングの移転を目的とする契約書又は契約書の付加条項は、工業所有権庁にこれを届け出ることを要する。

第 R624 条 2

第 R624 条 1 にいう届出は、その居所又は営業所をフランス国内に有する契約当事者が、当該契約の締結後 1 月以内にこれを行わなければならない。

第 R624 条 3

第 R624 条 1 にいう契約の各々及び 1970 年 6 月 1 日前に締結された契約であって、第 R624 条 1 にいう主題を有するものの各々に関しては、自らの居所又は営業所をフランス国内に有する契約当事者は、各年の初めに次の書類を作成しなければならない。

一当該契約の履行に当たり前年中に国外に送金したか又は国外から受領した金銭移転の金額

の報告書、及び

－国外への又は国外からの銀行間振替(又は郵便振替)による金銭移転ではなく、代償として行われたある権利又はノウハウに関する拠出又は交換の額であって、該当する場合は届出人が評価した金額の報告書

第 R624 条 4

第 R624 条 3 にいう年次報告書は、毎年 3 月 31 日までに、フランス国内に居所又は営業所を有する契約当事者が工業所有権庁にこれを送付しなければならない。

第 R624 条 5

本章に基づいて行政当局に提出される情報及び書類は、第三者に対しては秘密扱いとする。

第 R624 条 6

本章に基づく指示の実施に当たり、フランスの海外領域又はモナコ公国に自らの居所又は営業所を有する自然人又は法人は、フランス国内に居所又は営業所を有する自然人又は法人と同一とみなされる。

第 R624 条 7

経済財務大臣及び工業所有権担当大臣の共同命令により、本章の施行令が定められる。

第 III 編 発明及び技術的知識に関する訴訟の審理を管轄する裁判所

単一章

第 R631 条 1

裁判所組織法第 R312 条 2 に規定されているとおり、知的財産法第 L623 条 31 に従って植物新品種に関する事件を審理するために指定される大審裁判所(高等裁判所)の所在地及び管轄区域は、次に転載する、裁判所組織法に添付の表 IV に基づいて定められる。

植物新品種に関する事件の審理を管轄する裁判所の所在地及び管轄区域

下記控訴院の管轄区域に含まれる県に地理的管轄権が及ぶ大審裁判所(高等裁判所)

大審裁判所(高等裁判所)	管轄区域(下記控訴院の管轄に含まれる県まで拡大)
マルセイユ	エクス：エクサンプロバンス，バスティア，ニーム
ボルドー	ボルドー：アジャン，ボルドー，ポワティエ
ストラスブール	コルマル：コルマル，メス
リール	ドゥエー：アミアン，ドゥエー
リモージュ	リモージュ：ブルジュ，リモージュ，リオン
リヨン	リヨン：シャンベリー，リヨン，グルノーブル
ナンシー	ナンシー：ブザンソン，ディジョン，ナンシー
パリ	パリ：オルレアン，パリ，ランス，ルーアン，ヴェルサイユ，バステール，フォールドフランス，サンドニドラレユニオン，パペーテ，マムーズ，サンピエールエミクロン
レンヌ	レンヌ：アンジェ，カーン，レンヌ

第 R631 条 2

裁判所組織法第 R312 条 2-1 に規定されているとおり, 知的財産法第 L611 条 2, 第 L615 条 17 及び第 L622 条 7 に従って特許, 実用証, 補充的保護証明書及び半導体製品回路配置証明書に関する事件を審理するために指定される大審裁判所(高等裁判所)の所在地及び管轄区域は, 裁判所組織法に添付の表 IV の 6 に基づいて定められる。

第 VII 卷 商標，サービスマーク及びその他の識別性がある標識

単一編 商標及びサービスマーク

第 II 章 標章権の取得

第 R712 条 1

標章の登録出願は，工業所有権庁，又は出願人がその事業所若しくは居所を有する区域の商事裁判所若しくはこれを代行する第 1 審裁判所の書記官に対して行わなければならない。出願の受領は，確認される。

出願は，工業所有権庁宛の受領通知付の書留郵便，又は同庁長官の決定により定められた遠隔通信手段による通信によって行うことができる。この場合は，出願日は，同庁における受領日とする。本条は，第 R712 条 24 にいう更新申立について適用される。

第 R712 条 2

出願は，出願人本人が，又は欧州共同体加盟国若しくは欧州経済地域協定締約国にその居所，本社若しくは事業施設を有する代理人がこれを行うことができる。

法第 L422 条 4 及び法第 L422 条 5 に規定する場合を例外として，商標登録及び登録手続に関係するその後の行為について申請を行うために任命された代理人は，手数料の簡易納付及び更新申立の場合を除き，工業所有権代理人でなければならない。

自らの居所又は所在地を欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国に有していない者は，工業所有権庁により与えられた期限内に，前段落に規定された要件を満たす代理人を任命しなければならない。

また出願人が複数である場合は，共通の代理人を任命しなければならない。その者が出願人の 1 でない場合は，当該人は，第 2 段落に規定された要件を満たさなければならない。

当該代理人は，自らが工業所有権代理人である場合を除き，第 R712 条 21 及び第 R714 条 1 の規定に従うことを条件とし，かつ，別段の定めがない限りにおいて，本編にいうすべての行為（一切の通知を除く）に関する委任状を添えなければならない。当該委任状は，認証要件を免除される。

第 R712 条 3

出願は，次の書類を含まなければならない。

(1) 第 R712 条 26 にいう命令によって規定された方法により作成された商標登録出願であって，特に次の事項を記載したもの

(a) 出願人の同定

(b) 図形表示により表される当該標章のひな形。当該ひな形は，簡単な説明を付して補足することができる。前記の命令に規定される場合においては，当該説明は必須のものとする。

(c) 当該標章を利用する商品又はサービスの一覧及びこれに対応する類の一覧

(d) 該当する場合は，外国における先の出願に基づく優先権の主張又は 1908 年 4 月 13 日法律に基づく保証証明書の交付に関する記述

(2) 次の付属書類

- (a) 所定の手数料の納付証明
 - (b) 代理人が任命されている場合は、その委任状
 - (c) 商標として提出された標識の識別性が使用によって取得されたものである場合は、当該使用の証拠
 - (d) 団体証明標章に関する場合は、標章の使用に当たって従うべき条件を定めた規約
 - (e) 出願人が外国人であり、その住所及び事業所が何れもフランス国内にない場合は、国際条約に従うことを条件として、同人がその居所又は事業所が所在する国で当該商標を適正に出願したこと及びその国がフランス標章に相互主義による保護を与えていることを証明する書類
- 1 の出願は、1 の標章のみを対象とすることができる。

第 R712 条 4

フランスにおいて出願を行うに際し、外国における先の出願に由来する優先権の主張は、フランスにおける出願から 3 月以内に、先の出願の公認謄本、及び該当する場合は、優先権を主張する権利を立証する証拠を工業所有権庁に提出する義務を負う。
この義務が履行されない場合は、当該優先権は主張されなかったものとみなされる。

第 R712 条 5

出願の受領に際し、次の事項が登録出願に記載される。出願日、出願場所及び出願番号又は第 R712 条 6 にいう国内番号。
出願人に対し、出願受領証が交付される。
出願が商事裁判所又はこれを代行する第 1 審裁判所の書記官に対して行われた場合は、書記官は、出願書類及び手数料を遅滞なく工業所有権庁に転送する。

第 R712 条 6

出願は、工業所有権庁により受領された時点で、国内出願番号が与えられる。当該番号を出願受領証に記入することができない場合は、出願人に当該番号を通知する。
登録出願に係る国内出願番号の記載がないか、出願人若しくはその代理人の署名がないか、又は該当する場合所定の手数料の納付を証する証拠が添付されていない、通信又はその後の書類の提出は、認容されない。

第 R712 条 7

第 R712 条 3(1) (a), (b) 及び(c)にいう事項を記載した登録出願(様式の不備がある場合でも)を 1 部も含まず、かつ、出願手数料の納付に係る証拠が添付されていない出願は、認容することができないものと宣言される。

第 R712 条 8

認容し得ると認められた出願は、工業所有権公報に公告される。ただし、その体裁が複製に必要な技術的要件を満たしていないか、又はその公告が公序良俗を害する虞があることが判明したときは、この限りでない。
公報における公告は、出願が工業所有権庁において受領された後 6 週間以内に行わなければ

ならない。公告には、関係人が2月以内に意見を表明するための、又は法第L712条4にいう者が同一の期間内に当該登録に異議を申し立てるための権利に関する告知が含まれる。

第 R712 条 9

法第L712条3に基づいて作成された意見書は、工業所有権庁により出願人に遅滞なく通知されるか、又はそれが所定の期間の満了後に提出されたこと若しくはその主題が有効な法規定に明らかに矛盾していることが確認された場合は、却下され無効とされる。この場合は、その旨が当該意見書の作成者に通知される。

第 R712 条 10

各出願は、次について工業所有権庁の審査を受けるものとする。

- (1) 登録出願及びその添付書類が有効な法規の要件を遵守していること
- (2) 出願された標識が法第L711条1及び法第L711条2に従う標章を構成することができるか又は法第L711条3に基づく標章として採用され得ること

第 R712 条 11

(1) 当該出願が第R712条10の規定を遵守していない場合は、理由を付した通知が出願人に送付される。

出願人は、出願の不備を是正するため又は工業所有権庁の異論に対抗するために一定の期限を与えられる。異論を撤回させるような不備是正がなされないか又はそのような意見書が提出されない場合は、当該出願は、拒絶される。

当該通知には、不備是正案を添付することができる。与えられた期限内に出願人がこれに異議を唱えない場合は、当該提案は受諾されたものとみなされる。

(2) 第R712条10(2)に規定された場合において、工業所有権庁が出願を受領した日から4月が経過した後は、要件不備の通知を発することはできない。意見書の提出がない場合又は意見書が当該異論を撤回させるに至らない場合は、決定案を作成する。当該決定案は出願人に通知され、出願人には場合によってその当否を争うための期限を与えられる。決定案について異議が唱えられない場合は、決定案は正式な決定となる。

(3) 本条の規定に従って行われる不備是正が出願の範囲を拡大することがあってはならない。

第 R712 条 12

法第L712条10に規定された回復は、本編において規定された期限について適用される。ただし、第R712条16、第R712条24(1)、第R717条2、第R717条5及び第R717条8にいう期限を除く。

申請は、障害が消滅してから2月以内に提出しなければならない。また、未完の行為も、同期限内に完了しなければならない。申請は、予め決定され、遵守されなかった期間の満了から6月の期間が経過した後は認容されない。

申請は、登録出願が公告されている場合は、国内標章登録簿に登録された所有者である出願所有者又はその代理人により、工業所有権庁長官に提出されなければならない。

申請は、所定の手数料が納付された後にのみ認容される。

申請は、書面によって行う。申請書には、依拠する事実及び根拠を記載するものとする。

理由を付した決定が申請人に通知される。

第 R712 条 13

法第 L712 条 4 に従って先の標章の所有者又は実施の排他権の所有者により行われる、登録に対する異議申立は、関係人本人が、又は第 R712 条 2 にいう条件を満たす者を通じてこれを提出することができる。

第 R712 条 14

異議申立は、第 R712 条 26 にいう命令により定められた方法において書面で提出しなければならない。

異議申立においては、次の事項を明記する。

- (1) 異議申立人の同定、並びにその権利の存在、内容、出所及び範囲を立証するのに適切な事項
- (2) 異議を申し立てられた登録出願の参照事項、及び異議申立が関連する商品又はサービスの陳述
- (3) 異議申立の根拠の陳述
- (4) 所定の手数料の納付証明
- (5) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、代理人自らが工業所有権代理人の資格を有している場合は、この限りでない。当該委任状は、1 月以内にこれを工業所有権庁に送付するものとする。

第 R712 条 15

期限を超えて提出された異議申立、権原を有する者以外の者による異議申立、又は第 R712 条 13 及び第 R712 条 14 に定められた条件及び第 R712 条 26 にいう命令を遵守していない異議申立は、認容することができないものと宣言される。

第 R712 条 16

法第 L712 条 4 第 4 段落にいう停止、又は第 R712 条 18 に基づく手続の終結に従うことを条件として、異議申立は、次の手続に従って審査される。

(1) 異議申立は、登録出願の所有者に対し遅滞なく通知される。当該所有者は、対抗意見書を提出し、かつ、該当する場合は、第 R712 条 13 に定められた条件を満たす代理人を任命するための期間を与えられる。当該期間は、2 月以上でなければならない。

(2) 対抗意見書の提出がない場合、又は該当するときは、所定の期限内に代理人の正式な任命がなされない場合は、異議申立に対し決定が下される。

それ以外の場合は、異議申立及び対抗意見に基づいて決定案が作成される。決定案は、当事者に通知され、当事者は、必要な場合は、所定の期限内に当該決定案の根拠の正当性に異議を唱えることができる。

(3) 異議が唱えられない場合は、決定案は、正式な決定となる。

それ以外の場合は、最も新しい意見に基づいて、また当事者の 1 から請求がある場合は、両当事者が口頭で意見を述べることを許可された後に、異議申立に対する決定が下される。

工業所有権庁は、当事者聴聞の原則に従わなければならない。同庁が当事者の 1 より提出を

受けた意見書は、他方当事者に通知される。

第 R712 条 17

登録出願の所有者は、その最初の反対訴答書において、異議申立人が不使用により権利を喪失していないことを証明する適切な裏付書類を提出するよう異議申立人に求めることができる。

この裏付書類においては、異議申立の対象である商品若しくはサービスの少なくとも 1 つについて、使用の証拠の請求に先立つ 5 年の間における先の標章の使用を証明するか、又は不使用にかかる適正な理由を明らかにしなければならない。

この場合は、工業所有権庁は、異議申立人に対し、当該裏付書類を提出するための期間を与えるものとする。

第 R712 条 18

次の場合は、異議申立手続は終結する。

(1) 異議申立人がその異議を取り下げた場合、訴訟提起の権利を喪失した場合、又は自らが権利を喪失していないことを証明する裏付書類を期限内に提出しなかった場合

(2) 当事者間で合意が成立し又は異議申立の対象である登録出願が取り下げられ若しくは拒絶されたために、異議申立の根拠が失われた場合

(3) 先の標章の効力が消滅した場合

第 R712 条 19

第 R712 条 13 から第 R712 条 18 までの規定は、1957 年 6 月 15 日のニース協定により設定された標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関して漸進的に適用される。

1991 年 12 月 28 日以降 5 年間は、異議申立の対象となり得るのは、次の表に従い、工業所有権担当大臣の命令により指定された類の少なくとも 1 に属する商品又はサービスに関する登録出願のみとする。

異議申立手続の漸進的適用に関する表

次の類の少なくとも 1 に属する商品又はサービスに関する登録出願	手続を実行するための最終期日
2, 20, 27	1991 年 12 月 28 日
6, 8, 13, 15, 17, 19, 21	1993 年 7 月 1 日
4, 7, 11, 12, 14, 18, 22, 23, 24, 25, 26, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34	1995 年 7 月 1 日
1, 3, 5, 9, 10, 16, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42	1996 年 12 月 28 日

第 R712 条 20

登録に関する技術的準備が開始される時までは、出願人は、工業所有権庁長官に提出する申立書により、提出した書類において発見された誤記を訂正することが認められる。

工業所有権庁は、訂正されるべき誤記が存在するとの証拠及び請求する訂正の意味の説明を要求することができる。

第 R712 条 21

登録出願は、登録の技術的準備が開始される時までは、これを取り下げることができる。取下は、出願の一部に限ることができる。取下は、その旨の申立書を、工業所有権庁に送付又は手交することにより行われる。

1 の取下申立が対象とすることができるのは、1 の標章のみとする。申立書は、出願人又はその代理人がこれを作成する。なお代理人は、自らが工業所有権代理人の資格を有している場合を除き、特別委任状を添付しなければならない。

申立書には、ライセンスが付与されているか否か、又は質権が設定されているか否かを記載する。当該の付与又は設定の事実がある場合は、当該権利の受益者又は質権者の同意書を申立書に添付しなければならない。

登録出願が複数の者によって作成された場合は、その取下は、それら全員の請求がある場合にのみ行うことができる。

取下は、第 R712 条 8 第 1 段落にいう公告を妨げない。

第 R712 条 22

第 R712 条 20 及び第 R712 条 21 にいう技術的準備の期間は、工業所有権庁長官の決定により定められる。

第 R712 条 23

標章は、その出願が拒絶され又は取り下げられない限り、登録される。その旨の証明書が出願人に送付される。

登録は、工業所有権公報において公告される。

標章が登録されたとみなされる日は、特に法第 L712 条 4 及び法第 L714 条 5 の適用に関し、次のとおりとする。

(1) フランス標章については、当該登録が公告された工業所有権公報の日付

(2) 第 R712 条 11(2) に基づく要件不備に係る通知又は異議申立に係る通知の対象でなかった国際標章については、第 R717 条 4 に規定された期限の到来の通知日、又は後者の場合は異議申立提出期限到来の通知日

(3) 第 R712 条 11(2) に基づく要件不備に係る通知又は異議申立に係る通知の対象であった国際標章については、必要な場合は、国際標章登録簿における拒絶の全面的又は部分的な解除の登録の通知日

第 R712 条 24

登録は、第 R712 条 26 にいう命令において規定された条件に従って作成される、当該標章の所有者の申立書により、更に 10 年間更新することができる。また、当該申立書には、登録書類に記載された一定の商品又はサービスについてのみ当該更新の対象とする旨を明示することができる。

更新は、登録の満了日の翌日に効力を生じる。

申立は、次に従うものとし、これに従わない場合は、当該申立は却下される。

(1) 保護期間が終了する月の末日に満了する 6 月の期間内に提出され、かつ、所定の手数料の納付証明が添付されていること

ただし、保護期間が満了する月の末日の翌日から起算される追加の6月以内であれば、追加手数料を納付した上で、なお、申立を提出し、又は手数料を納付することができる。

(2) 更新されるべき標章を指定しており、かつ、申立の日に、国内標章登録簿に登録された所有者又はその代理人から提出されること

申立がこれらの要件を満たしていない場合は、第 R712 条 11(1)に規定された手続が適用される。

出願人に自らの意見書を提出する機会を与えない限り、拒絶を決定してはならない。

第 R712 条 25

標識の変更又は登録標章に係る商品及びサービス一覧の拡大に関する新規の出願に際しては、当該標章の予定更新申立書を添付することができる。この場合は、当該更新申立の日から新しい保護期間が開始する。

更新された標章及び新規出願のその後の更新は、個々の申立により行われる。

第 R712 条 26

申請書の記載条件及びファイル内容に関する事項で、特に次に関するものは、工業所有権担当大臣の命令によって定められる。

- (1) 第 R712 条 3 にいう登録出願
- (2) 第 R712 条 14 にいう異議申立
- (3) 第 R712 条 21 にいう取下申立又は第 R714 条 1 にいう放棄申立
- (4) 第 R712 条 24 及び第 R712 条 25 にいう更新申立
- (5) 第 R714 条 4 及び第 R714 条 6 にいう国内商標登録簿への登録請求
- (6) 工業所有権庁の承認を求めてなされる、国際商標登録出願及び国際登録簿へのその後の登録

第 R712 条 27

登録に係る技術的準備が開始されるまで又は標章の登録決定に対する救済手続の際に、出願人又はその代理人は、当初の登録出願の分割出願の提出手続をすることができる。

分割は、商品及びサービス一覧についてのみすることができる。

分割出願においては、出願日及び必要な場合は当初の出願の優先日を用いるものとする。

第 R712 条 28

第 R712 条 27 に従った登録出願の分割の場合において、各分割出願は、第 R712 条 3 の規定を満たしていなければならない。

第 IV 章 標章権の移転及び喪失

第 R714 条 1

登録標章の所有者は、商品又はサービスの全部又は一部について、随時当該標章を放棄することができる。

放棄の通知が認容されるためには、次のとおりでなければならない。

- (1) 国内標章登録簿に登録された標章の所有者又はその代理人が、申立の日に当該通知を提出すること
 - (2) 所定の手数料の納付証明が当該通知に添付されること
- 放棄には、第 R712 条 21 の規定が適用される。

第 R714 条 2

国内標章登録簿は、工業所有権庁がこれを備える。

国内標章登録簿には、各標章について次の事項が登録される。

- (1) 出願人の同定及び出願の参照事項、並びに当該標章の存在又は範囲に影響を与えるその後の行為
 - (2) 当該標章の所有権又はこれに由来する権利の享受を変更する行為、また、所有権の主張の場合は、それに対応する譲渡の事実
 - (3) 名称、法的形態又は宛先の変更、及び登録事項に関する誤記の訂正
- 第 R712 条 8 の規定に従って出願が公告されるまでは、登録簿には如何なる記載もされないものとする。

第 R714 条 3

第 R714 条 2(1)にいう事項は、工業所有権庁の判断により、又は裁判所の命令に係る場合は、書記官若しくは当事者の 1 の請求により登録される。

裁判所の判決は、最終判決のみが国内標章登録簿に登録される。

第 R714 条 4

標章の所有権又はこれに由来する権利の保有を変更する証書、例えば譲渡、商業権の譲与、質権の設定若しくは譲渡又は質権の放棄、制限、制限の承認及び解除等の証書は、当該証書の当事者の 1 の請求、又は登録申請日における申請の所有者が当該証書の当事者でない場合は、その者の請求によって登録される。

ただし、ある証書を登録することができるのは、当該証書に登録出願の所有者又は標章の所有者として記載されている者が、当該証書に起因する通知の前に、そのような者として国内標章登録簿に登録されている場合に限られる。

当該申請は、次を含まなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 所有権又は保有に係る変更を記載している証書の謄本又は抄本
- (3) 所定の手数料の納付証明
- (4) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、当該代理人自身が工業所有権代理人である場合は、この限りでない。

第 R714 条 5

第 R714 条 4(2)の例外として、申請に際して次の書類を提出することができる。

- (1) 死亡による変更の場合は、相続人又は受遺者の請求により、当該移転を証明する証書の謄本
- (2) 合併、分離又は吸収による移転の場合は、当該変更を示す商業・会社登録簿の抄本

(3) 写しを提示することに実質的な障害があることの立証による場合は、所有権又は保有の変更を証明する書類

第 R714 条 6

名称、法的形態、宛先の変更及び誤記の訂正は、国内標章登録簿に登録されている登録出願又は標章の所有者の請求によって登録される。ただし、当該変更及び訂正が以前登録された証書に関するものである場合は、その証書の何れかの当事者が請求をすることができる。当該申請は、次の書類から成る。

(1) 登録申請書

(2) 必要な場合は、代理人の委任状。ただし、当該代理人自身が工業所有権代理人である場合はこの限りでない。

(3) 誤記の訂正に関する場合は、所定の手数料の納付証明

工業所有権庁は、登録請求の対象である変更又は訂正されるべき誤記が存在することの証拠を要求することができる。

第 R714 条 7

登録申請がその要件を満たしていない場合は、理由を付した通知を申請人に対して行う。申請人には、その申請の不備を是正するため、又は意見書を提出するための期限が与えられる。異論を撤回させるような不備の是正又はそのような意見書の提出が行われない場合は、当該申請は、工業所有権庁長官の決定により拒絶される。

当該通知には、不備是正案を添付することができる。申請人が与えられた期限内に当該提案に異論を唱えない場合は、当該提案は受諾されたものとみなされる。

第 R714 条 8

国内標章登録簿へのすべての登録については、工業所有権公報に掲載する。

すべての関係人は、工業所有権庁から次のものを入手することができる。

(1) 標章のひな形、出願及び登録に係る詳細事項、並びに該当する場合は、取下、放棄又は裁判所の判決によって生じた商品又はサービス一覧に関する制限を記載した同一性証明書

(2) 国内標章登録簿になされた登録の写し

(3) 登録不存在証明書

第1段落に規定された公告の日以降、すべての利害関係人は、標章登録出願ファイルの閲覧及び自らの費用負担による書類の写しの入手を請求することができる。工業所有権庁は、十分な利害の存在を証する証拠の提示をこの権利の行使の前提条件とすることができる。

ただし、申請人に開示されない書類、及び個人データを含むか若しくは営業秘密に係る書類は、公衆に開示してはならない。

第 R714 条 9

認容されなかった、拒絶された又は更新されなかった出願は、その所有者の請求により及びその費用負担により、同人に返還することができる。

返還請求がない場合は、工業所有権庁は、認容されなかった出願及び拒絶された出願に関しては1年の満了時に、また、更新されなかった出願に関しては10年の満了時にこれを破棄す

ることができる。

第 V 章 団体標章

第 R715 条 1

1991 年 12 月 28 日前に出願された標章の登録に記入された「団体標章」の記載は、それが団体証明標章でない限り、その所有者の請求により抹消され得るものとする。
抹消の事実は、国内標章登録簿に登録される。

第 VI 章 紛争

第 R716 条 1

(I) 法第 L716 条 8 に規定された税関当局による商品差押の請求には、次の事項を記載する。

- (1) 申請人の姓名又は法人名称、居所又は所在地
- (2) 該当する場合は、代理人の名称及び宛先並びにその委任状の証拠
- (3) 申請人が主張する権利に関する申請人の資格
- (4) 当該標章の指定及び登録番号
- (5) 当該請求の対象である、偽物と主張されている商品の説明
- (6) 偽物と主張されている商品が適法に製造されておらず、自由な流通に置かれておらず、欧州共同体の別の加盟国において市場に出されてもいないことを証明するのに役立つすべての書類及び情報

(II) (I) にいう請求は、偽物であると主張されている商品がフランス領域内に入る前に、関係当局に対して行うことができる。この場合は、その有効期間は 1 年とし、以後更新可能とする。

当該請求の提出条件は、税関担当大臣の命令によって定められる。

第 R716 条 1-1

第 R716 条 1 (I) 及び (II) にいう関係当局は、税関担当大臣とする。

第 VII 章 国際標章及び共同体標章

第 I 節 国際標章

第 R717 条 1

第 R712 条 3 (2) (d)、第 R712 条 9 から第 R712 条 11 まで、第 R712 条 13 から第 R712 条 18 まで、第 R714 条 2 及び第 R714 条 4 から第 R714 条 8 までは、本章の規定の範囲内であつその規定に従うことを条件として、1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定及び 1989 年 6 月 27 日のマドリッド議定書に従ってフランスに拡大される国際標章登録について適用される。

第 R717 条 2

国際登録が団体証明標章に関するものである場合は、当該標章が国際登録簿に登録された日

から6月以内に、第R712条3(2)(d)にいう使用規約を、該当する場合は、これにそのフランス語への翻訳文を添付して提出しなければならない。

この要件が満たされない場合は、当該国際登録は、フランス国内では団体証明標章に関するものでないとみなされる。

第R717条3

工業所有権庁は、世界知的所有権機関により発行される「ラ・ガゼット」と称する公報を、公衆の利用に供する。

法第L712条3に基づいて第三者が意見書を提出すべき2月の期間は、工業所有権庁が「国際標章」公報を受領した月の翌月の最初の日に開始する。

第R717条4

第R712条10にいう審査は、当該標識が標章を構成するか又は標章として採用される適格性を有するか否かの確認に限定される。

第R712条11(2)に従って要件不備の通知を発出することができる4月の期間は、国際登録のフランスへの拡大を工業所有権庁に通知した時点で開始する。

要件不備は、世界知的所有権機関の国際事務局を通じて国際登録の所有者に通知される。

第R717条5

法第L712条4に従って異議申立を行うための期限は、工業所有権庁が「ラ・ガゼット」を受領した月の翌月の最初の日に開始する。

異議申立は、世界知的所有権機関の国際事務局を通じて国際登録の所有者に通知される。

国際登録の所有者は、工業所有権庁により通知が発出された日から15日以内に異議申立通知を受領したものとみなされる。

第R717条6

拒絶の決定は、フランスにおける国際登録保護の拒絶の形で与えられる。

当該決定は、世界知的所有権機関の国際事務局により国際登録の所有者に通知される。

第R717条7

フランスにおいて効力を有する国際登録に関する証書は、その国際登録簿への登録が不能となった時点で国内標章登録簿に登録することができる。

第R717条8

1891年4月14日のマドリッド協定及び1989年6月27日のマドリッド議定書の条件に基づいて国際事務局への転送のためには工業所有権庁の承認を得なければならない国際登録出願又は当該登録後の登録に係るすべての出願は、第R712条26にいう命令において規定された条件に基づいて提出しなければならない。

第R712条11の規定は、前段落に規定された条件を満たさないすべての出願について適用される。工業所有権庁への出願日は、該当する場合は、当該出願の不備が是正された日とする。

第 II 節 共同体標章

第 R717 条 9

共同体標章又は共同体標章出願は、工業所有権庁が欧州共同体商標意匠庁に宛てられた変更請求を受領した後直ちにフランス標章の出願へ変更され、国内番号が割り当てられる。

(1) 請求人は、次の書類を提出するための期限を与えられる。

(a) 第 R712 条 3(1)に規定された登録出願

(b) 第 R712 条 3(2)(a)に基づく手数料の納付証明

(c) 該当する場合は、変更請求及び添付書類のフランス語への翻訳文

請求人が欧州連合加盟国又は欧州経済地域協定締約国に住所又は登録事務所を有していない場合は、同一の期限までに第 R712 条 2 の条件を満たす代理人を任命し、その代理人の名称及び宛先を工業所有権庁に提出しなければならない。

(2) 変更請求から生じた出願は、(1)にいう書類が所定の期限までに提出されなかった場合は、却下される。

(3) 変更請求から生じた出願が認容することができるものと認められた場合は、当該出願は、(1)にいう書類の工業所有権庁による受領後 6 週間以内に、工業所有権公報に公告される。当該公告において、法第 L717 条 5 第 3 段落の規定に従うことを条件として、関係人が 2 月以内に意見を表明する権利及び法第 L712 条 4 にいう者が同じ期間内に登録に異議を申し立てる権利への言及がなされる。

第 R717 条 10

変更請求から生じた国内標章の出願は、第 R712 条 9 から第 R712 条 23 までの条件に基づいて審査された後、登録され又は拒絶される。

第 VIII 章 共通規定

単一節

第 R718 条 1

第 R712 条 16(1)の規定に従うことを条件として、工業所有権庁により与えられる期間は、1 月以上 4 月以内でなければならない。

第 R718 条 2

期間が日で表示される場合は、当該期間の開始事由である行為、事象、決定又は通知が生じた日は算入しない。

期間が月又は年で表示される場合は、当該期間は、最終月又は最終年の、当該期間の開始事由である行為、事象、決定又は通知が生じた日と同じ日に満了する。同じ日が存在しない場合は、当該期間は、その月の末日に満了する。

期間が月及び日で表示される場合は、月及び日の順に算入する。

期間はすべてその末日の夜の 12 時に満了する。

通常において、土曜日、日曜日、祝祭日又は非就業日に満了する期間は、翌就業日まで延期

される。

通常において、工業所有権庁の支庁の1が就業していない日に満了する期間は、同庁のすべての支庁が就業している最初の日まで延長される。

工業所有権庁長官の決定により、前段落にいう日の一覧が毎年作成される。当該一覧は、工業所有権公報において公告される。

第 R718 条 3

通知は、次の場合に適正になされたものとみなされる。

(1) 工業所有権庁に提出された標章登録出願の最後の所有者か又は国内標章登録簿に登録された最後の所有者に対してなされた場合

(2) 当該所有者の代理人に対してなされた場合

当該所有者が欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締約国に住所を有していない場合は、通知は、同人が工業所有権庁に対して指名した最後の代理人に宛てた場合に適正になされたものとみなされる。

第 R718 条 4

本編において規定された通知は、配達通知付の書留郵便で行われるものとする。

また書留郵便に代えて、工業所有権庁の敷地内における受領証と引換えの名宛人への手交、又は工業所有権庁長官が特に郵送の安全を保証するために定めた方法による電子通信によっても、通知を行うことができる。

名宛人の宛先が不明である場合は、当該通知は、これを工業所有権公報に公告することにより行われる。

第 VIII 卷 フランス領ポリネシア，ワリー・エ・フトゥーナ諸島，南半球及び南極のフランス領域，ニューカレドニア及びマヨットにおける適用

単一編

第 R811 条 1

本規則の規定は，海外領域に適用される。ただし，次を例外とする。

(1) 第 R421 条 1 から第 R421 条 12 まで，第 R422 条 1 から第 R422 条 66 まで，第 R423 条 1 及び第 R423 条 2，並びに第 R615 条 1 から第 R615 条 5 まで

(2) 第 R512 条 2，第 R512 条 3，第 R512 条 13，第 R512 条 15，第 R513 条 1，第 R513 条 2，第 R612 条 2，第 R612 条 38，第 R613 条 46，第 R613 条 56，第 R613 条 58，第 R712 条 2，第 R712 条 13，第 R712 条 14，第 R712 条 21，第 R712 条 24，第 R714 条 4 及び第 R714 条 6 の工業所有権代理人に関する部分

(3) 第 R133 条 1 及び第 R326 条 1 から第 R326 条 7 まで

(4) 第 R133 条 2

第 R811 条 2

本規則の規定は，マヨットに適用される。

ただし，第 R133 条 1 及び第 R326 条 1 から第 R326 条 7 までは適用されない。

ただし，第 R133 条 2 は適用されない。

第 R811 条 3

本規則並びに海外領域及びマヨット領域に適用される規定の施行に当たっては，それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

－ 「tribunal de grande instance」は「tribunal de première instance」に

－ 「juge d'instance」は「juge du tribunal de première instance」に

－ 「région」は「territoire」に，またマヨット領域の場合は「collectivité territoriale」に

－ マヨット領域に関しては，「cour d'appel」は「tribunal supérieur d'appel」に，また「commissaire de police」は「officier de police judiciaire」に

－ 「tribunal de commerce」は，マヨット領域に関しては「tribunal de première instance statuant en matière commerciale」に，またニューカレドニア，フランス領ポリネシア及びワリー・エ・フトゥーナに関しては「tribunal mixte de commerce」に

－ 「conseil de prud'hommes」は「tribunal du travail」に